

東日本大震災津波等からの復興と
地方創生・人口減少対策の推進に
当たっての提言・要望書

令和5年6月14日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波等からの復興関連事項

I 全般的な重要事項

- 1 復興の推進に必要な予算の確保と取組の継続…………… 1
(全省庁)
- 2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のための財政支援…………… 4
(内閣府・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)
- 3 被災地復興のための人的支援…………… 7
(全省庁)
- 4 移転元地の利活用に向けた措置…………… 9
(復興庁・経済産業省・国土交通省)
- 5 国際リニアコライダー(ILC)の実現…………… 11
(内閣府・復興庁・外務省・財務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省)
- 6 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る
十分な賠償の実現…………… 14
(復興庁・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)
- 7 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応…………… 20
(復興庁・環境省)
- 8 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応…………… 23
(内閣府・消費者庁・復興庁・農林水産省・林野庁・水産庁)
- 9 海洋再生可能エネルギーの更なる活用に向けた支援…………… 28
(内閣府・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)
- 10 平成 28 年台風第 10 号災害及び令和元年東日本台風災害に係る洪水
対策・土砂災害対策等における確実な予算措置…………… 30
(内閣府・財務省・国土交通省)

II 「安全」の確保

- 11 復興事業(ハード事業)完了までの支援の継続…………… 32
(復興庁・国土交通省)

12	津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置	33
	(復興庁・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)	
13	復興道路及び復興支援道路への自動車ナンバー自動読み取りシステム 路上端末の設置	35
	(復興庁・警察庁・国土交通省)	

Ⅲ 「暮らし」の再建

14	被災者の生活再建に対する支援	38
	(内閣府・復興庁・総務省・法務省・財務省・国土交通省・厚生労働省)	
15	被災地市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に 向けた支援	43
	(国土交通省)	
16	教育の復興に対する支援	45
	(復興庁・文部科学省)	
17	被災地域の文化財修復等に対する財政的支援	47
	(復興庁・文化庁)	
18	復興支援活動を行うNPO等への支援の継続	48
	(内閣府・復興庁)	

Ⅳ 「なりわい」の再生

19	水産業の復旧・復興支援	49
	(復興庁・水産庁)	
20	被災事業者への支援策の継続	52
	(復興庁・総務省・財務省・経済産業省・中小企業庁)	
21	被災地における産業人材の確保	56
	(復興庁・法務省・厚生労働省)	
22	観光復興に向けた支援策の拡充	59
	(内閣官房・復興庁・財務省・国土交通省・観光庁)	

Ⅴ 未来のための伝承・発信

23	教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援	61
	(内閣府・復興庁・国土交通省)	

地方創生・人口減少対策の推進関連事項

I 全般的事項

- 1 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進 65
(内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・厚生労働省)
- 2 地方重視の経済財政政策等の実施 74
(内閣府・総務省)
- 3 地方創生の推進を支える財源の確保 76
(内閣府・総務省)

II 岩手で働く

- 4 地方への投資促進に向けたインフラ整備等への支援 79
(総務省・経済産業省・国土交通省・農林水産省)
- 5 地域経済の活力の源泉となる起業・スタートアップや事業承継への支援 82
(経済産業省・文部科学省)
- 6 企業の生産性向上や働き方改革等の推進による賃上げ環境の整備、
人材確保 87
(内閣府・厚生労働省・経済産業省)
- 7 農林水産業における「担い手育成」 96
(農林水産省・林野庁・水産庁)
- 8 主要な水産物の不漁に対する対策の強化 104
(水産庁)
- 9 地方創生のための地方大学の振興 113
(総務省・文部科学省)
- 10 半導体関連産業振興への支援 115
(経済産業省・国土交通省・農林水産省)
- 11 職業能力開発に係る支援制度の充実 117
(厚生労働省)

Ⅲ 岩手で育てる

- | | | |
|----|-------------------------------------|-----|
| 12 | 子育てしやすい雇用・労働環境の整備 | 121 |
| | (内閣府・厚生労働省) | |
| 13 | 総合的な少子化対策の推進 | 125 |
| | (内閣府・こども家庭庁・財務省) | |
| 14 | 子ども医療費助成の全国一律化 | 129 |
| | (厚生労働省) | |
| 15 | 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止 | 130 |
| | (厚生労働省) | |
| 16 | 子育て支援施策等の充実・強化 | 132 |
| | (内閣府・こども家庭庁・財務省) | |
| 17 | 高校生等の修学に対する支援 | 134 |
| | (内閣府・総務省・文部科学省) | |
| 18 | 学校における働き方改革に向けた環境整備 | 142 |
| | (文部科学省・文化庁・スポーツ庁) | |

Ⅳ 岩手で暮らす

- | | | |
|----|-----------------------------|-----|
| 19 | 情報通信基盤整備等への支援 | 145 |
| | (総務省) | |
| 20 | デジタル社会の実現に向けた支援 | 148 |
| | (デジタル庁・総務省) | |
| 21 | バス路線の維持確保に係る支援の一層強化 | 151 |
| | (内閣府・国土交通省) | |
| 22 | 地域公共交通の利便性向上に対する支援の拡充・強化 | 156 |
| | (国土交通省・観光庁) | |
| 23 | 地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援 | 159 |
| | (国土交通省) | |
| 24 | 快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進 | 161 |
| | (農林水産省・水産庁・国土交通省・環境省) | |
| 25 | 自然公園等の施設整備の促進 | 163 |
| | (環境省) | |

26	文化・スポーツの振興	165
	(総務省・財務省・文部科学省・文化庁・スポーツ庁)	
27	女性の活躍推進事業への支援の拡充	170
	(内閣府・厚生労働省)	
28	地域医療再生のための総合的な政策の確立	172
	(厚生労働省)	
29	医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等	174
	(総務省・文部科学省・厚生労働省)	
30	病院事業に係る地方財政措置の拡充	178
	(総務省)	
31	在宅医療の推進	180
	(総務省・厚生労働省)	
32	地域包括ケアシステムの構築支援	182
	(総務省・厚生労働省)	
33	自殺対策の充実	184
	(厚生労働省)	

V 岩手とつながる

34	観光振興に資する社会資本整備等への支援	187
	(法務省・財務省・厚生労働省・国土交通省)	
35	文化遺産や国立公園を生かした観光誘客、インバウンドの拡大支援	192
	(内閣官房・文部科学省・文化庁・観光庁・環境省)	
36	不登校対策に対する支援	196
	(文部科学省・内閣府・こども家庭庁)	
37	遠隔教育に対する支援	199
	(文部科学省・内閣府)	
38	多文化共生社会の実現に向けた取組の推進	201
	(内閣官房・内閣府・総務省・法務省・厚生労働省・文部科学省・経済産業省・国土交通省)	

その他省庁別要望事項

内閣府	205
こども家庭庁	205
総務省	205
文部科学省	205
文化庁	206
厚生労働省	206
水産庁	208
経済産業省	208
環境省	209
原子力規制委員会	209

東日本大震災津波等からの復興と 地方創生・人口減少対策の推進に当たっての提言・要望書

東日本大震災津波から12年が経過し、本県においては、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行いながら、復興事業に全力で取り組んでいるところであり、ハード事業の多くが完了するなど、復興事業は着実に進んでいます。

国におかれましては、これまで東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税による財政措置、復興特区制度などの手厚い措置を講じていただいたところです。

加えて、応急仮設住宅での生活の長期化に伴う心と体のケアの問題や、災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成などの課題、なりわいの再生を図る上で欠くことのできない人材の確保など、復興のステージに応じた課題にも柔軟に対応できる制度を創設していただけてきたところです。

本県では、本県の総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」に、基本目標として「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を掲げ、その実現に向けた取組を推進しています。

この県民計画において、復興推進の柱として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」、「未来のための伝承・発信」を掲げ、東北の復興と再生の原動力となる国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を推進しながら、より良い復興、「ふるさと岩手・三陸の創造」に、全力で取り組んでいます。

復興と並ぶ本県の喫緊の課題が地方創生と人口減少対策です。

本県の総人口は、平成9年以降減少し続けています。また、合計特殊出生率は、令和4年に過去最低の1.21となるなど、低い水準で推移しています。このため、本県では、「いわて県民計画（2019～2028）」の第2期アクションプラン（令和5年度～令和8年度）において、人口減少対策を最優先に取り組むべきものと位置づけ、令和5年度当初予算では、子ども・子育て施策及び移住・定住施策を強化することとしました。

さらに、地方版まち・ひと・しごと総合戦略である「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」において「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」「岩手とつながる」の4つを柱に据え、岩手への新しい人の流れを生み出すための取組を進めているところです。

本県における復興と地方創生・人口減少対策の推進には、復興に必要な予算の確保や、地域特性に応じた取組を推進するための財源の確保などが不可欠であり、国におかれては、今後も引き続き、これらの課題に全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 復興の推進に必要な予算の確保と取組の継続

震災からの復旧・復興事業に対しては、これまで手厚い財政支援措置が講じられてきたところですが、本県においては、被災者のこころのケア、コミュニティの形成支援、主要魚種の不漁やコロナ禍・物価高騰等の影響を受けた事業者支援など、中長期的に取り組むべき課題があります。

については、被災者一人ひとりに寄り添った復興に引き続き取り組めるよう、復興の推進に必要な予算の確保と被災地の実情に応じた取組の継続について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 復興の推進に必要な予算の確保

国においては、令和2年7月に決定された「令和3年度以降の復興の取組について」に基づいて、復興の推進に必要な予算が確実に措置されるよう要望します。

2 被災地の実情に応じた取組の継続

令和3年3月9日に閣議決定された「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく復興の取組について、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、一律に期限を適用することなく期間延長も含めた柔軟な対応を要望します。

【現状と課題】

1 復興の推進に必要な予算の確保

- 国においては、令和2年7月に復興推進会議で令和3年度以降5年間（第2期復興・創生期間）の復興の取組の枠組みを決定し、「第2期復興・創生期間」における復旧・復興事業費として全体では1.6兆円程度、そのうち岩手県分は0.1兆円程度と見込んでいるところ。
これは、岩手県・市町村が必要と見込んでいる事業規模と概ね一致。
また、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模は、合計で32.9兆円程度と見込まれるが、財源もこの事業規模に見合うものと見込まれるところ。
- 復興は着実に進展している一方、時間の経過に伴い、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、こころのケア、コミュニティ形成支援など被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援に引き続き取り組んでいくことが必要。また、なりわいの再生については、主要魚種の不漁や新型コロナウイルス感染症・物価高騰等の影響を受けており、事業者の販路回復や従業員確保の支援、主要魚種の不漁等への対策に取り組んでいくことが必要。
- これらの課題に対応するため、今後も、令和3年3月9日に閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針』に掲げられている各分野の取組が実施されるよう、必要な予算の確実な措置が必要。

＜参考1＞国の方針・体制等

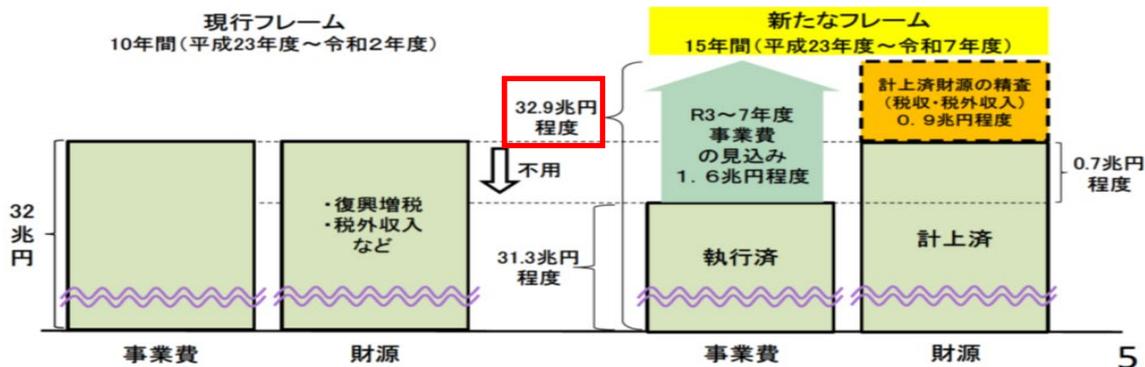
H31.1	「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を変更 ・復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す。
R1.12	「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定 ・地震・津波被災地域（岩手県・宮城県）については、復興・創生期間後5年間（令和3年度～7年度）、残された事業に全力で取り組むこととする。 ・復興庁の設置期間を10年間延長するとともに、岩手復興局及び宮城復興局の位置について、沿岸域に変更し、盛岡市及び仙台市には支所を置くこととする。
R2.7	「令和3年度以降の復興の取組について」を復興推進会議で決定 ・第2期復興・創生期間の事業規模及び復興財源フレームを決定。
R3.3	「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を改定 ・方針の名称を『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針』に変更した他、所要の改正を行う。
R3.4	岩手復興局が釜石市に移転

＜参考2＞第2期復興・創生期間（令和3年度～7年度）の事業規模（見込）1.6兆円の内訳

① 被災者支援	0.1兆円程度	【県別】	岩手県	0.1兆円程度
② 住宅再建・復興まちづくり	0.2兆円程度		宮城県	0.1兆円程度
③ 産業・生業の再生	0.2兆円程度		福島県	1.1兆円程度
④ 原子力災害からの復興・再生	0.5兆円程度		その他（※）	0.3兆円程度
⑤ その他（震災特交など）	0.6兆円程度		合計	1.6兆円程度
合計	1.6兆円程度			

※【県別】のその他には、県別に分類されていないものを含む。

《参考3》令和3年度以降の財源フレーム（R2.7.17 復興推進会議決定）（抜粋）



2 被災地の実情に応じた取組の継続

- 国では、令和3年3月9日に閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において、第2期復興・創生期間において国と被災地方公共団体が協力して被災者支援をはじめとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すこととしているところ。
- 被災地においては、特に中長期的に取り組むべき課題として、
 - ・ こころのケアやコミュニティ形成等の被災者支援
 - ・ 主要魚種の不漁や新型コロナウイルス感染症・物価高騰の影響を受けている事業者の支援
 - ・ 被災者生活再建支援
 - ・ 原子力災害に起因する風評被害対策
 などがあることから、これらの取組に一律に期限を適用することなく、被災地の状況や地元自治体の意見等を十分に踏まえながら、必要な事業及び制度を実施することが必要。
- また、社会資本整備の完了と併せた施策の着実な推進のための復興を支える仕組みとして、
 - ・ 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制や規制等の特例
 - ・ 災害公営住宅の家賃低廉化事業等を含めた住まいとまちの復興に向けた支援措置
 などの継続や必要な対象区域の確保に加え、任期付職員の採用などの人材確保対策を含めた財源の確保が必要。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課
ふるさと振興部 市町村課

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策 のための財政支援

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策については、令和4年5月に改正された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定された本県の全ての沿岸市町村において、ハード対策に対する手厚い財政支援措置が講じられているところですが、令和4年9月に本県が公表した地震・津波被害想定において、日本海溝沿いの巨大地震・津波が発生した場合、東日本大震災津波を超える犠牲者が想定されるため、沿岸市町村において、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、犠牲者ゼロを目指した取組を進める必要があります。

また、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、本県が令和4年3月に公表した津波浸水想定区域には市町村庁舎等が存在しており、当該市町村では、庁舎等の移転などについて検討しているところです。

これらの取組を推進するには、更なる財政支援が必要となることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのハード対策への財政支援の拡充

令和4年3月に岩手県が公表した津波浸水想定では、これまでの想定を上回る津波高や浸水域となったことから、沿岸市町村では、避難路や避難タワー等の新たなハード整備の必要性について検討しています。

東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる沿岸市町村の負担を軽減するため、補助率の更なる嵩上げを図るとともに、自治体負担分についても、一層の負担軽減策を講じるよう要望します。

また、津波浸水想定区域にある市町村庁舎等の移転費用などについて、地方債による財政措置が講じられているところですが、引き続き、地方の実情に応じた負担軽減策を講じていくよう要望します。

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのソフト対策への財政支援

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定された市町村が実施するハード整備以外の避難対策等に対し、新たな財政支援制度の創設を要望します。

また、漁船避難ルールづくりなどの避難対策を支援する「水産業強化支援事業」等について、ハード整備に係る国庫負担割合と同様に、補助率をかさ上げするよう要望します。

【現状と課題】

1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのハード対策への財政支援の拡充

(1) 特措法による財政支援

補助率の嵩上げ	(通常事業) 1/2 → (特措法適用事業) 2/3
交付税措置後の地方負担率	(通常事業) 40% → (特措法適用事業) 約 18.3%

- 今なお、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる県及び沿岸市町村にとっては、新たな対策は更なる負担となることから、更なる財政支援が必要。
- 例えば、一部市町村からは、補助率嵩上げ後の自治体負担分について、単独事業債である緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）を充当できるように制度の見直しを求める声があるところ。

(2) 庁舎等の公共施設移転に関する地方財政措置の概要

- 浸水想定区域からの移転の場合、次の要件を両方満たせば、①、②の地方債が活用可能。
- しかし、各市町村において、浸水想定区域内にある公共施設の移転の必要性を検討しているものの、厳しい財政状況のもと、多額の財政負担を伴う懸念があることから交付税措置を伴う有利な地方債の継続及び一層の拡充が必要。

【要件】

- ア 施設の大半が浸水想定等区域内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられる場合
- イ 津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となること

【活用可能な地方債】

- ① 緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）（令和 7 年度まで）
- ② 防災対策事業債（充当率 90%、交付税措置率 50%）
 - ※ いずれの地方債も面積の上限あり
 - ※ 令和 5 年 1 月、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における 1 m²当たり建築単価の上限が引き上げられた（36.1 万円→42.2 万円（17%増）。ただし、資材価格高騰に伴うもの）。

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策に関するソフト対策への財政支援

(1) 市町村が行うソフト対策への新たな財政支援

- 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定された沿岸市町村が実施する避難タワーや避難路の整備などのハード対策について、補助率のかさ上げなどの財政支援措置が講じられている一方、下記に示すソフト対策については、国からの財政支援制度がない状況。
- 地震・津波による犠牲者をゼロにするためには、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を着実に実施する必要がある、今なお、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる県及び沿岸市町村にとっては、新たな対策は更なる負担となることから、ソフト対策に対しても新たな財政支援が必要。

【沿岸市町村において今後行う必要のあるソフト事業の例】

- ① 津波浸水想定に伴う新たな防災対策のための事業（津波避難ビルの指定等）
- ② 低体温症対策のための事業（防寒アルミシートなどの避難所等への整備）
- ③ 津波防災の普及啓発のための事業（防災の取組に係る広報等）
- ④ 避難速度の向上のための事業（自主防災組織の活動のために必要な資機材の整備等）

(2) 水産業協同組合等が行う漁港における津波避難対策に係る補助率のかさ上げ

- 水産基盤整備事業や農山漁村地域整備交付金等を活用した避難タワーなど避難施設の整備に係る国庫負担割合は、かさ上げが措置されたところであるが、漁船避難ルールづくりの取組などの避難対策に要する経費は、それぞれの交付要綱に基づく国庫負担割合（1/2）となっている状況。
- 今後、本県においては、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による津波」に対応した防災対策を講じることとしており、避難施設の整備と併せ、漁港における津波避難対策を実施していくことが重要であり、こうしたソフト対策についても補助率の嵩上げが必要。

<漁港施設における津波避難対策の事業量見込み（事業費ベース）>

実施内容及びR5以降実施見込み地区（漁港）数	R4まで	R5実施	R6以降
漁船避難ルールづくりの取組（避難海域や情報伝達の検討等） 10 地区	約 0.6 億円 （6 地区）	約 0.1 億円 （野田）	約 1.9 億円 （10 地区）
漁港から高台への避難対策（計画策定等） 27 漁港	約 0.2 億円 （山田、大槌）	-	約 7.6 億円 （27 漁港）

【県担当部局】復興防災部 防災課、復興危機管理室
 ふるさと振興部 市町村課
 農林水産部 漁港漁村課
 県土整備部 都市計画課

3 被災地復興のための人的支援

復興に係る人的支援については、「第1期復興・創生期間」に引き続き、「第2期復興・創生期間」においても、復興の進捗状況を踏まえながら、全国の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における任期付職員の採用など、必要な人材確保対策に要する経費に対して、特別の支援をいただいているところです。

復興を完遂させるためには、各分野において専門的知識を有する人材が必要であり、また、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保は重要な課題であることから、その人員確保について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 人的支援の総合的な調整等に係る取組の継続

復興を完遂させるためには、令和6年度においても、引き続き復興に必要な人員を十分に確保する必要があることから、全国の地方公共団体等からの人的支援の総合的な調整について、復興事業が完了するまで取組を継続するよう要望します。

また、独立行政法人や民間企業を退職した者の任期付職員としての採用や、被災地方公共団体と国（国家公務員）との人事交流が必要な場合もあることから、適切な支援が行われるよう要望します。

【現状と課題】**1 職員確保の状況**

- これまで、任期付職員の採用、再任用職員の積極的活用、他県応援職員の要請等に取り組んできたが、正規職員を中心に、土木職の採用が困難な状況にあるなど、復興事業の完了に向けて引き続きマンパワーの確保が必要。
- 陸前高田市や釜石市、大槌町では、令和6年度以降においても一部の復興事業が継続するとともに、地域コミュニティ再生や心のケア等の事業に携わる職員が必要。

《岩手県における職員確保状況（特別募集除く）》

（各年度4月1日現在）

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	(参考) 欠員数
R2	174人	19人	46人	130人	369人	▲46人
R3	189人	0人	13人	130人	332人	▲15人
R4	148人	0人	11人	136人	295人	▲13人
R5	144人	1人	1人	169人	315人	▲9人

《市町村における職員確保状況》

（各年度4月1日現在）

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
R2	320人	320人	0人	100.0%
R3	73人	72人	▲1人	98.6%
R4	36人	32人	▲4人	88.9%
R5	34人	31人	▲3人	91.2%

2 任期付職員の採用の状況

- 被災市町村の任期付職員は、都道府県による代行採用・派遣や被災市町村の独自採用により確保しているが、応募が少なく、市町村において苦慮。
- 派遣職員のメンタルヘルスケアのための経費については、一部が震災復興特別交付税の対象。

【県担当部局】 ふるさと振興部 市町村課
総務部 人事課

4 移転元地の利活用に向けた措置

市町村が進めてきた防災集団移転促進事業による高台移転は、全ての事業箇所宅地造成工事が完了し、住まいの再建が進められました。一方、被災地では、同事業により市町村が買い取った土地（以下「移転元地」という。）の利活用について、様々な課題を抱えています。

移転元地の利活用促進については、計画段階から土地活用等の段階までのハンズオン支援が行われているほか、利活用する区域内にある民有地と当該区域外にある公有地を交換する場合において課税される登録免許税を免除する等の措置が講じられているところですが、「第2期復興・創生期間」以降も各地域の実情に応じた復興まちづくりを推進するため、引き続き、移転元地の利活用に向けた取組に対する支援を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 移転元地の利活用に向けた取組等に対する支援

被災市町村のまちづくりの推進のため、ハンズオン支援による専門家派遣やマーケティングに関する社会実験の実施など、移転元地の利活用に向けた取組に対する支援の継続と必要な予算措置を要望します。

併せて、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する費用への支援を要望します。

2 移転元地への産業立地の促進支援

被災地の「なりわいの再生」を一層進めるため、企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備について、復興特区における国税の特例措置や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等による設備投資や雇用等に対する支援の継続を要望します。

【現状と課題】

1 移転元地の利活用に向けた取組等に対する支援

- 防集移転元地及びその周辺の区域は、災害危険区域に指定され、住宅の建築が制限されるとともに、多くの場合、公有地と私有地が混在している状況。
- 復興まちづくりの拠点及びその周辺地域には、そのままでは利活用し難い状態の移転元地が点在。
- 市町村では、移転元地の利活用に向けて取り組んでいるものの、点在する土地の集約や、他事業による整地に係る関係者との調整、財源の確保に苦慮。
- 国では、令和3年度に「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」を創設し、本県でも専門家の派遣やマーケティングに関する社会実験の実施などに活用しているが、移転元地を含めた土地利用に係る課題解決に向け、国による継続的な支援が必要。

《参考1》ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業の活用状況

令和3年度	陸前高田市、大槌町、山田町
令和4年度	陸前高田市（2事業採択）、大槌町

※令和5年度は、3市町（釜石市、陸前高田市、大槌町）が応募。

- また、国では、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、被災地の中長期的な課題に対応するため、地方創生施策等の活用が重要であるとしているところであるが、地方創生関係交付金においては、用地取得及び造成に要する経費は原則対象外。
- 移転元地の利活用は、地域のなりわい・にぎわいの再生に資することはもとより、安全衛生、維持管理、そして、国土の有効活用の観点からも重要な課題。
- 市町村による具体的な土地利用の方策の実現に当たっては、事業用地の整形化が不可欠のため、隣地との段差が生じている土地の整地等に係る費用が必要。

《参考2》移転元地の利活用が進まないことによる支障の例

- 嵩上げた周辺部との間に段差が生じていることから、付近を通行する住民にとって危険であるほか、雨水がたまることにより害虫等が発生するおそれ。
- 公有地と私有地が不規則に混在し、家屋基礎や地下埋設物等が残っていることから、草刈り等の維持管理を行う場合にも多額の経費を要している状況。

2 移転元地への産業立地の促進支援

- 事業者への支援としては、復興特区における国税の特例措置や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金などの制度があり、事業者は新たな設備投資や雇用に有効に活用。
- 移転元地への産業立地を促進するためには、施設立地に係る金融支援等による支援の継続が必要。

《参考3》移転元地の利活用状況（令和4年12月末現在）

買取済面積	活用開始決定済面積	未活用面積
321.9ha	196.4ha（61%）	125.5ha（39%）

※ 防集事業実施7市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）取りまとめ

5 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等につながる、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

また、ILCは世界中の研究者等が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及びます。

特に、建設候補地である東北では、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されており、これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災津波からの創造的復興が実現し、ひいては日本の成長にも資するものと確信しています。

令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際には、衆参両院においてILCを「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議がなされています。

現在、ILCの実現に向けては、ILC国際推進チーム（IDT）において、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、政府における、こうした取組が加速するよう、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 国際リニアコライダー（ILC）の実現

ILCの実現に向けて、次の事項について要望します。

- (1) 国際協働による加速器の研究開発費等の予算措置を講じること
- (2) 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること
- (3) 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること

【現状と課題】

- 平成31年3月、日本政府が初めて I L C 計画への関心を表明し、以降、米欧との意見交換を継続している。
- 令和元年9月、文部科学省と米国エネルギー省とのディスカッショングループにおいて、米国政府が I L C 計画を日本がホストする場合には支持することを表明した。
- 令和2年6月、「欧州素粒子物理戦略」において、「I L C 計画のタイムリーな実現はこの戦略に適合するものであり、その場合、欧州の素粒子物理学コミュニティは協働することを望む」と明記された。
- 令和2年8月、世界の研究者コミュニティによる I L C 国際推進チーム (I D T) が高エネルギー加速器研究機構 (K E K) を拠点に発足した。
- 令和3年6月、I D T が I L C 準備研究所提案書を公表した。また、高エネルギー物理学研究者会議及び K E K が、「I L C 計画に関する主な課題について」を公表した。
- 令和4年2月、文部科学省の I L C に関する有識者会議 (第2期) が「議論のまとめ」を公表した。
- 令和4年2月、K E K が「有識者会議の結論を受けた I L C の進め方について」を公表した。
- 令和4年4月、国際将来加速器委員会 (I C F A) が「日本での I L C の実現を引き続き奨励」するステートメントを公表した。
- 今日、I D T と K E K が連携し、I C F A の了承のもとに、国際的な共同研究開発を推進する枠組みの立ち上げや、関係国の政府関係者が議論できる環境醸成に向けた取組が進められている中、I L C の実現に向けて、こうした取組を着実に推進し、加速させていく必要がある。

【参考事項】

- I L C 計画に関する費用について

項目	費用 (億円)	国際分担案 (K E K 国際ワーキンググループ答申 (2019. 10))
● 本体及び測定器建設経費	7, 355～8, 033	
(1) 本体建築費	6, 350～7, 028	(次による)
土木建築	1, 110～1, 290	ホスト国が負担
加速器本体	4, 042～4, 540	メンバー国で分担
労務費	1, 198	土木建築費分はホスト国、加速器本体分は参加メンバーで分担
(2) 測定器	1, 005	メンバー国で分担
測定器本体	766	—
労務費	239	—

● 年間運転経費	366～392	国際的に分担することを、建設にあたって政府間で合意しておくべき
光熱水料、保守	290～316	—
労務費	76	—

- これまでに算定・公表された経済波及効果の例

会議等の名称	経済波及効果	試算の条件等
文部科学省有識者会議 (H30. 5)	約 2. 4 兆円～ 約 2. 6 兆円	建設 10 年 + 運用 10 年 トンネル延長 20km 計画
岩手県国際リニアコライダー推進協議会・イノベーション経済波及効果調査委員会 (H30. 7)	約 6. 1 兆円	建設 10 年 + 運用 10 年 トンネル延長 20km 計画

※ 岩手県国際リニアコライダー推進協議会・イノベーション経済波及効果調査委員会(H30.7)の経済波及効果は、文部科学省有識者会議(H30.5)での試算(「直接的な建設及び活動効果」、「イノベーション創出」)に、「基盤技術の発展利用(加速器関連産業の波及効果)」、「世界とつながる地方創生(民間投資(住宅、オフィス、居住者等の消費支出等)」、「社会課題解決等の可能性(新技術、新製品開発等)」の試算を加えているもの。

《 I L Cに関する国内外の動向》

平成 25 年 8 月	日本の研究者で組織される立地評価会議は、I L Cの国内候補地について詳細な評価を行い、北上サイトが最適であると発表
平成 31 年 3 月	I C F A会議において、日本政府が初めてI L C計画に対する関心を示す意思を表明
令和 2 年 2 月	I C F A会議において、日本政府が平成 31 年 3 月以降の取組(米欧との意見交換の実施)や現状認識等について発表し、改めてI L Cへの関心を表明
令和 2 年 2 月	I C F Aは、日本にI L Cがタイムリーに建設されることを望む声明を発表 また、準備段階への移行のため、I L C国際推進チームの設立を提言
令和 2 年 5、6 月	復興庁設置法等の一部改正の成立に際し、衆参両院の東日本大震災復興特別委員会において、I L Cは「新しい東北」に資するものとして、誘致について検討等を求める附帯決議
令和 2 年 6 月	欧州素粒子物理戦略で最優先のコライダーとして「ヒッグスファクトリー」が盛り込まれ、「I L Cは戦略に適合しており」、「タイムリーに進めば欧州はI L Cに協力する」とされる
令和 2 年 8 月	I L C準備研究所の設立に向けた活動を行う「I L C国際推進チーム」が発足
令和 2 年 8 月	I L C建設準備期間への移行を見据え、実務レベルでの検討を行う「東北I L C事業推進センター」が発足
令和 3 年 6 月	I D Tが「I L C準備研究所提案書」を公表
令和 3 年 6 月	高エネルギー物理学研究者会議及びKEKが、「I L C計画に関する主な課題について」を公表
令和 4 年 2 月	文部科学省・第 2 期 I L Cに関する有識者会議が準備研究所段階への移行は「時期尚早」、「立地問題を一旦切り離し」、段階的に研究開発を展開すべきとする「議論のまとめ」を公表
令和 4 年 2 月	文部科学省有識者会議における「議論のまとめ」を受けて、KEKが「有識者会議の結論を受けたI L Cの進め方について」を公表
令和 4 年 4 月	I C F Aが「日本でのI L Cの実現を目指したグローバルな研究者コミュニティの活動の調整に引き続き取り組む。」とするステートメントを公表
令和 4 年 8 月	I D TがI L Cテクノロジーネットワークの立ち上げに向けた調整や国際有識者会議による政府間協議に向けた取組を開始
令和 5 年 2 月	岩手県南・宮城県北の首長等が中心となりI L C実現建設地域期成同盟会が発足
令和 5 年 3 月	I L C関連予算が令和 4 年度当初予算比倍増となる令和 5 年度政府予算が成立

【県担当部局】 I L C推進局 事業推進課

6 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 及び被害に係る十分な賠償の実現

東京電力福島第一原子力発電所ALPS処理水の処分については、安全性への不安や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く寄せられていることから、国が責任を持って取り組むよう、次のとおり要望します。

また、放射線影響対策の経費については、東京電力ホールディングス株式会社への賠償請求を行っているところですが、対策に多額の経費を要している状況にあることから、引き続き必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保

- (1) 令和5年の春から夏頃に放出が予定されているALPS処理水の処分については、安全性への不安や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く寄せられていることから、国が責任をもって、広くきめ細やかな環境モニタリングの実施・公表など科学的根拠に基づく客観的で信頼性の高い情報の発信と丁寧な説明を行い、市町村や関係者等の理解を得る取組を継続するよう要望します。
- (2) これまでの東日本大震災津波からの復興の取組や本県の自然・産業に影響を及ぼすことのないよう、徹底した安全対策とあらゆる分野に対応した万全な風評対策に取り組むなど、国内外の理解と安心が得られる取組を行うよう要望します。
万が一、風評が発生した場合の賠償については、期間や業種を限定することなく、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実にを行うよう東京電力ホールディングス(株)を指導するなど、国が最後まで責任を持って対応するよう要望します。
- (3) トリチウムの分離技術など更なる処理技術の研究開発を推進するとともに、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るよう要望します。

2 風評に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援

本県水産業について、新たに処理水の処分に伴う風評被害による打撃が懸念されることから、本県水産業の実情に応じ、東日本大震災津波からの復興や水産業の再生に向けた実効性のある対策を行うよう、以下のとおり要望します。

- (1) 本県の水産資源の回復に向け、アワビやヒラメ等の種苗放流を支援する「被災海域における種苗放流支援事業」の継続と必要な予算を十分に措置するとともに、ウニやナマコ種苗を事業対象に追加すること。
- (2) 「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」について、柔軟な運用と十分な予算を確保するとともに、「漁業経営セーフティーネット構築事業」について、放流用種苗の生産を行う漁協等を、加入者に追加するなど、危機的な不漁に対応する経営安定対策を拡充すること。
- (3) 主要な水産物の複数年にわたる不漁により、漁業協同組合の財務状況が極めて厳しい状況となっていることから、将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくため、抜本的な経営改善や組織再編に取り組めるよう、「漁協経営基盤強化対策支援事業」を継続するとともに、事業統合や合併に取り組む漁協への利子助成等の実質無利子化を図るなど、経営基盤強化に向けた支援を拡充すること。

3 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、本来、国の責任において実施すべきものであることから、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講じるよう要望します。

また、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介に誠実に対応し同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力ホールディングス㈱に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

4 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

民間事業者の出荷制限等による直接的な被害に加え、生産・販売の回復や風評被害による消費者の信頼回復への対応などを含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償を被害の発生する限り完全かつ速やかに行うよう、東京電力ホールディングス㈱に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保

(1) 国のこれまでの動き

- 2年後を目途にALPS処理水を海洋放出する「ALPS処理水の処分に関する基本方針」を決定（R3.4.13）。
- 関係省庁が連携して対策を講じるため、ワーキンググループ（座長：経済産業副大臣）を新設し、自治体や関係団体等からヒアリング（福島、宮城、茨城など計6回 R3.5～7月）。
- 関係者の意見等を踏まえて課題を整理し、「当面の対策」（安全確保、理解醸成、風評対策等）をとりまとめ・公表（R3.8.24）。
- 今後1年の取組や中長期的な方向性を整理した「行動計画」を策定（R3.12.28）。「風評を生じさせない仕組みづくり」及び「風評に打ち勝ち、事業を継続・拡大できる仕組みづくり」に取り組むとともに、対策の実施状況を継続的に確認し、状況に応じて追加・見直す方針。
- 「行動計画」を改定（R5.1.13）。処理水の海洋放出時期を「令和5年の春から夏頃を見込む」としたほか、風評対策のための基金（300億円）とは別の新たな基金（500億円）の創設による全国の漁業者支援に取り組むことを盛り込む。
- 東京電力のALPS処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請について、法令に基づく規制要件や政府の基本方針を満たしているとして、原子力規制委員会が認可を決定（R5.5.10）。

(2) 今後の主な予定

- IAEAによるレビューの包括的報告書の公表
- 海洋放出（令和5年春～夏頃）

(3) ALPS処理水による風評影響についての事業者調査結果の概要と今後の対応（経産省調査）

① 調査目的

ALPS処理水の海洋放出に伴う足下の風評影響の可能性について把握するとともに、将来的な影響の防止・抑制に繋げることを目的に事業者（アンケート調査やヒアリング）を実施したもの（2022年11月25日～12月14日）。

② 調査対象

ア 生産者

- 調査対象 福島県及び近隣地域（北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県）に所在する水産業者、農業者、畜産業者
- 有効回答数 846人（※業種は複数回答のため、合計と回答数は一致しないこと。）

	回答数	業 種				
		農業（米）	農業（野菜）	農業（果物）	水産業	畜産業
全体	846	197	233	35	265	204
うち岩手県	74	28	22	1	12	22

イ 生産者以外の事業者

- 調査対象 福島県及び近隣地域（北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県）、並びに当該地域産農林水産物の主要仕向け先となる都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府など）に所在する食品製造業者、食品卸売・小売業者、外食業者、宿泊業者

○ 有効回答数 2,240 人

	回答数	1 食品製造業	2 食品卸売業	3 食品小売業	4 外食業・宿泊業	無回答
全体	2,240	577	525	426	605	107
うち岩手県	215	73	33	37	64	8

③ 調査結果及び今後の対応（※全体の調査結果のみ公表、本県のみ調査結果は非公表）

ア 販売先の動向

○ ALPS 処理水の処分方針決定後の販売先の動向について尋ねたところ、生産者の約 45%、生産者以外の事業者の約 40%が、「何らか注視すべき動き」^(※)があると回答。

(※)「注視すべき動き」の内容

- ・生産者：販売価格低下、販売量減少、販売条件の悪化 など
- ・生産者以外の事業者：販売量減少、客数の減少、販売先による他地域産品への変更の要請・取引停止 など

○ 同意が得られた回答者へのヒアリングでは、現時点で取引停止など具体的な影響が発生していることは確認されず。

イ 効果的だと考える施策

○ 取引の円滑な継続という観点から効果的だと考える施策について尋ねたところ、以下の回答割合が高い（「%」は、かなり効果的+効果的）。

- ・生産者：モニタリングデータのわかりやすい公開（79.7%）
流通関係企業・業界への説明会の実施（76.3%）
ALPS 処理水やその海洋放出による影響についての詳しいQ&Aの提供（71.6%）
- ・生産者以外の事業者：モニタリングデータのわかりやすい公開（84.3%）
ALPS 処理水やその海洋放出による影響についての詳しいQ&Aの提供（77.4%）
簡単な説明資料（リーフレット等）の提供（75.1%）

ウ 国における今後の対応

○ 現時点で取引停止など具体的な影響が発生していることは確認できなかったものの、足下では、将来的な影響の発生を懸念している事業者がほとんどであることから、影響の防止、抑制の観点から、食品関係の卸・小売等の事業者向けの協力要請通知を发出。

○ 効果的だと考える施策の回答結果を踏まえ、リーフレットやQ&Aといったコンテンツを作成し、周知。

2 風評に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援

(1) アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援

○ 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年餌となるコンブ等の海藻の成育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。

○ また、ヒラメは、東日本大震災後、平成 26 年に種苗生産を再開し、平成 28 年から年間 110 万尾の種苗を放流しているところであるが、令和 4 年度の水揚量は 125.8 t と、震災前平均の約 8 割にとどまっているなど、風評に負けない持続可能な水産業の実現に向けて、水産資源の回復・維持が必要。

<岩手県におけるアワビ・ウニ及びナマコの漁獲量>

	震災前 A	令和 3 年度 B	令和 4 年度 C	C/A	C/B
アワビ(トン)	343	81	111	32.4%	137.0%
ウニ(トン)	122	94	100	82.0%	106.4%
ナマコ(トン)	7.7	23.9	39.2	509.1%	164.0%

※ 震災前は H20～22 年度平均の値 (岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

<岩手県におけるヒラメの漁獲量>

	震災前 A	令和 3 年 B	令和 4 年 C	C/A	C/B
ヒラメ(トン)	156.3	107.1	125.8	80.5%	117.5%

※ 震災前は H20～22 年平均の値 (いわて大漁ナビ)

<参考> 国の関連事業：「被災海域における種苗放流支援事業」

(2) 地域産業の核となる漁業協同組合の経営基盤強化に向けた支援

- 海洋環境の変化により、サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種は極端な不漁。
- 特に、定置漁業に依存する本県沿岸地区漁協等の経営は、かつてない厳しい状況。
- 風評に負けない強い水産業の実現のためには、漁業協同組合が将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくことが重要であり、経営基盤強化に向けた支援が必要。

<主要魚種の漁獲、生産量の推移> (単位：トン)

魚 種	震災前 A	令和 3 年 B	令和 4 年 C	C/A	C/B	備 考
サケ	22,306	273	299	1.3%	109.5%	年度集計
スルメイカ	18,547	1,102	2,010	10.8%	182.4%	暦年集計
サンマ	52,241	2,883	3,485	6.7%	120.9%	暦年集計
アワビ	343	81	111	32.4%	137.0%	年度集計
ウニ(むき身)	122	94	100	82.0%	106.4%	年度集計
ワカメ	22,131	11,330	11,946	54.0%	105.4%	養殖年度(暦年)
ホタテガイ	6,288	2,396	1,668	26.5%	69.6%	年度集計

※ 震災前：H20～H22年(度)の3か年平均

※ 資料：水産振興課調べ、いわて大漁ナビ、県漁連共販実績値

3 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

- 県では、市町村と協調して、東京電力に対し十四次にわたり損害賠償請求を実施。

<県及び市町村等における請求・合意状況(令和5年3月末現在)> (単位：千円)

	請求額	合意・支払額	支払率	備 考
岩 手 県	12,532,394	11,774,995	94.0%	
市 町 村 等	2,649,041	1,244,105	47.0%	
市 町 村	2,240,488	1,005,340	44.9%	33市町村
広域連合・一部事務組合	408,553	238,765	58.4%	17団体
合 計	15,181,435	13,019,100	85.8%	

※ 合意・支払額には原発ADRでの和解による和解金を含む。

- 国の「東京電力(株)福島第一、第二原発事故による原子力災害の範囲の判定等に関する中間指針」は、地方公共団体の損害についても賠償対象になるとしているが、東京電力は賠償範囲を原則として政府指示等に基づいて実施した対策に限定するなど消極的な対応。

《東京電力が賠償対象外とした例》

- ・ 地方公共団体の判断で実施した放射線影響対策は、必要かつ合理的な範囲を越えているとして基本的に賠償対象外（住民への広報、風評被害対策、局所的汚染箇所の除染費用、住民要望に対応した持込食材検査費用、道路側溝汚泥の一時保管場所整備費等について、対策の背景や経緯を斟酌せず一律に賠償対象外として整理）
- ・ 空間線量測定や学校給食検査について、安全性が確保されているとして賠償対象期間を限定

- 東京電力との直接交渉では賠償の見込みが立たない経費について、県と市町村等が協調し、これまで3回にわたり和解仲介の申立てを実施。ADRセンターの和解に基づき、それまで賠償不可としてきた経費の一部について東京電力が賠償に応じるなど、一定の進展が見られる部分もあるが、直接請求では賠償に至らないものも毎年度一定程度ある状況。
- 第3次和解仲介申立て（令和元年）では、県の申立てについては令和4年3月に和解契約を締結（和解額9,840千円、和解割合73.7%）。市町村等は23団体のうち12団体が和解成立、10団体が打ち切り、1団体が審理中。
- 今後、関係部局、顧問弁護士及び市町村等と連携しながら、第4次申立て（主に平成30年度・令和元年度損害発生分）の実施に向けた手続きを進める予定。

4 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

- 東京電力は、民間事業者への損害賠償の実施に当たり国の「東京電力(株)福島第一、第二原発事故による原子力災害の範囲の判定等に関する中間指針」に従うとしながらも、賠償対象期間や賠償対象範囲について制限的な運用が散見され、被害者が十分な賠償を受けられない状況。

また、賠償請求に当たり大量の書類の提出を求められること等について、被害者の負担の軽減が必要。

《制限的な運用の例》

- ・ 平成24年3月以降における観光業の風評被害について直接請求に応じず、また、教育旅行等の個別事情への対応が不十分
- ・ 本県農林水産物等の風評被害について、中間指針第三次追補において新たに賠償すべき損害と認められたにもかかわらず、平成25年4月以降の損害については因果関係を個別に判断するとし、実質的に第三次追補策定以前と同様の制限的な運用を実施
- ・ 被害者が原発事故前を上回る収入を得た時点で風評被害が終結したとみなし、一律に賠償打ち切り
- ・ ブロイラーや養蜂業について、中間指針・第三次追補に対象として明示がないことをもって賠償請求を拒否
- ・ 逸失利益の算定に関して、賠償対象地域以外の地域から仕入れた原料が含まれる場合、その含まれる割合によって賠償額を減額
- ・ しいたけ原木として出荷できなくなった立木に係る財物賠償について、賠償対象を避難指示区域か否かを問わず福島県内に限定
- ・ 出荷制限等により減少した販売額を企業努力により回復させた場合、当該回復分を賠償額から控除
- ・ 津波で流された提出不可能な書類や、原発事故との因果関係を厳密に証明するための書類の提出を要求

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室

農林水産部 団体指導課、水産振興課

7 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う除染や廃棄物処理に係る費用を措置していただいたところですが、依然として除去土壌や廃棄物等が大量に保管されており、この処理のために国において財政措置の継続、拡充等を図るよう、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 農林業系副産物の処理

農林業系副産物の処理に複数年を要する市町村があることから、「第2期復興・創生期間」においても引き続き処理を実施する市町村に対し、処理が終了するまで焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措置を講じるよう要望します。

2 汚染状況重点調査地域への財政措置

汚染状況重点調査地域においては、道路側溝汚泥等の撤去に当たり、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管施設の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を講じるよう要望します。

3 除去土壌の処理基準の策定

除染により発生した土壌や道路側溝汚泥の処理に向けて、除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望します。

4 住民不安の解消

除染により発生した土壌や廃棄物等の処理、一時保管施設の整備に当たっては周辺住民の理解醸成が不可欠であることから、国が放射性物質への住民不安の解消に万全を期するよう要望します。

【現状と課題】

1 農林業系副産物の処理

- 放射性物質に汚染された農林業系副産物は約 11,400 t 保管されており、市町村等の焼却処理施設において焼却灰濃度を低レベル（8,000Bq/kg 以下）に抑制し、既存の管理型最終処分場に処理することとしているため、処理が長期に及ぶ状況。

また、処理に当たり、一時保管施設の整備、前処理、焼却炉の老朽化、最終処分場の残余容量のひっ迫等が課題。

<農林業系副産物の保管量等（R5.1 末時点）>

	発生量（t）	処理済み量（t）	保管量（t）	進捗率（%）
牧草	20,499.2	19,435.7	1,063.5	94.8
稲わら	573.6	190.3	383.3	33.2
堆肥	7,038.6	2,505.6	4,533.0	35.6
ほだ木	31,082.0	25,627.4	5,454.6	82.5
合計	59,193.4	47,759.0	11,434.4	80.7

- 国では平成 25 年度から「放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金」を創設し、市町村・一部事務組合が行う放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理に要する経費の 2 分の 1 を補助している（令和 5 年度国予算額：1,402 百万円。地方負担分は特別交付税措置される）。

もともと、農林業系副産物の処理に当たっては、当該処理施設周辺の住民理解の醸成に相当日数を要することに加え、保管量に応じた処理が長期化することを踏まえ、国の補助制度に関して、農林業系副産物を保管する市町村等の状況に応じ、財政支援が必要なところ。

2 汚染状況重点調査地域への財政措置

- 汚染状況重点調査地域の汚染土壌や道路側溝汚泥について、発災当初、空間線量率が基準値より低かったとの理由で一時保管設備の設置等への財政支援を受けられず、現場での処理が滞っている箇所が多数ある。

- 放射線量低減対策特別緊急事業費補助（環境省）を拡充する等により、本県の汚染状況重点調査地域内の除染実施区域外における高濃度の汚染土壌や道路側溝汚泥を処理していただきたいこと。

- 空間線量率が基準（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ ）を下回り、国による除染対象外となった福島県の道路側溝汚泥について、国（復興庁）においては、福島再生加速化交付金の対象として、当該汚泥等の除去に加え、除去費用の半分を補助し、残り半分は震災復興特別交付税を充て、市町村負担をゼロとすることとしたところ。（平成 28 年 9 月 30 日政府発表）

福島再生加速化交付金（道路側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講じていただきたいこと。

3 除去土壌の処理基準の策定

- 放射性物質汚染対処特措法において、除去土壌の処理基準を定めることになっているが、未だ基準が示されておらず、現場での処理が滞っている状況。

＜汚染状況重点調査地域における除去土壌の現場保管量及び箇所数（R4.3 末時点）※＞

汚染状況重点調査地域	現場保管量（m ³ ）	箇所数
一関市	19,971	214
奥州市	4,634	90
平泉町	1,944	11
計	26,550	315

※出典：環境省 HP「除染情報サイト」公表資料

＜補足：汚染状況重点調査地域の側溝汚泥の現場保管量及び箇所数（R3.3 末時点）＞

汚染状況重点調査地域	現場保管量（t）	箇所数
一関市	60.8	16

令和5年2月27日 除去土壌の処分に関する検討チーム会合説明

除去土壌の埋立処分検討のため行っている実証事業を令和5年度も継続しながら、その結果を踏まえ、埋立処分基準及びガイドラインの作成を進めて行く。

4 住民不安の解消

- 国が直接地域住民に対し放射線対策に係る説明会を行っておらず、コミュニケーションが図られていないこと、除去土壌や道路側溝汚泥等の処理の見通しが立たないこと、一時保管場所の構造が簡易なものしか補助対象とされていないこと等から、住民不安の解消につながっていない状況。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課、環境保全課

8 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応

原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応については、生産再開を目指す生産者への支援、放射性物質検査に係る経費負担、消費者等に対する農林水産物の安全性に関する情報発信や消費拡大の取組など、これまで様々な支援をいただいたところです。

しかし、依然として、原木しいたけをはじめ、農林水産業への影響は払拭されていないことから、引き続き必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 原木しいたけ等の産地再生対策の充実

- (1) 産地再生に不可欠な原木の安定供給を図るため、しいたけ原木の購入経費等への支援や、原木林の再生、原木の供給体制の強化への支援を継続するよう要望します。
- (2) 経営が悪化している原木しいたけ生産者に対する損害賠償金の早期支払への支援や、産地再生に向けて取り組むための掛かり増し経費について、損害賠償対象とするための支援を継続するよう要望します。
- (3) 生産者の意欲を高めるため、原木しいたけの安全性に係る正確な情報発信等を行うとともに、産地が行う情報発信やPR活動等の取組について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 しいたけ原木の安定供給に向けた支援

- 県南部の原木林は、放射性物質の影響で使用できない状態。一方、県北部の原木林は、使用可能であるものの、原木の伐採・運搬に係る担い手の不足や、他県への移出量が増加したことにより、県内への供給が不足し、原木価格の高騰が続いている状況。

国では、放射性物質影響対策として、しいたけ原木の購入経費支援を実施していただいております、継続的な支援が必要。

【しいたけ原木価格の状況】 (単位：円(税込) / 本、岩手県林業振興課調べ)

震災前 (H20-22 平均)	R4	
181 (県平均)	343 (県平均)	432 (花巻・遠野地域)

- また、しいたけ原木価格の高騰を抑制していくためには、放射性物質により汚染された原木林の再生のための更新伐や原木林の放射性物質調査への支援など、将来的なしいたけ原木の確保や供給量の増加に向けた継続的な対策が必要。

2 損害賠償の十分かつ速やかな支払に向けた支援

- 産地再生に向けて、生産者が安定して生産に取り組むことができるよう、原木価格の高騰による掛かり増し経費等について、東京電力による十分かつ速やかな賠償金の支払が必要。
- また、原発事故前の生産量を取り戻し、産地の再生を実現するためには、東京電力による損害賠償の対象外とされている新規参入者や既存生産者の規模拡大部分についても、損害賠償の対象となるよう継続的な働きかけが必要。

【原木しいたけ生産量の推移】 (単位：t)

区分	H22	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3/H22
乾しいたけ	201	94	77	78	71	91	77	87	61	30.3%
生しいたけ	386	200	169	187	161	154	156	152	132	34.2%

※H22-R3 林野庁特用林産基礎資料

3 原木しいたけのPR活動等への支援

- 国の出荷制限が指示されている13市町では、これまでに219名の生産者が出荷制限の一部解除を果たしており、今後も、出荷制限が一部解除された生産者が増えていく見込み。

【原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限の一部解除者の状況(令和5年3月末現在)】(単位：名)

解除時期	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
解除者数	58	74	39	16	17	3	3	6	3
累計	58	132	171	187	204	207	210	216	219

- 生産者の生産意欲を高めるためには、風評被害により落ち込んだ価格を震災前の水準まで回復させる必要があり、その実現に向けた県産原木しいたけの安全確保の取組等に対する消費者等の理解増進が必要。

【乾しいたけ価格の状況】

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3/H22
全国平均価格(円/kg)	4,284	3,716	3,454	2,565	2,910	4,839	5,047	4,763	4,149	3,571	3,700	3,970	92.7%
岩手県平均価格(円/kg)	4,564	3,140	1,227	1,319	1,991	4,773	4,320	4,052	3,476	3,223	3,010	3,479	76.2%

※全国平均価格(年次)：H22-R3 林野庁特用林産基礎資料、岩手県平均価格(年度)：岩手県林業振興課調べ

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

2 水産物被害等への対応

水産物の放射性物質検査について、引き続き、国が全面的に経費を負担し、実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 水産物の放射性物質検査の実施

- 水産物の安全性を確認し、生産者や消費者、国際社会に対して正確な情報提供を行うため、引き続き、放射性物質検査の実施が必要。
- 都道府県の管理水域を越えて移動する回遊性魚種等については、国の主導による広域的な検査体制の維持が必要。

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

3 農林水産物の安全性に係る情報提供等の継続

- (1) 放射性物質への不安により、岩手県産の食品の購入をためらう消費者が見られることから、農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うよう要望します。
- (2) 県、市町村、生産者団体等による販路の回復・拡大等の取組に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

- 消費者庁による「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第16回）」では、放射性物質への不安から、食品購入をためらう産地を「岩手県・宮城県・福島県」と回答した人が、令和5年3月時点で、未だに3.8%存在。

県産農林水産物の安全性を消費者等に正しく理解していただくため、継続して的確な情報の発信に取り組むことが必要。

《岩手県・宮城県・福島県で生産された食品の購入をためらう消費者の割合（%）》

調査時期	H25 2月	H25 8月	H26 2月	H26 8月	H27 2月	H27 8月	H28 2月	H28 8月	H29 2月	H29 8月	H30 2月	H31 2月	R2 2月	R3 2月	R4 3月	R5 3月
割合	14.9	13.0	11.5	12.9	12.6	11.7	10.1	10.6	9.9	8.1	8.0	7.7	6.4	6.1	4.9	3.8

※出典：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」

- これまで、消費者庁の「地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）」等を活用し、失われた販路の回復と拡大などに向けた取組を実施。令和3年度から、本交付金（東日本大震災復興特別会計）の対象が福島県のみとなったことから、本県では、消費者庁の「地方消費者行政強化交付金」の活用に移行し、一定の財政負担のもと取組を実施しているが、市町村、生産者団体等では、新たな財政負担を敬遠し、同交付金の活用を見合わせている状況にある。原発事故の影響が長期化する中、県、市町村、生産者団体等においては、継続的な取組が必要であり、今後も財政面での支援が不可欠である。

《「地方消費者行政推進交付金(交付率10/10)」を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組状況》

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業実施主体数	58	30	24	26	29	16	17	1
助成金額合計(千円)	21,472	22,078	22,258	21,096	14,284	13,493	12,809	2,920

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏との往来が制限されたことから、事業申請は14件あったが、1件のみの実施となった。

《「地方消費者行政強化交付金(交付率1/2)」を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組状況》

	R3	R4
事業実施主体数	1	1
助成金額合計(千円)	164	170

【県担当部局】 農林水産部 流通課

《 要 望 事 項 》

4 諸外国における農林水産物等の輸入規制への対応

農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼性の回復を図るとともに、輸入規制を継続している韓国、中国等の政府及び台湾の行政府に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう要望します。

【現状と課題】

- 岩手県産の水産物等については、明確な科学的根拠が示されないまま、韓国政府による輸入停止措置や、台湾行政府等による輸入規制強化措置が講じられていることは、東日本大震災津波からの復興に取り組む本県水産業に影響を及ぼすことから、諸外国に対して、放射性物質検査に基づく安全性確保の取組等を的確に情報発信し、信頼回復を図ることが必要。
- また、韓国、中国等の政府及び台湾の行政府は、日本産の農林水産物等を輸入する際の規制として、日本国内の輸出事業者に対して、政府作成の放射性物質検査証明書等の添付を求めているが、事業者の手間やコストが嵩むことから、その負担軽減を図るため、関係諸外国の政府に対して、規制が早期に解除されるよう強力な働きかけが必要。

《岩手県に係る各国・地域の輸入規制状況（令和5年3月31日現在）》

輸入規制状況	該当国・地域数	主要国・地域名（品目名）
輸入停止	1カ国	韓国（全ての水産物等）
放射性物質検査証明書	5の国・地域	中国（野菜等）、台湾（水産物等）、韓国（魚粉等）、仏領ポリネシア（水産物等）、EU等※（野生のきのこ類）
産地証明書	5の国・地域	中国（野菜等）、台湾（全ての食品 酒類を除く）、韓国（全ての食品）、仏領ポリネシア（水産物等）、EU等※（一部の水産物等）

【出典】農林水産省

※EU等：EU27か国及びEFTA（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）

【県担当部局】農林水産部 流通課

9 海洋再生可能エネルギーの更なる活用に向けた支援

本県では、「海洋基本法」や国の「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」等に基づき、平成27年4月に国から選定を受けた釜石市沖再生可能エネルギー実証フィールドでの研究開発や、沿岸北部における洋上ウインドファームの実現の取組を進めています。

今後、海洋再生可能エネルギーの実用化、事業化のためには、国による研究開発の推進や関連研究施設の整備等が重要となることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進と関連研究施設の整備

国の「海洋基本計画」に掲げる海洋再生可能エネルギー利用技術開発の確実な進捗と被災地の産業基盤強化を図るため、本県において、海洋再生可能エネルギーの研究開発を推進するとともに、国により選定された釜石市沖海洋再生可能エネルギー実証フィールドの利活用促進に必要な関連施設の整備を行うよう要望します。

2 漁業団体との調整等をはじめとした促進区域の指定に向けた支援

洋上風力発電事業の促進を図るため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に係る法律」（再エネ海域利用法）に基づく促進区域の指定に向け、候補海域を利用する漁業団体との調整等の支援を行うよう要望します。

3 久慈港の基地港湾の指定に向けた支援

洋上風力発電設備の建設及び維持管理の拠点となる「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）」の指定に向けた検討に対する支援を要望します。

【現状と課題】

1 海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進と関連研究施設の整備

- 県では震災前から、三陸の海の資源である海洋エネルギーを生かし、新産業・雇用創出と地域振興を目指しており、平成 27 年 4 月 3 日付けで岩手県釜石市沖が海洋再生可能エネルギー実証フィールドとして選定されたところ。
- 当該海域では、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて NEDO による波力発電技術の研究開発が進められるとともに、平成 27 年 12 月には岩手県海洋エネルギー産業化研究会が設立され、地域企業を中心となり、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて波力発電デバイスを稼働させるために必要な中間ブイの研究開発に取り組んできたところ。
- 釜石市では環境省「CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業（R2～R5）」の採択を受け、インテリジェント吸波式波力発電による地域経済循環ビジネスモデル実証事業に取り組んでいる。
- 実証フィールド関連施設には、研究棟、海底ケーブル、受変電設備などが想定され、設備整備に多額の費用を要することから、国による整備が必要。

2 漁業団体との調整等をはじめとした促進区域の指定に向けた支援

- 岩手県久慈市沖の洋上風力発電については、令和 3 年 9 月に「再エネ海域利用法」に基づく「一定の準備段階に進んでいる区域」に整理され、「有望な区域」への整理、更には「促進区域」の指定に向けて、各種調査や関係機関等との調整を行っているところ。
- 「有望な区域」としての整理及び「促進区域」の指定を受けるためには、都道府県が漁業団体をはじめとする利害関係者の特定、調整を行い、国に情報提供することとなっている。
- 浮体式洋上風力発電の導入を検討している久慈市沖の候補海域は、知事許可漁業者のほか、大臣許可漁業者が操業しているため、海域を利用する利害関係者が広範囲に及ぶことから、県及び久慈市だけではその特定や調整が難しい状況にある。
- また、漁業に対する影響については、調査手法等が確立されていないこと、影響があった場合の補償に関する規定がないことなどから、漁業団体から洋上風力発電事業の導入に対して懸念する声が多い。
- 洋上風力発電と漁業との協調・共生を図り、「促進区域」の指定を受けるためには、海域の利用に関する調整等、国による支援が必要。

《参考：海洋基本計画について》

- 海洋基本法(平成 19 年)に基づき策定される海洋政策の基本指針。海洋に係る産業の振興・創出、安全確保、情報の一元化と公開、人材育成、海域の総合的管理等の具体的な取組を規定

3 久慈港の基地港湾の指定に向けた支援

- 「再エネ海域利用法」に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に先立ち、「一定の準備段階に進んでいる区域」に整理されている久慈市沖に近い久慈港の基地港湾への指定に向けて、準備を進めているところ。
- 久慈市沖の大型浮体式洋上風力発電設備建設に関しては、浮体基礎の製造・輸送や施工の方法が確立されたとは言えず、基地港湾に必要な機能や規模が明確になっていないため、久慈港の港湾施設の構造や機能等の検討に対する技術的助言が必要。

【県担当部局】ふるさと振興部 科学・情報政策室
県土整備部 港湾空港課

10 平成28年台風第10号災害及び令和元年東日本台風災害に係る洪水対策・土砂災害対策等における 確実な予算措置

平成28年8月の台風第10号により、甚大な被害が発生した岩泉町小本川等では、防災・安全交付金等による河川改修や砂防堰堤の整備を進めています。

また、令和元年10月の台風第19号により、本県では、沿岸部を中心に98箇所です砂災害が発生し、砂防激甚災害対策特別緊急事業等による砂防堰堤等の整備を進めているほか、多数の家屋の浸水被害を受けた久慈市小屋畑川等については、浸水対策重点地域緊急事業等による河川改修事業を進めています。

これら2つの台風災害に係る河川改修や砂防堰堤等の完成のためには確実な予算措置が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 平成28年台風第10号災害に係る洪水対策・土砂災害対策等における確実な予算措置

岩泉町小本川等の防災・安全交付金による河川改修や砂防堰堤の整備が完了するまでの間、確実に予算を措置するよう要望します。

2 令和元年東日本台風災害に係る土砂災害対策における確実な予算措置

砂防激甚災害対策特別緊急事業等による砂防堰堤等の整備が完了するまでの間、確実に予算を措置するよう要望します。

3 令和元年東日本台風の溢水箇所対策における確実な予算措置

河川の溢水により多数の家屋の浸水被害が発生した久慈市小屋畑川等の浸水対策重点地域緊急事業等による河川改修が完了するまでの間、確実に予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 平成 28 年台風第 10 号災害に係る洪水対策・土砂災害対策等における確実な予算措置

- 甚大な家屋浸水被害等が発生した岩泉町小本川等においては、再度災害の防止を図るため、河川激甚災害対策特別緊急事業等を導入し、河川改良復旧等を推進しているところ。
- 今後の降雨等で土砂流出のおそれがあり対策が必要な箇所においては、砂防激甚災害対策特別緊急事業や防災・安全交付金により、砂防堰堤整備を推進しているところ。
- 現地の状況を踏まえた必要な対策を着実に推進するため、事業完了までの確実な予算措置が必要。

《平成 28 年台風第 10 号災害に係る河川改良復旧事業、砂防激特事業等》

	市町村名	河川名	事業名	摘要
1	岩泉町	小本川（上流）	災害復旧助成事業 広域河川改修事業	R6 年度完成予定
2	〃	〃（下流）等	河川激甚災害対策特別緊急事業 広域河川改修事業	R6 年度完成予定
3	〃	小本川水系ほか	砂防激甚災害対策特別緊急事業 通常砂防事業	R6 年度完成予定
4	久慈市	久慈川	総合流域防災事業	R7 年度完成予定

2 令和元年東日本台風災害に係る土砂災害対策における確実な予算措置

- 土砂災害が発生した 98 箇所のうち、今後の降雨等で土砂流出のおそれがあり緊急的な対策が必要な箇所において、砂防激甚災害対策特別緊急事業等を導入し、砂防堰堤等の整備を推進しているところ。必要な対策を着実に推進するため、事業完了までの確実な予算措置が必要。

《令和元年東日本台風災害により導入した砂防事業等》

- ・ 災害関連緊急砂防事業
- ・ 砂防激甚災害対策特別緊急事業
- ・ 防災・安全交付金
- ・ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

3 令和元年東日本台風の溢水箇所対策における確実な予算措置

- 久慈市小屋畑川で床上 123 戸、床下 110 戸の家屋浸水被害が発生するなど 6 河川で溢水被害が発生したところ。
- 久慈市の長内川・小屋畑川、沢川においては、浸水対策重点地域緊急事業等を導入して河川改修を進めており、事業完了までの確実な予算措置が必要。

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課

11 復興事業（ハード事業）完了までの支援の継続

東日本大震災津波の発災から12年が経過し、被災地では水門等の復興事業が着実に進んでいますが、これらの復興事業を完了させる必要があることから、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 復興事業（ハード事業）完了までの支援の継続

水門等の海岸保全施設の復興事業について、事業が完了するまでの間、支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』（令和3年3月閣議決定）において、災害復旧事業が完了するまでの間、支援を継続することが明記された。
- 本県では、市町村のまちづくりと一体となった防潮堤、水門等の海岸保全施設、港湾施設や被災地の復興を牽引する道路等を整備し、「第1期復興・創生期間」に概ねの事業は完了したが、一部の事業については、やむを得ない事情により用地取得、関連工事との調整等に時間を要したため、引き続き、「第2期復興・創生期間」において、1日も早い完成に向けて取り組んでいる。
- 公共インフラの整備等のハード事業については、県民の安全・安心の確保等を図るため、確実に事業を完了させる必要があることから、事業が完了するまでの間、支援の継続が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

12 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置

本県では、東日本大震災津波の際、水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことから、津波警報等発表時における水門等操作員の安全確保を図るため、水門・陸閘自動閉鎖システム等の整備を推進しているところです。

このような中、「国土強靱化基本計画」においては、大規模地震想定地域における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化を推進するとともに、適切に維持管理していくこととされています。

トンガ諸島付近の海底火山噴火の影響により、令和4年1月16日に津波注意報・警報が発表された際には、運用開始後初めて自動閉鎖システムが稼働し、運用中の全165施設を閉鎖したところです。

については、こうした水門・陸閘の自動化、遠隔操作による津波防災対策をより確実なものとするため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置

水門・陸閘の自動化、遠隔操作による津波防災対策をより確実なものとするためには、施設整備後における適切な管理の継続が必要であることから、これに係る維持管理費、修繕費及び更新費について、財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波において、水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことを踏まえ、操作員の安全を確保するため、自動閉鎖システム等の整備を推進。
- 「津波対策の推進に関する法律」(平成 23 年法律第 77 号)において、「津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖を可能とするための改良に特に配慮して取り組むよう努めること」とされている。
- 平成 30 年 12 月に閣議決定した「国土強靱化基本計画」では、大規模津波が想定される地域等における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、適切に維持管理していくこととしている。
- 水門等の統廃合や常時閉鎖化等を行っても、なお、自動閉鎖システム等の整備が必要となる水門等は 226 基となる。

《震災前後の操作・運用比較》

(県管理海岸(国土交通省所管、農林水産省所管)、市町村管理海岸(農林水産省所管)の合計)

震災前					震災後 R5.3 月現在		
施設数		削減	削減後 ①	新設※1 ②	施設数(①+②)		
	遠隔				常時閉鎖 等※2	遠隔※3	
773	35	約380	約400	約120	約520	約300	226

※1) 新設：震災前の無堤区間の整備等、防潮堤延長の増に伴い新設となるもの

※2) 内訳(基)：フラップゲート化(約170)、常時閉鎖(約110)、その他(約20)

※3) 内訳(基)：自動閉鎖システム(226)

- トンガ諸島付近の海底火山噴火の影響により、令和4年1月16日に津波注意報・警報が発表された際には、運用開始後初めて自動閉鎖システムが稼働し、運用中の全165施設を閉鎖したところ。
- 自動閉鎖システム等の整備に伴い、県の水門等の維持費は約5億円/年、更新費は約10億円/年を要する見込み。
- これらを確実に稼働させるためには、施設整備後も電気料や点検費用、施設・設備の修繕費・更新費が必要となるが、現行の財政措置としては、整備費等一部の費用のみが交付金の対象とされている状況。

地方交付税制度においては、道路、河川、港湾、漁港等が基準財政需要額に算入されている一方、水門や防潮堤等は対象となっていないことから、施設を確実に運用していくためには地方交付税等の財政措置が必要。

《自動閉鎖システム等の整備・運用に必要な費用と現行の財政措置状況》

区分	主な内容	現行の財政措置状況	
		有無	補助率等
整備費	・機械設備(開閉装置等) ・通信設備(遠隔監視制御装置、情報処理装置、衛星通信装置、光通信装置等) ・電源設備(配電・分電装置、非常用発電機等)	○	1/2(※1)
修繕費・更新費		○	1/2(※2)
維持管理費	・電気料 ・点検費用(保守定期点検、精密点検等)	×	—

※1 社会資本整備総合交付金(復興)、農山漁村地域整備交付金

※2 国土交通省所管：特定構造物改築事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業等
農林水産省所管：海岸保全施設整備事業、農山漁村地域整備交付金

【担当部局】 県土整備部 河川課

農林水産部 農村建設課、漁港漁村課

13 復興道路及び復興支援道路への自動車ナンバー自動読み取りシステム路上端末の設置

復興道路である三陸沿岸道路（以下「三陸道」という。）、復興支援道路である東北横断自動車道釜石秋田線（以下「釜石道」という。）が整備されたことにより、青森県から宮城県に至る沿岸地域が1本の道路で結ばれ、沿岸地域と内陸の往来も容易になり、沿線地域の交通流には著しい変化が生じています。

三陸道、釜石道とも自動車ナンバー自動読み取りシステムの路上端末装置が設置されていない区間が長距離に及んでおり、ほぼ全域において通行車両を機械的に把握することができていません。

警察官の効率的運用、沿岸地域の治安維持及び事件・事案への即応のためには、自動車ナンバー自動読み取りシステム路上端末装置の設置、運用が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 復興道路及び復興支援道路への自動車ナンバー自動読み取りシステム路上端末の設置

令和3年12月に全線開通した復興道路である三陸道、平成31年3月に全線開通した復興支援道路である釜石道は、いずれも自動車専用道路であり、開通前と比して交通量が増加し、沿線地域の交通流にも著しい変化が生じているところ、両道路とも自動車ナンバー自動読み取りシステムの路上端末が設置されていない区間が長距離に及んでいることから、必要な箇所に設置するよう要望します。

【現状と課題】

1 三陸沿岸道路の全線開通に伴う交通流の変化

復興道路である三陸道は、令和3年12月に全線開通した。

三陸道は宮城県仙台市から青森県八戸市に至る総延長 359 k mに及ぶ自動車専用道路であり、このうち約6割にあたる 213 k mが岩手県沿岸地域を南北に縦断している。

岩手県の沿岸部と内陸部を結ぶ復興支援道路である釜石道は平成 31 年 3 月に全線開通、宮古盛岡横断道路（以下「国道 106 号」という。）は令和 3 年 3 月に全線開通した。

全線開通後も、三陸道はハーフ I C のフル I C 化、釜石道は車線幅幅や北上地域への直通路線の構築、国道 106 号は既設道路使用部分の高規格化等、さらに利便性を高めるための取組が継続している。

三陸道の全線開通から1年が経過した令和4年12月に国土交通省がまとめたデータによれば、内陸と沿岸を横断する交通量が増加して交通流動が活発化したほか、仙台市以南から宮古市までの広域交通の約92%が三陸道経由に転換となるなど、交通流には著しい変化が生じている。

区 間	2010 年	2022 年 10 月	増加率 (%)
八 戸 - 久 慈	7,500	9,700	+29.3
久 慈 - 宮 古	2,700	5,000	+85.2
宮 古 - 釜 石	19,600	19,800	+ 1.0
釜 石 - 気仙沼	17,700	22,800	+28.8
宮 古 - 盛 岡	3,500	4,900	+40.0
花 巻 - 釜 石	8,600	12,600	+46.5

※1日あたりの台数
高規格道路と並行
する国道の合計値

2 自動車ナンバー自動読み取りシステムについて

自動車ナンバー自動読み取りシステムは、道路に設置した路上端末装置で通過車両のナンバープレートを読み取り、本部装置でデータ処理をしており、犯罪に使用されている車両や行方不明者の使用車両等を登録することで、それら車両が路上端末装置の設置された路線を通過した際に即応が可能となる。

三陸道及び釜石道は、それぞれ復興道路及び復興支援道路の位置づけで整備が進められた自動車専用道路であるところ、震災以前から運用されている一部区間に路上端末が設置されているのみで、路線のほとんどの区間において通過車両を把握することができていない。

（県内の三陸道には未設置、釜石道もほぼ全区間において把握できていない。）

3 警察官の効果的運用

今のところ、自動車専用道沿線各地域において、全線開通の影響による刑法犯認知件数の増加等は認められないが、交通流の変化は人や車の流れ、社会生活の変化にもつながるため、警察活動も対応させる必要がある。

ここ数年は全国的に刑法犯認知総数が減少傾向で推移していたところ、新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着きを見せ始めたこともあって、令和4年には刑法犯認知総数が増加に転じた。

警察としては沿岸地域の事象に的確に対応するため、令和5年度に宮古警察署を拠点として活動する刑事部沿岸BT（バックアップチーム）を刑事企画課内に設置する等の取組を講じている。

今後、社会情勢がどのように変化し、犯罪の発生状況がどのように推移していくかは判然としないが、復興地域の治安を維持するためには犯罪の未然防止と検挙を両軸とした積極的な警察活動が必要となる。

事件、事案は夜間、休日を問わず発生し、即応が求められるところ、自動車専用道を通る車両を機械的に把握することができれば、個別判断が求められる人間が行うべき業務に警察官をあてられるようになり、限られた人的リソースを効率的に運用可能となる。

4 設置要望箇所

効果的運用のため、路上端末装置は、

- 三陸道 3か所
 - 県北部の県境付近（久慈市）
 - 県南部の県境付近（陸前高田市又は大船渡市）
 - 沿岸地域の中央にあたる宮古市
- 釜石道 1か所
 - 遠野住田インターチェンジから釜石仙人峠インターチェンジの間（遠野市又は住田町）

に設置するよう要望する。

費用抑制等の観点から、既設構造物への共架を検討しており、道路管理者（三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所）とは協議を重ねている。

路上端末装置を運用するためには電力や通信を確保する必要があるが、国土交通省所有、管理にかかる既設構造物の加工、路肩や法面の掘削等は認められていないところ、道路構造や強度に影響の出ない範囲であれば、引込柱の建設、既設支柱にケーブルを通すための穴を開けること等について許容していただきたい。

【県担当部局】警察本部 刑事企画課

14 被災者の生活再建に対する支援

東日本大震災津波による被災者への支援については、これまで、国において災害救助法に基づく救助範囲が拡充され、震災復興特別交付税により措置されているところでは、

県及び市町村が独自に住宅再建支援施策等を講じるなどの被災者支援を行っているところですが、被災者が安定した生活を確保するまでの確実な支援が必要です。このような課題に対応するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 災害援護資金貸付けの特例措置の延長、円滑な事務処理の支援等

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）」に基づく災害援護資金貸付けの特例について、令和6年3月31日まで延長されたところですが、令和6年4月1日以降も延長するよう要望します。

また、今後、本格的な償還時期を迎え、借受人及び市町村からの償還に関する相談の増加が見込まれることから、支払猶予、償還免除などの運用基準や具体的な取扱事例を示すなど、円滑な事務処理について支援するよう要望します。

併せて、東日本大震災津波に係る貸付実績は他の災害に比較して多額であり、償還を免除する貸付金もこれに比例することから、免除額のうち県負担分について、地方財政措置等による財政支援を講じるよう要望します。

2 個人の二重債務解消に向けた支援

東日本大震災津波等の災害における経験・教訓を踏まえ、頻発・激甚化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波等大規模被害が予想される災害に備えるため、被災前の住宅ローン等が生活再建の支障とならないように、法整備を含む新たな債務整理のための仕組みの構築などについて、国による積極的な対応を行うよう要望します。

3 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

被災者支援総合交付金を活用して実施している、被災地のコミュニティ形成や被災者の見守り、相談支援、心のケア等を行う事業について、令和6年度以降も継続して取り組む必要があることから、中長期にわたる制度として安定した財源が確保されるよう要望します。

4 東日本大震災特別家賃低減事業等の支援の継続

東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業について、被災者の居住の安定確保を図るため、現行の支援水準を維持するとともに、必要な予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 災害援護資金貸付けの特例措置の延長及び適切な事務処理の支援等

- 東日本大震災に係る災害援護資金貸付けは、申請期間の延長や、償還期間の延長、利率の引下げなどの特例措置が講じられており、令和6年3月31日まで適用期間が延長（当初の予定から通算して6年間延長）。

〔貸付実績(令和4年9月30日現在)〕

(単位：件、千円)

区分	①住家全壊	②滅失流失	③住家半壊	④家財損害	⑤世帯主負傷	⑥重複、特別※	計
件数	197	694	207	50	1	21	1,170
金額	462,820	2,109,144	337,420	61,318	1,000	60,400	3,032,102

※ 重複：⑤と①～④のいずれかが重複した場合

特別：①又は③に該当するもののうち、住宅再建のため残存部分を取り壊さなければならない場合

- 令和5年度においても被災者から市町村へ借入の相談が寄せられており、延長を希望する市町村があることから、改めて延長し支援することが必要。
- 今後、償還時期を迎える貸付案件の増加に伴い、市町村からの債権管理に関する相談の増加も見込まれるが、支払猶予や償還免除とする条件が「無資力又はこれに近い状態」となっているなど、具体の基準や取扱い事例が示されていないため、これらを明確にし、市町村の債権管理を支援する必要。

〔償還状況(令和4年9月30日現在)〕

支払期日到来件数 (A)	滞納件数 (B)	滞納件数の割合 (B/A)	滞納金額
996 件	263 件	26.4 %	234,439,171 円

- 東日本大震災津波に係る災害援護資金は、他の災害(平成 28 年台風第 10 号、令和元年台風第 19 号)と比較すると貸付け実績が多く、償還免除に伴う県の負担も多額になること、今後も償還免除額の増加が見込まれるところ。

〔直近 3 か年における償還免除の状況 (各年度末現在)〕

年度	免除額A	国負担分B (A×2/3)	県負担分C (A×1/3)
R 2	26,794,865 円	17,863,242 円	8,931,623 円
R 3	28,494,865 円	18,996,575 円	9,498,290 円
R 4	43,729,773 円	29,153,181 円	14,576,592 円

〔災害援護資金の貸付実績〕

災害名	貸付件数	貸付額
東日本大震災津波	1,170 件	3,032,102,000 円
平成28年台風第10号	14 件	23,200,000 円
令和元年台風第19号	4 件	8,400,000 円

※東日本大震災津波は、令和 4 年 9 月 30 日現在

2 個人の二重債務解消に向けた支援

- 恒久的住宅へ移行したものの、個人の住宅ローン等に関する二重債務問題を抱え生活再建が困難になるケースが発生している状況。
- 被災者の債務整理は、一定の要件(債務者の財産や収入、債務総額、家計の状況を総合的に判断)を満たし、借入先の同意が得られた場合に成立するため、その件数が少ない状況。

〔全国における債務整理の状況 (令和 3 年 3 月 31 日現在)〕

項目	個別相談件数	債務整理成立件数	うち岩手県分
			件数
件数	5,980 件	1,373 件	365 件

(一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関公表資料)

※ 1 個別相談件数の県別の内訳は非公表

※ 2 東日本大震災津波に係る相談件数及び成立件数については令和 3 年 4 月以降は非公表

- 債務整理の成立には債権者全ての合意が必要となっていることから、私的整理にまかせることなく、法整備を求める請願が岩手県議会に提出され、平成 25 年 7 月 9 日に採択、同日付で国に意見書が提出されたところ。

3 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

- 災害公営住宅入居者の高齢化や自治会の担い手となり得る現役世代の退去、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより被災地におけるコミュニティ形成、活動の定着への支援の継続が必要。

〔災害公営住宅の自治会等組織状況〕

(単位：箇所)

項目	H30.4 末	H31.4 末	R2.4 末	R3.4 末	R4.4 末	R4.9 末
箇所数	162	177	183	184	184	184
組織済 (組織率)	136 (84.0%)	154 (87.0%)	165 (90.2%)	170 (92.4%)	172 (93.5%)	172 (93.5%)

- 被災者が孤立を深めることがないよう、生活支援相談員を配置し、被災者の見守り・相談支援など福祉コミュニティの形成支援の継続が必要。

〔生活支援相談員の配置数の推移（各年度末現在、R4の配置数は12月末現在）〕 (人)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
支援対象世帯数	19,042	17,873	16,561	15,452	15,450	14,166	13,314	7,831
配置数	196	197	186	178	176	169	154	141

項目	R1	R2	R3	R4
支援対象世帯数	4,714	3,408	2,880	2,541
配置数	119	108	66	62

- 恒久的住宅へ移行後においても、住宅ローン返済や生活設計など東日本大震災津波の被災者が抱える課題が複雑かつ多様化するとともに相談対応件数も増加傾向にあることから、市町村や市町村社会協議会などの関係機関との連携強化を図りながら、課題解決に向けた支援の継続が必要。

〔いわて被災者支援センターの相談件数等（令和5年2月28日現在）〕

項目	令和3年度	令和4年度	合計
相談者数（人）	243	163	406
相談対応回数（回）	1,288	2,344	3,632

- 被災者を取り巻く生活環境の変化による抱える問題も複雑化、多様化しており、被災者の精神的な負担の軽減を図るために、岩手県こころのケアセンターの設置を継続することが必要。

〔岩手県こころのケアセンター相談支援件数〕

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	7,611	5,353	7,274

〔被災者支援総合交付金に係る令和5年度事業一覧〕 (単位：千円)

事業名		交付可能額	事業の主な内容
復興庁所管	被災地コミュニティ支援事業	19,814	市町村及び被災者支援を行う民間団体等の調整役となるコーディネーターを配置するなど、コミュニティ形成が円滑に進むよう市町村等を支援
	被災者の参画による心の復興事業	15,482	被災者の「心の復興」に資する民間団体等の取組に要する経費を補助
	被災者生活支援事業	42,981	「いわて被災者支援センター」による、恒久的住宅への移行後の被災者の生活を支援
	傾聴による生活支援事業	3,148	傾聴による生活支援等を実施する団体への助成
厚生労働省所管	被災者見守り・相談支援事業	251,419	社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、被災者の見守り・相談支援を実施
	被災者の心のケア支援事業	417,179	「岩手県こころのケアセンター」等により、被災者に対する心のケア専門職による相談支援等を実施
	子どものこころのケアセンター運営事業	54,856	「いわてこどもケアセンター」による、被災児童等に対する心のケア専門職による相談支援等を実施
	親族里親等支援事業	643	被災孤児を養育する里親等を支援するため、サロンや研修会等を開催
合計		805,522	

4 東日本大震災特別家賃低減事業等の支援の継続

- 東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、一部の補助率は引き下げられたが、「第2期復興・創生期間」以降も支援が継続されることとなった。
- 災害公営住宅に入居する被災者の居住の安定を図るためには、現行の支援水準を維持するとともに、そのための予算措置が必要。

- 東日本大震災特別家賃低減事業等の内容（「第2期復興・創生期間」）

	東日本大震災特別家賃低減事業	災害公営住宅家賃低廉化事業
内容	地方公共団体が実施する家賃減免に対する費用を支援	災害公営住宅の家賃の低廉化に係る費用を支援
補助率	3/4	7/8 管理開始から1～5年目 5/6 管理開始から6～10年目 2/3※ 管理開始から11～20年目 ※ 第1期復興・創生期間では5/6だったが、第2期では激甚災害と同率の2/3となった。
期間	管理開始から10年間	管理開始から最長20年間

復興庁 令和5年度予算概算決定概要

【県担当部局】復興防災部 復興くらし再建課
県土整備部 建築住宅課

15 被災地市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた支援

本県においては、災害公営住宅の整備や土地区画整理事業等による宅地造成が完了するなど、復興まちづくりが進んでおり、被災者が恒久的な住宅へと移行したことで、令和3年3月には、応急仮設住宅がすべて解消されたところです。

こうした中で、被災市町村においては、復興まちづくりによる新たなまちの形成に合わせ、バス路線や接続拠点の見直し等による交通体系の再編を進めていく必要があります。

については、被災市町村において持続可能な地域公共交通ネットワークを構築できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域間幹線系統確保維持事業における被災地特例の激変緩和措置の継続

被災市町村においては、応急仮設住宅から災害公営住宅や高台団地などの恒久住宅への移行に伴い、被災者が新たな生活拠点に定着するまでは、補助路線の輸送量が不安定となり、路線維持が困難となるおそれがあるため、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するまで、地域間幹線系統確保維持事業における被災地特例の激変緩和措置を継続するよう要望します。

2 地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大等

被災市町村が新たなまちに合わせた持続可能な交通体系の構築を図ることができるよう、地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線や実証運行も対象にするなど補助要件を緩和するよう要望します。

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持事業における被災地特例の激変緩和措置の継続

- 国は、幹線バス路線を維持するため、バス事業者に対して運行欠損額の補助を行っているが、被災地域においては、輸送量 15 人以上の路線を対象とする補助要件を緩和する等の特例措置を令和 7 年 9 月まで実施。(応急仮設住宅の解消に伴い、本県では令和 4 年度以降被災地特例の対象路線なし。)
- 平成 27 年度に特例措置の期間が延長された際に、対象路線について、応急仮設住宅を経由する路線とされ、経路しない路線については、激変緩和措置として、当分の間、輸送量 15 人未満の路線も対象とされている。
- 激変緩和措置が終了した場合には、被災地域における路線の撤退が加速し、被災市町村の交通体系の構築に支障が生ずるおそれ。(激変緩和措置が終了した場合に補助要件割れが見込まれるのは、44 路線中 20 路線 (R5 事業年度計画値ベース))
- さらなる被災地の復興及び地方創生の基盤となる持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、少なくとも第 2 期復興・創生期間 (令和 3～7 年度) においては、激変緩和措置を継続することが必要。

要件等	国庫補助路線 (被災地特例)	国庫補助路線 (激変緩和措置)	国庫補助路線 (通常)
実施期間	令和 7 年 9 月まで	当分の間	期限なし
対象路線	応急仮設住宅を 運行する路線	輸送量 15 人未満の路線	輸送量 15 人以上 150 人以下の路線
補助対象経費	事前算定方式 (前々年度の費用実績及 び収益実績から算出)	事前算定方式 (前々年度までの 3 年間の平均値 による費用及び収益から算出)	
補助の上限額	上限なし	予測費用の 9 / 2 0	
補助額の調整	調整なし	<ul style="list-style-type: none"> ・競合区間分は減額調整 ・平均乗車密度 5 人未満の路線は減額調整 	

2 地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大等

- 被災市町村では、特定被災地域公共交通調査事業を活用しながら、仮設住宅居住者等の生活交通を確保してきたところであるが、当該事業は令和 3 年 3 月で終了。

区 分	内 容
補助上限額	6,000 万円 (定額) ※H26 年度から引上げ (H25 年度までは 4,500 万円)
事業内容	応急仮設住宅と病院、商店、公的機関の交通確保のための調査及び実証運行 (公共交通利用実態調査、デマンドタクシーや乗合バスの実証運行等)

- 国は、市町村の地域内公共交通の確保・維持を図るため、地域内フィーダー系統確保維持費補助により、バス事業者等に対して運行欠損額の補助を行っているが、市町村毎に算定される国庫補助上限額により補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。
- 被災地域から幹線バスに接続する支線は、被災地域と内陸部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、算定方法の見直し (算定基礎単価の増額) による補助上限額の拡大を図るとともに、新たに運行を開始する路線のみならず、既存路線や実証運行も対象とするよう補助要件の緩和が必要。

項目	内 容
補助率	1 / 2 (補助上限額：市町村毎に算定)
補助対象経費	経常費用－経常収益
対象路線等	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに運行又は公的支援を受けるもの (新規性要件) ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするもの ・補助対象地域間幹線バス路線へのアクセス機能を有するもの ・乗車人数が 2 人 / 1 回以上である路線 (定時定路線型の場合に限る)

16 教育の復興に対する支援

本県では、東日本大震災津波により、発災から12年が経過した今もなお、被災による心のダメージの他、震災に起因した家庭の経済環境・住居環境の変化等により安定した生活を取り戻せない児童生徒が少なからずいます。

これまで国の財政支援により、被災した児童生徒に対する心理的・経済的両面での支援が行われてきたところですが、本県で実施している「心とからだの健康観察」の結果において、県全体でも平成30年度から4年連続で教育的配慮を要する児童生徒の割合が上昇しています。

こうした課題に対応するため、児童生徒の心のサポート等、子どもたちに対する長期的な支援が引き続き必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

被災により心にダメージを受けた児童生徒、震災に起因した問題を抱えている児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組及び多様化するニーズへの対応が必要であることから、スクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）等の派遣等に要する経費について、令和6年度以降においても確実な予算措置を継続するよう要望します。

2 教職員の確保

被災地の児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の中長期的な加配措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

- 令和4年8～9月に実施した「心とからだの健康観察」の結果では、10万人余の児童生徒のうち12.5%が教育的配慮を必要としている状況。
- 「スクールカウンセラー等の派遣」や「心とからだの健康観察」については、平成27年度まで国庫委託事業により、平成28年度からは国庫補助事業により実施しているが、「心とからだの健康観察」の結果からは、毎年、内陸部に比べて震災被害が大きかった沿岸部の方が、教育的配慮を要する児童生徒の割合が高く、また県全体では平成30年度から4年連続で教育的配慮を要する児童生徒の割合が上昇していることから、中長期的な児童生徒の心のサポートが必要であり、継続した財政支援が必要。
- 児童生徒の抱えるストレスの質が、東日本大震災津波そのものから経済環境・居住環境等、児童生徒を取り巻く環境に起因するものへと変わってきており、令和6年度以降も福祉的な視点で支援するスクールソーシャルワーカー等の配置拡充が必要であり、継続した財政支援が必要。

《「要サポート」の児童生徒の割合における沿岸部と内陸部の比較について》

年度	H30	R元	R2	R3	R4
沿岸部 (%)	12.4	13.1	13.8	14.3	14.8
内陸部 (%)	10.9	10.9	11.0	11.6	12.0

《スクールカウンセラー配置状況》

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5
スクールカウンセラー人数 (配置校数)	81人 (371/551校)	78人 (371校/545校)	77人 (361校/530校)	80人 (365校/523校)	80人 (361校/511校)	65人 (360校/491校)

※ R5は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5
配置 教育事務所	6	6	6	6	6	6
配置人数合計	18人	18人	18人	18人	19人	18人

2 教職員の確保

- 平成23年度から、文部科学省からの震災加配を活用し、人的支援が必要な学校に対し教職員を配置して児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の問題に対応してきたが、これに加え、震災に関連し、保護者の心身の状態が不安定な家庭環境の中で幼少期を過ごして、生活環境や教育環境が十分に整わない児童生徒への対応も生じているため、令和6年度以降も中長期的な児童生徒の心のサポートや学習支援が必要であり、加配措置の継続が必要。

《教職員の加配措置状況》

H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
247人	247人	246人	219人	166人	148人	119人	114人	97人	86人

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計。平成28～令和5年度は義務教育学校含む。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課、学校教育室

17 被災地域の文化財修復等に対する財政的支援

本県では、東日本大震災津波により膨大な数の博物館施設所蔵の文化財等が被災しましたが、被災ミュージアム再興事業等による支援により、令和7年度までに8割を超える文化財を修復できる見込みです。

一方、処理技術が未確立のため、未だ修復に至らない文化財等も相当数存在しています。

地域を特徴づけるシンボルのひとつである文化財を守り育てるため、「第2期復興・創生期間」以降も文化財等修復の支援を継続するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災地域の文化財修復等に対する財政的支援

地域の文化財等を次世代へ継承していくため、被災文化財等の処理技術の開発・確立及び修復等に対する財政的支援の継続を要望します。

【現状と課題】

1 被災地域の文化財修復等に対する財政的支援

- 本県ではこれまで、国の支援により津波により被災した文化財等の安定化処理及び修復に取り組んでおり、最も被害の大きかった陸前高田市では46万件の被災資料のうち、33万件について安定化処理及び修復を行ってきたところ。
- 海水に浸かった文化財等の安定化処理や修復は国内外に事例がなく、安定化処理技術の確立のため、これまでも試行錯誤を繰り返し技術開発を進めてきたが、安定化処理技術の確立した39万件については、国の支援により令和7年度までに完了する見込みである。
- しかしながら、被災した文化財等には革製品や漆工品など未だ適切な安定化処理技術が確立していないものが約7万件あり、修復に至らないものが多数存在している。
- これら安定化処理技術の確立していない文化財等については、冷凍保管庫において資料の劣化が進行しないよう凍結乾燥させているが、令和8年度以降もこれらの処理技術開発及び修復を継続できるよう国の支援が必要であること。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化財課

18 復興支援活動を行うNPO等への支援の継続

東日本大震災津波からの復興に向けて、平成 23 年度から被災地域におけるNPO等への活動費助成等に係る財源を措置していただいておりますが、継続的かつ安定的に被災地のニーズに応じた復興支援活動を行っていくためには、今後も十分な財源の確保が必要であることから、国による支援の継続について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 復興支援活動を行うNPO等への支援の継続

復興・被災者支援活動に大きな役割を果たしているNPO等が継続的かつ安定的に活動できるように、NPO等の活動への支援の継続を要望します。

また、被災地のニーズに応じたきめ細かい支援を行っていくため、将来の災害の備えや地域振興策に係る取組を助成対象に加えるなど交付金の助成対象の拡大を要望します。

【現状と課題】

- 平成 23 年度に、新しい公共支援事業によりNPO等への活動費助成（10/10）が開始。
同事業は平成 24 年度限りで廃止され、平成 25 年度から「復興支援活動を行うNPO等への支援」という新しいスキームで被災 3 県を対象とする新規事業を措置し、平成 27 年度まで実施。
- 平成 28 年度から、内閣府において従前の事業を再構築した「NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業」により活動への支援が継続されることとなったところ。
- 「NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業」については、令和 6 年度以降の事業継続について明記されておらず、継続されない場合、NPO等の復興支援活動に支障が生じることが懸念。
- 被災者のこころのケアや新たなコミュニティ形成支援、東日本大震災津波の経験を踏まえた防災の取組への支援など、復興のステージや被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の継続が必要であるが、国の実施要領では、コミュニティ形成等の復興に向けた取組のうち、将来の災害の備えや地域振興策に係る取組が対象外となっており、被災地のニーズに応じたNPO等の活動への支援が難しい。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
沿岸NPO法人数	55	65	86	100	114	118	126	132	129	128	123	123	127
増加率 (H22 年度比)	-	118.2%	156.4%	181.8%	207.3%	214.5%	229.0%	240.0%	234.5%	232.7%	223.6%	223.6%	230.9%

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

19 水産業の復旧・復興支援

これまで、国においては、漁業就業者の確保・育成に係る給付金制度、水産加工事業者の販路回復への支援、漁船や養殖施設、共同利用施設の整備等について措置していただいたことにより、本県水産業の復旧・復興が進んできました。

一方、近年では、サケ、サンマ、スルメイカなどの主要魚種の極端な不漁に見舞われており、特に、漁獲から流通加工に至る地域の水産業を支えるサケの漁獲量は、震災前の約1%と大きく落ち込むとともに、磯焼け等により、放流したアワビ種苗の生育環境が悪化しています。

本県では、水産関係団体と行政との連携によりサケの種卵確保などの対策を講じているところですが、依然としてサケ資源や水産加工業の業績の回復は遅れており、より一層の復興の推進を図り、将来にわたり持続的で活力のある水産業が展開されるためには、不漁への対策と併せて、漁業と流通・加工業の一体的な再生に向けた更なる取組が必要な状況にあります。

第2期復興・創生期間以降においても、こうした課題に対応するための取組を支援するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 サケふ化放流事業の再生

震災を契機としたサケ資源の激減により、水揚げが著しく低迷したままとなっており、水揚げ賦課金を原資とするサケふ化放流事業のサイクルが、崩壊しかねない危機的状況にあります。

このため、持続的なサケふ化放流事業の再生に向け、引き続き、種苗生産に必要な親魚の確保や、水揚げ減収分への補填に対する支援を継続するよう要望します。

2 アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援

本県の水産資源の回復に向け、アワビやヒラメ等の種苗放流を支援する「被災海域における種苗放流支援事業」の継続と必要な予算を十分に措置するとともに、ウニやナマコ種苗を事業対象に追加するよう要望します。

3 流通・加工業の再生

販路の回復及び拡大を図るため、水産流通加工事業者が行う省力化機器等の整備に対する支援の継続に加え、地域が行う漁獲から流通・加工までの一貫した産地づくりを消費者に情報発信する取組を支援するよう要望します。

1 サケふ化放流事業の再生

- 震災後、国からサケの種苗放流に係る経費を支援いただき、一時的に震災前と同水準の稚魚放流ができたものの、ふ化施設の復旧途上における放流数が減少したこと等から、資源回復の遅れが続く、震災の影響によるサケ資源の減少は、少なくとも令和8年度まで続くとの予想。
- サケの放流事業主体である各漁協は、東日本大震災津波の復旧・復興事業により、多額の負債を抱え、経営が厳しい状況。
- また、採卵用親魚の不足に対応するため、定置網に入網したサケを親魚として利用せざるを得ない等、各漁協におけるサケの種苗生産に要する経費が増大していることから、本県水産業が復興し、自立的な種苗生産・放流体制が構築されるまでの間、引き続き国による支援が必要。

<本県サケ放流尾数と被災海域における種苗放流支援事業費> (単位:百万尾、百万円)

年度	震災前 (A) ※	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (B)	B/A
放流尾数	442	409	381	306	367	400	179	232	52	93	21.0%
事業費		546	698	501	439	307	360	361	344	322	—
うち国費		364	464	334	293	205	240	241	229	215	—

※ 平成19～21年度の平均値 (岩手県調べ)

<サケ漁獲量※¹の推移> (単位:トン)

	震災前 (A) ※ ²	令和3年 (B)	令和4年 (C)	C/A	C/B
全国	171,530	54,353	84,796	49.4%	156.0%
うち岩手県	22,306	273	299	1.3%	109.5%

※¹ 河川捕獲及び海産親魚を含まない (国立研究開発法人水産研究・教育機構調べ)

※² 平成20～22年度の平均値

<参考1> 国の関連事業:「被災海域における種苗放流支援事業」

2 アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年餌となるコンブ等の海藻の成育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。
- ヒラメは、東日本大震災津波後、平成26年に種苗生産を再開し、平成28年から年間110万尾の種苗を放流しているところであるが、令和4年度の水揚量は125.8tと、震災前平均の約8割にとどまっている。

<岩手県におけるアワビ・ウニ及びナマコの漁獲量>

	震災前 A	令和3年度 B	令和4年度 C	C/A	C/B
アワビ(トン)	343	81	111	32.4%	137.0%
ウニ(トン)	122	94	100	82.0%	106.4%
ナマコ(トン)	7.7	23.9	39.2	509.1%	164.0%

※ 震災前はH20～22年度平均の値 (岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

<岩手県におけるヒラメの漁獲量>

	震災前 A	令和3年 B	令和4年 C	C/A	C/B
ヒラメ(トン)	156.3	107.1	125.8	80.5%	117.5%

※ 震災前はH20～22年平均の値 (いわて大漁ナビ)

<参考2> 国の関連事業:「被災海域における種苗放流支援事業」

3 流通・加工業の再生

- 令和3年8月の東北経済産業局のグループ補助金交付先に対する調査※では、売上の状況として、震災前の水準以上に回復していると回答した割合は、水産・食品加工業（27.5%）が旅館・ホテル業（20.1%）について低く、回復が遅れている。
- また、上記調査において、水産・食品加工業における売上が減少した要因としては、「新型コロナウイルスによる影響」（28.0%）の割合が最も高く、ついで「既存顧客の喪失」（25.2%）、「原材料・資材・仕入れ等価格の高騰」（13.2%）となっている。
- 地域における漁獲から流通加工までの一貫した衛生品質管理や生産者と加工流通業者との連携促進、更に消費者への積極的な情報発信など、販路の回復を図る支援の継続が必要。

【東北経済産業局のグループ補助金交付先に対する調査※】

売上が減少した主な理由	R2.6 調査	R3.8 調査	増減
新型コロナウイルスによる影響	(項目なし)	28.0% [1位]	新規
既存顧客の喪失	18.1% [1位]	25.2% [2位]	7.1ポイント増
原材料・資材・仕入れ等価格の高騰	17.5% [2位]	13.2% [3位]	4.3ポイント減

- ※ 東日本大震災グループ補助金フォローアップ調査 令和3年8月実施（東北4県対象）
第10回東日本大震災グループ補助金交付先アンケート調査 令和2年6月実施（東北4県版）
<参考3> 国の関連事業：「水産業復興販売加速化支援事業」、「水産バリューチェーン事業」

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

20 被災事業者への支援策の継続

国においては、被災事業者の事業再開に向けた各種補助制度や税制特例制度の創設、二重債務問題解決のための支援機関を設置していただいたほか、令和元年東日本台風災害や二度にわたる福島県沖地震災害においても、各種支援制度を創設いただき、これにより、被災地では、産業の復興、なりわいの再生が進んでいます。

一方、現在も海岸保全施設等の工事が進められている地区もあり、今後も、各種支援策の活用ニーズが継続することが想定されます。また、事業を再開したものの、業績回復まで至らず、経営面での支援が必要とされる事業者もあります。

こうした状況に対応するため、各種補助制度や支援期間の更なる継続、被災地の実情に応じた柔軟な制度運用等について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 事業再開や事業再生等に向けた支援策の継続

現在も海岸保全施設等の工事が行われている地区もあるほか、物価高騰等の影響による資材不足等から本設移行等に遅れが生じる場合も想定されることから、令和6年度以降も、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業をはじめとする事業再開や事業再生等に向けた支援策を継続するとともに、既に交付決定した事業者について、複数年度にわたって事業実施するため必要な予算措置を講じるなど、被災地の実情に応じた柔軟な制度運用を要望します。

2 復興特区における税制上の特例措置の継続

復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、主要魚種の記録的な不漁や、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の影響を受けるなど、今なお東日本大震災津波からの復興に取り組む被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、令和6年度以降も現在の措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 事業再開や事業再生等に向けた支援策の継続

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続

- 被災事業者の早期事業再開に向けて、グループ補助金が活用されてきたところ。
- 複数年にわたり事業実施できるよう再交付の手続を行うためには、毎年度、そのための予算措置が必要。

《グループ補助金の交付決定状況》

年度	グループ・事業者数	交付決定額
H23	30 グループ 295 者	437 億円
H24	65 グループ 864 者	316 億円
H25	16 グループ 85 者	29 億円
H26	10 グループ 25 者	8 億円
H27	17 グループ 67 者	25 億円
H28	23 グループ 100 者	33 億円
H29	17 グループ 51 者	15 億円
H30	13 グループ 38 者	27 億円
R1	11 グループ 23 者	13 億円
R2	11 グループ 22 者	15 億円
R3	3 グループ 3 者	1 億円
R4	0 グループ 0 者	0 億円
合計	216 グループ 1,573 者	919 億円

《グループ補助金の繰越・再交付の状況》

区分	件数	金額
明許繰越	0 件	0 億円
事故繰越	0 件	0 億円
再交付	3 件	0.7 億円
合計	3 件	0.7 億円

※1) 令和5年3月末現在

※2) 金額は県予算ベース

- グループ補助金の交付決定を受け、これから工事を進めようとしている事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響による資材不足により納期に遅れが生じたことから工期の見直しが必要になるなど、補助事業に影響が生じている事業者が3者あり、再交付を行っている。
- 令和5年度には、商業者を中心に2事業者の交付申請が見込まれている。
- 県内の土地区画整理事業は令和2年度に完了しているが、海岸保全施設工事などのまちづくり整備事業はまだ実施されており、その影響等により、建物の着工が令和5年度以降となる事業者の支援希望も想定される。

(2) 事業再生の実現に向けた支援策の継続

- 産業復興相談センター等の事業継続には運営費など国の予算措置が必要。

《産業復興相談センターの支援状況（令和5年3月末累計）》

相談企業数	左記のうち主な対応			債権買取等支援(※)に向けた検討・作業中
	債権買取	長期返済猶予	新規融資	
1,540	110	180	25	3

※ 債権買取等支援：債権買取、長期返済猶予、新規融資による支援

《東日本大震災事業者再生支援機構の支援状況（令和5年3月末累計）》

相談件数	支援数	支援の内訳			支援決定に向けた最終調整件数
		大口	中口	小口	
531	167	5	48	114	0

※ 大口：借入金10億円以上、中口：借入金1～10億円未満、小口：1億円未満

(3) 事業再開後の伴走型経営支援の拡充

- 被災事業者に、事業計画策定や販路開拓など経営上の助言・指導を行うため、「新ハンズオン支援事業」（復興庁）が実施されている状況。
- このほか、販路開拓や企業連携を目的として、地域復興マッチング「結の場」等の取組が実施されているところ。

《被災地域企業新事業ハンズオン支援事業の実績（令和4年3月末現在）》

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
支援件数	2	2	3	4	4	3	3	2	1	2	0	26

2 復興特区における税制上の特例措置の継続

- 復興産業集積に係る復興特区制度は、多くの事業者が指定を受け、被災者の雇用や設備投資に活用されている状況。

《指定状況》

(令和5年3月31日現在)

事業者数	被災者等の 雇用計画の総数	施設・機械等の 投資計画の総額
615 者	15,551 人	7,641 億円

《令和6年4月1日時点で有効期間内の指定件数（沿岸地域）》 (令和5年3月31日現在)

設備投資減税（37条※）	開発研究用資産減税（39条※）	計
222 件	1 件	223 件

※ 東日本大震災復興特別区域法の条項

- 復興特区における国税の特例措置は、これまで復興産業集積を進める上で大きな役割を果たしてきており、平成28年度税制改正により5年間延長（令和3年3月31日まで）された。また、令和3年度税制改正により、区域を沿岸12市町村に絞り込んだ上で3年間（令和6年3月31日まで）再延長された。

復興特区における主な税制上の特例措置		延長の措置			
制度区分		～H28.3.31	H28.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ R3.3.31	R3.4.1～ R6.3.31
設備投資に係る特例 (法人税等)	特別償却	機械装置 100%	50%	50% (内陸34%)	50%
		建物等 25%	25%	25% (内陸17%)	25%
	税額控除	機械装置 15%	15%	15% (内陸10%)	15%
		建物等 8%	8%	8% (内陸6%)	8%
雇用に係る税額控除 (法人税等)		10%	10%	10% (内陸7%)	10%

- 被災地の復興は、主要魚種の記録的な不漁や、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の影響により、未だその途上にある。内陸地域よりも早い人口減少の進行や、造成地や移転元地等の利活用などの課題を有しているほか、水産業をはじめ幅広い業種の事業者にあっては売上の減少や費用の増加に直面し、設備投資を延期する事例も見られるところであり、これらの課題に対応し、産業復興を図っていくためには、令和6年度以降も現在の措置を継続する必要がある。

- 国税の特例措置と併せて実施されている地方税（事業税、固定資産税等）の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置について、国税の特例措置と同様、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、令和6年度以降も現在の措置（沿岸地域は全額補填）を継続する必要がある。

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課
総務部 税務課
復興防災部 復興くらし再建課
ふるさと振興部 市町村課
農林水産部 団体指導課

21 被災地における産業人材の確保

国においては、被災地のなりわいの再生に向け、人材確保対策関連事業の創設や事業復興型雇用創出事業の実施等に対応いただいているところですが、被災地では、人口減少の進展により、地域内において産業人材を確保することが困難な状況にあり、特に水産加工業の人材不足が顕著となっています。

こうした状況が、事業者の業績回復に遅れを生じさせる要因となっていることから、事業復興型雇用確保事業の事業実施期間等について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 事業復興型雇用確保事業の実施期間の延長等

被災地域の事業所においては、人材の確保が困難な状況が続いていることから、令和5年度末までとされている「事業復興型雇用確保事業」について、実施期間を延長するよう要望します。

併せて、被災三県以外からの求職者に係る雇入れも雇入費助成の対象とするとともに、再雇用者の割合要件を廃止し、また、助成対象労働者の期間要件を緩和するよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地における雇用情勢等

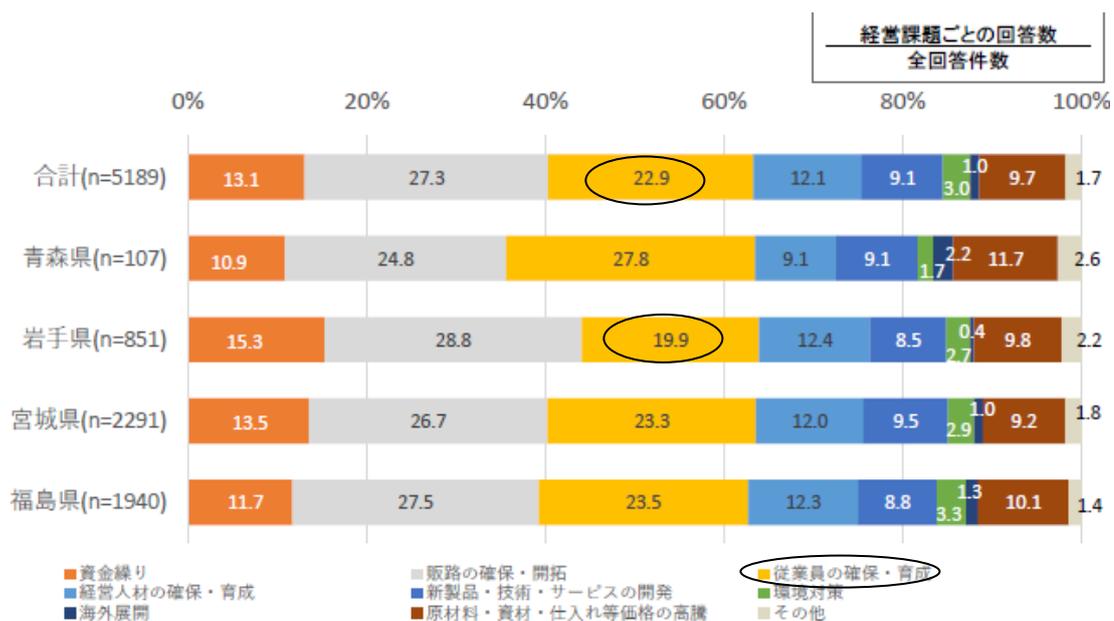
- 被災地では有効求人倍率が1倍を上回る状況が続き、特に水産加工業の有効求人倍率は2倍前後で推移しており労働力確保が難しい状況。
- 事業を再開した事業所の多くでは、「販路の喪失」、「業績の悪化」とともに「労働力の確保」が課題。
- まちづくりの進捗に合わせ、本設での事業再開や規模拡大が進んでいることから、今後、更に人材の確保が大きな課題となることが想定されること。

(参考) ① 岩手県の有効求人倍率の推移

区分	R4.9	10	11	12	R5.1	2	3	4
全 県	1.34	1.36	1.38	1.35	1.32	1.30	1.25	1.23
沿岸地域	1.07	1.07	1.15	1.20	1.11	0.97	0.91	0.83
うち水産加工業	2.09	2.06	1.91	1.75	1.47	1.44	1.73	1.86

※「一般職業紹介状況」(岩手労働局)。全県のみ季節調整値で、その他は原数値

② 被災事業所が抱える課題 (主なもの)



※「グループ補助金交付先アンケート調査」(令和2年10月 東北経済産業局)

2 事業復興型雇用確保事業の事業実施期間の延長等

- これまで、事業復興型雇用創出助成金の活用により、被災求職者の安定的な雇用が創出されてきたところ。
- 一方、平成27年度新規申請分から、助成対象地域が沿岸12市町村に、助成対象事業所が過年度に新規で助成金を受給していない事業所に変更となるなど(※ 新規で助成金を受給した事業所は、新規受給の年度も含め最大3年度の助成金受給が可能)、対象地域や対象事業所が限定されたほか、助成金額の縮小などもあり、助成金の活用事業所数が激減したところ。

- 平成 29 年度から、人材確保のため、住宅支援費助成を盛り込んだ事業復興型雇用確保事業が創設されたところであるが、被災地域全体で人材不足の状況にあり、事業所においては、被災三県以外からのU・Iターンや当該事業所を離職した者の再雇用など、多様な人材確保が必要な状況にあることから、被災三県以外の求職者に係る雇入れも雇入費助成の対象とすることが必要。
- 再雇用者を雇入数の8割までとする要件については、被災地域では新規雇用が難しい状況にあり、また、事業再開した場合、再雇用者（当該事業所の就労経験者）のみの雇入れもあることから、再雇用者の割合要件を廃止することが必要。
- 助成金の支給を受けることができる事業所は、直前の支給対象者の雇入れから2年以内に限定されているが、事業所の本設再開や規模拡大等により追加雇用した場合、助成対象外の雇入れとなる場合があることから、期間要件をさらに緩和することが必要。

【事業復興型雇用創出(確保)助成金による雇用創出実績】

(単位：件、人)

	H23～H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
事業所数	3,379	33	42	35	19	14	9	3,531
認定者数	17,391	87	122	118	80	78	41	17,917

※H28 以前は事業復興型雇用創出助成金、H29 以降は事業復興型雇用確保助成金による実績

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

22 観光復興に向けた支援策の拡充

東日本大震災津波から12年が経過し、復興道路等の全線開通、また、震災伝承施設の整備や新たなまちづくりが進んでおり、これらを活用した観光振興を通じて交流人口の拡大を図っていく必要があります。

このためには、被災地における登録DMOを核として、人材育成や様々な主体が一体となった体制整備を図っていくことが重要となります。

また、本県の外国人宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年には震災前を上回ったものの、全国の伸び率を下回っていることから、三陸の優れた観光資源を生かした海外からの誘客促進を図っていく必要があります。

については、沿岸被災地の観光再生に向けた体制整備や、海外からの誘客促進に取り組んでいくため、観光復興につながる支援策を拡充するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災地の観光再生への支援

人口減少が進む沿岸被災地においては、震災の教訓の伝承発信などにより、観光を通じた交流人口の拡大を図っていくことが重要であり、観光地域づくりに携わる実践力のある人材の育成や体制整備を進めていく必要があることから、ブルーツーリズム推進支援事業の補助対象や補助率を拡大するなど十分な支援策を講じるよう要望します。

2 海外からの誘客促進への支援

復興道路等の新しい交通ネットワークや体験型ツーリズムを活用した周遊・滞在型観光コンテンツの充実、また、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢整備の強化をはじめ、被災地域が一体となった誘客拡大の取組を進めるため、新たな交付金制度の創設などの支援策を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地の観光再生への支援

令和4年度からブルーツーリズム推進支援事業が創設されたが、事業の対象が海水浴場等の受入環境整備等限定されているところ。

○ ブルーツーリズム推進支援事業の概要

- ・ 補助対象事業：海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション、ビーチ・マリーナ・観光船舶を対象とした環境認証の取得に係る事業
- ・ 補助対象者：岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会、登録DMO
- ・ 補助率：8/10

ブルーツーリズム推進支援事業 観光庁	
ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高め、国内外からの誘客と観光客の定着を図るために行う、①海水浴場等の受入環境整備、②海の魅力を体験できるコンテンツの充実、③海にフォーカスしたプロモーション、④ビーチ等の国際認証の取得に向けた取組等を総合的に支援する。	
事業概要 ・ 補助対象事業：海の魅力を高めるブルーツーリズム ^(※1) の推進を目的とする以下の取組 ①海水浴場等の受入環境整備、②コンテンツの充実、③プロモーションの実施、 ④ブルーフラッグ認証取得に向けた取組 ・ 補助対象者：岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会、登録DMO ・ 補助率：8/10	
海水浴場等の受入環境整備支援 老朽化した海の家シャワー・更衣室の改修等、海に係るレジャーに必要な海岸施設の整備・改修等を支援。	コンテンツの充実支援 SUP ^(※2) やヨガ等、海の魅力を体験できるコンテンツの造成・磨き上げ等を支援。
プロモーションの実施支援 旅行博等イベントへの出展、WEB・SNSを活用した広告等、プロモーションの実施を支援。	ブルーフラッグ認証取得支援 ビーチ等の国際環境認証である「ブルーフラッグ認証」の取得に必要な取組を支援。

2 海外からの誘客促進への支援

○ 令和元年の訪日外国人の延べ宿泊者数は過去最高の約1億1,565万人泊となっており、本県の外国人宿泊者数も過去最高の34万3千人泊となったが、令和2年以降大きく減少し、昨年10月の水際措置緩和により回復の兆しが見えるものの、令和元年度比では8.4%となっている。

○ 「東北観光復興交付金制度」が令和2年度に終了し、また、地方運輸局と地方自治体が連携して実施してきた「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」が令和4年度からは全国的に措置されないこととなった。

○ 外国人観光客の来県による経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るためには、海にフォーカスした観光にとどまらず、「食」、「体験アクティビティ」等多様な観光資源を活用して被災地が一体となって滞在コンテンツの充実や宿泊施設等受入態勢の充実などに取り組むことが重要であり、誘客拡大に向けた取組に幅広く活用できる事業が必要。

○ 全国及び東北の外国人宿泊者数の推移(全施設)

(単位:人泊)

	H22	R1	R3	R4
全国	28,054,620	115,656,350	4,317,140	16,760,470
東北	603,380	1,851,700	143,000	214,580
青森県	65,210	356,550	17,090	32,370
岩手県	90,960	343,970	17,750	28,970
宮城県	200,220	563,040	49,490	67,330
秋田県	87,770	139,400	7,910	16,890
山形県	59,920	234,050	15,920	27,740
福島県	99,300	214,690	34,840	41,280

【県担当部局】 商工労働観光部 観光・プロモーション室

23 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援

発災から12年が経過し、記憶の風化防止や国内外の防災力向上のためには、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓の伝承と復興の姿の継続した発信が重要です。

また、令和3年3月9日に閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」においても、被災地と連携しながら、震災の記憶と教訓の後世への継承や復興の姿の発信の取組を進めていくこととされるとともに、国と被災地が連携した震災伝承ネットワーク協議会などによる取組が進められているところです。

本県では、令和元年度から10年間を計画期間とする「いわて県民計画（2019～2028）」において、新たな復興の柱として「未来のための伝承・発信」を掲げ、必要な取組について永続的に実施することとしています。

国においても、被災地と連携した震災の風化防止や防災力向上に向けた取組の強化や、被災地の取組に対する総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災地の伝承・発信等に係る取組への支援

被災地においては、記憶の風化防止や国内外の防災力向上のため、震災の事実・教訓の伝承や復興の姿の発信に取り組む責務があります。こうした取組を実施するためには、伝承・発信の担い手の確保や育成等を継続的に行っていく必要があります。新たな支援制度を創設するよう要望します。

また、国においても、震災の風化防止や防災力向上に向けた継続的な取組、被災地と連携した情報発信を強化するよう要望します。

【現状と課題】

- 年月の経過とともに、東日本大震災津波の記憶の風化が懸念されることから、教訓や復興のプロセスを全国的に共有していくことが必要。
- また、被災県の責務として、国内のみならず世界の防災力向上に貢献するため、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝えていくことが必要。
- このため、本県では、令和元年度から新たな復興の柱として「未来のための伝承・発信」を掲げ、必要な取組について永続的に実施することとしているところ。

《本県の取組例》

・ 「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の制定（令和3年2月19日公布、施行）

震災により亡くなった多くの尊い命に追悼の意を表し、震災の教訓を伝承するとともに、これまでの復興に向けた歩みの中で得られた多くの絆を大切に、一人ひとりの大切な人に想いを寄せ、ふるさと岩手を築いていくことを誓う日として、3月11日を「東日本大震災津波を語り継ぐ日」とする条例を制定。

・ 東日本大震災津波伝承館

震災の事実を踏まえた教訓を世界に発信し、未来に伝承していくため、三陸の津波災害の歴史、東日本大震災津波の事実、震災の経験から得た教訓などを学ぶことができるよう、陸前高田市の「高田松原津波復興祈念公園」内に令和元年9月22日に開館した、日本を代表するような震災津波学習拠点。令和5年5月末時点で約75万人が来館。

・ いわて震災津波アーカイブ～希望～

東日本大震災津波からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の国内外の防災活動等に活かすため、平成29年3月にインターネット上で公開し、収集した約24万点の震災津波関連資料を検索・閲覧できる仕組みを構築（平成30年8月から「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」、令和2年2月からハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー日本研究所の「日本災害DIGITALアーカイブ」との連携開始）。

・ 復興フォーラム

ア 県内フォーラム

多様な主体が一丸となって本格復興に取り組んでいく姿を強力に発信するとともに、岩手にゆかりのある方々が集まる場を設けることで、復興に向けた人的ネットワークの強化を図るために毎年度開催。

イ 県外フォーラム（令和2年度まで関係都道府県と共催）

全国からの支援への感謝を伝えるとともに、被災地における復興への取組や現状を伝えることによって、本県の復興への理解と風化防止、継続的な支援・参画促進を図るために毎年度開催。令和3年度以降は、県外向け復興情報番組を制作し、放映。

ウ 東日本大震災復興フォーラム（被災4県・東京都との共催）

首都圏において被災地域の復興状況や取組について情報発信を行い、風化防止と継続的な支援を呼びかけるために毎年度開催。

【復興フォーラム開催状況】

年度	県内フォーラム		県外フォーラム		東日本大震災復興フォーラム		
	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	幹事県
H23	—	—	H24. 2. 3	東京都	—	—	
	—	—	H24. 3. 26	東京都	—	—	
H24	H25. 2. 9	宮古市	H25. 1. 26	大阪府	H25. 2. 6	東京都	岩手県
H25	H25. 11. 2	大船渡市	H25. 12. 19	愛知県	H26. 2. 13	東京都	宮城県
H26	H27. 1. 15-16	盛岡市、大船渡市	H27. 1. 8	兵庫県	H27. 2. 12	東京都	福島県
H27	H28. 1. 22-23	盛岡市、大槌町	H27. 12. 18	静岡県	H28. 2. 10	東京都	青森県
H28	H29. 1. 20-21	盛岡市、釜石市	H28. 12. 3	長野県	H29. 3. 3	東京都	岩手県
H29	H30. 1. 26-27	盛岡市、大船渡市ほか	H29. 12. 9	東京都	H29. 2. 17	東京都	宮城県
H30	H30. 12. 16-17	盛岡市、宮古市	H30. 11. 17	埼玉県	H31. 2. 10	東京都	福島県
R1	R2. 1. 26-27	盛岡市、釜石市	R1. 12. 7	神奈川県	R2. 2. 16	東京都	岩手県
R2	R3. 1. 31-2. 1	盛岡市	R2. 12. 13	東京都 ※リモート開催	R3. 2-3	東京都 ※HP開催	宮城県
R3	R3. 7. 4	宮古市	R4. 2. 19	名古屋市 (東海地方) ※県外テレビ放送	R4. 2~3	東京都 ※HP開催	宮城県
R4	R4. 7. 2-3 R4. 9. 25	釜石市 陸前高田市	R5. 1. 29	神戸市 (兵庫県) ※県外テレビ放送	R5. 3. 5-11	東京都	福島県

・ 東日本大震災津波 岩手県・市町村合同追悼式の開催

県民をあげて犠牲者を慰霊・追悼し、復興に向けた決意を新たにするため、追悼式を市町村と合同で毎年開催。

令和5年3月11日、東日本大震災津波から12年を迎え、復興大臣をはじめとした来賓御参列のもと、釜石市において追悼式を執り行った。

- 国においては、令和3年3月9日に閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において、被災地と連携しながら、震災の記憶と教訓の後世への継承や復興の姿の発信の取組を進めていくこととされているところ。令和4年10月より「東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議」が複数回開催され、令和5年3月10日には、東日本大震災の教訓継承サイト「繋ぐ、未来へ」が公開されたところ。
- 市町村においては、宮古市及び大槌町が、震災伝承活動や防災学習について、国に新たな財政支援制度の創設を要望（令和3年11月4日の復興大臣の被災地視察の際、各首長から直接要望）。
- 震災伝承ネットワーク協議会（事務局：東北地方整備局）が令和4年11月、12月に開催した「震災伝承施設連絡会議」において、参加した震災伝承施設の管理者等から、語り部等の高齢化・継続（育成）等が課題であるとされたところ。
- 県では、これまでの取組の成果を踏まえ、今後も、震災の事実・教訓の伝承や復興の姿の発信に取り組む責務があり、こうした取組を実施するためには、伝承・発信の担い手の確保や育成等を継続的に行っていく必要があることから、新たな支援制度の創設が必要。
- また、震災の風化防止や国内外の防災力向上のためには、震災伝承ネットワーク協議会などの国と被災地が連携した情報発信の強化や、他の被災地や国際的な防災機関等との連携に対する支援が必要。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課

1 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進

新型コロナウイルス感染症の流行は、リスク分散の観点から、首都圏への過度な一極集中を是正する必要性を認識する機会となり、地方への移住に対する関心の高まりにつながっています。

しかしながら、令和3年に大幅に減少した東京都への転入超過数は、令和4年には大幅な増加に転じ、東京圏を含め再び東京一極集中の傾向が見られることから、地方への新しい人の流れを一層加速し、人口減少を克服する施策を、国を挙げて強化することが重要であると認識しています。

ついては、地方がそれぞれの特徴を生かした移住・定住施策を実施するとともに、地方創生を担う人材を育成する高等教育機関の地方分散や政府機関の地方移転等の国を挙げた取組の強化が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方への人の流れの加速

半導体をはじめとした成長産業の地方への戦略的な配置や生産拠点の移転、大企業の本社機能の東京圏から地方への移転を進めるほか、サテライトオフィスの開設、東京圏から遠隔にある地方や条件不利地への移住に対する支援を手厚くするなど、人の流れを創出する効果的な施策を展開するよう要望します。

また、令和元年度に創設された地方創生移住支援事業について、東京圏から地方への人の流れを加速するため、移住元に関する年数要件の廃止及び地理的要件の更なる緩和、支給対象者が在住する東京23区等での周知・広報の一層の充実及び必要な財源の確保を要望します。

2 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

若者や女性にとって魅力のある雇用・労働環境の構築に向け、正社員雇用の拡大や非正規雇用労働者の正社員化、女性の管理職登用、ライフステージに応じた柔軟な働き方の選択を可能とする環境整備、住居費などの負担が大きい若者・子育て世代への住宅手当の導入支援等の制度の整備を一層推進するよう要望します。

3 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進

国の「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」に基づき、官民が基金を造成して大学生等の地元定着を促進する制度について、地方公共団体の財政状況に応じて特別交付税の措置率を引き上げるとともに、対象となる修学支援制度の一層の拡大など、地域の実情に合わせた制度設計が可能となるよう要望します。

4 地方自治体が行うものづくり産業人材育成に対する支援

次代を担う世代の育成や、産業の高度化に対応した人材育成に対応していくため、地方自治体が行うものづくり産業人材育成の取組への支援を要望します。

5 農山漁村の活性化

農山漁村に受け継がれてきた豊かな自然や伝統・文化など魅力ある地域資源を活用した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進するための「農山漁村振興交付金」等の予算を引き続き十分に確保するよう要望します。

6 政府関係機関の地方移転

一部の政府関係機関において地方移転が進められているところですが、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、地方からの提案を真摯に受け止め、今後も国家戦略として取り組むよう要望します。

7 高等教育機関の地方分散等

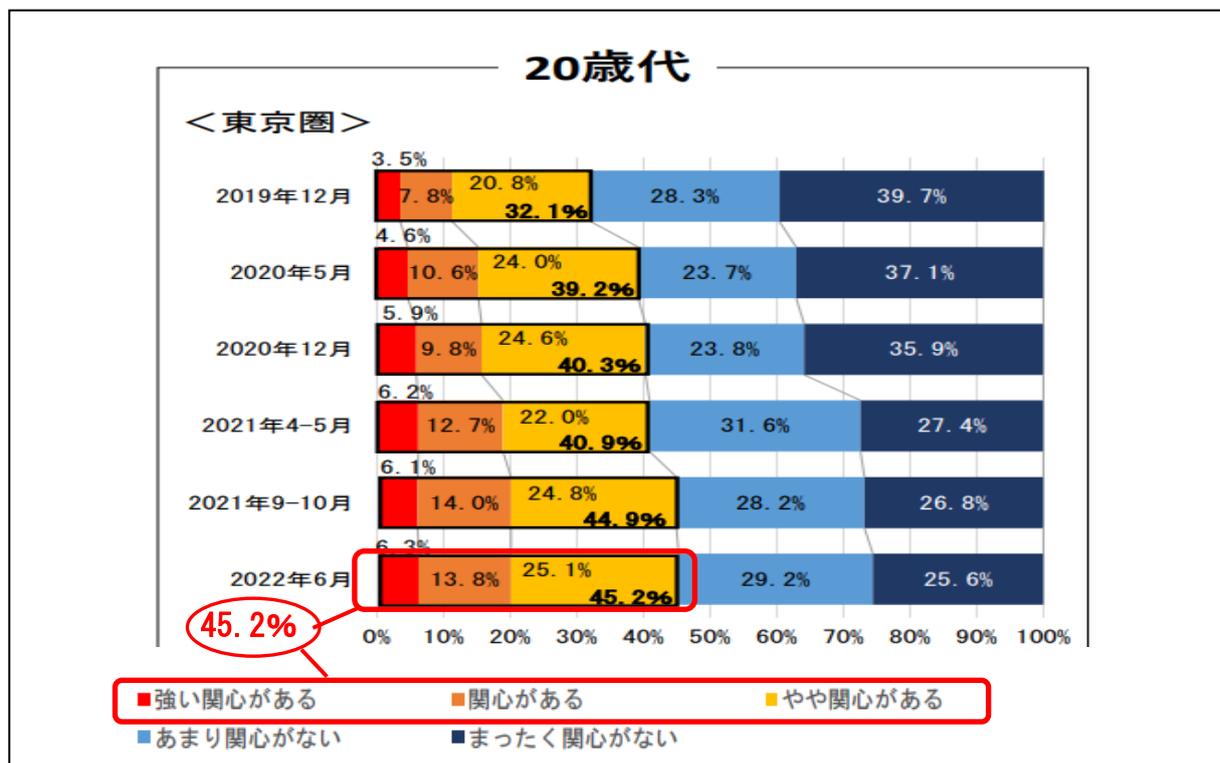
高等教育機関の東京圏への集中は、東京一極集中を加速させる要因とも考えられることから、東京圏における大学の定員の抑制及び地方への高等教育機関の分散等について、引き続き積極的に推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方への人の流れの加速

(1) 東京一極集中の是正に向けた柔軟な施策の展開

- 内閣府が令和4年7月22日に発表した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」結果によると、東京23区に居住する20歳代の50.9%が地方移住に「強い関心がある」「関心がある」「やや関心がある」と回答するなど、若者の地方移住への関心が高まっている。



- 人口の社会増減でみると、2022年（令和4年）の東京圏の転入超過はコロナ禍前と比較して縮小しているものの、27年連続で転入超過となっており、東京一極集中の傾向は続いている。

《東京圏の転入超過数の推移》

(単位：人)

区 分	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
転入者数	516,699 (453,900)	530,124 (460,628)	540,140 (466,849)	492,631 (432,930)	482,743 (420,167)	<u>507,341</u> <u>(439,787)</u>
転出者数	391,169 (380,776)	390,256 (380,784)	391,357 (383,867)	393,388 (401,805)	401,044 (414,734)	<u>407,822</u> <u>(401,764)</u>
転入超過数	125,530 (73,124)	139,868 (79,844)	148,783 (82,982)	99,243 (31,125)	81,699 (5,433)	<u>99,519</u> <u>(38,023)</u>

※ カッコ内は東京都の数 総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（外国人移動者を含む）

- 東京圏のうち東京都においては、2021年（令和3年）の転入超過数が2020年比83%減の5,433人となり過去最少を更新したが、2022年（令和4年）には、38,023人と大幅な増加に転じている。
- 国立社会保障・人口問題研究所が2016年に行った第8回人口移動調査によると、東北地方出身者の東京圏在住の割合は18.4%と他の圏域出身者の東京圏在住の割合に比べて高い。
東京圏から東北地方への移住促進は、東京一極集中是正の根幹をなす施策であり、政府においては、地方移住の率先的な取組が必要。
- 国では、過度な東京圏への一極集中の是正や、地方の担い手不足対策のため、令和元年度、地方創生移住支援事業を創設したところであるが、対象者は東京23区在勤者に限定されている。地方移住への関心が高まっているこの機会を捉えて、地方移住への具体的な行動につなげるためには、移住元の地理的要件等の緩和が求められる。

ア 地方創生移住支援事業の課題

- (ア) 東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移住を促進する必要があり、東京23区に限定している在住・通勤年数の緩和が必要である。
- (イ) 移住支援金に係る相談や要件に関する問い合わせの多くは、東京23区以外の東京圏在住者や就業者からであり、支援対象者が在住している地域での制度周知や広報の一層の充実が必要である。

イ 求める要件

国において、これまでも要件の一部緩和が行われてきたところであるが、上記の課題に対応するためには、「年数要件の廃止及び居住地等要件の緩和」が必要である。

【求める要件】東京圏（条件不利地を除く。）に在住し、かつ東京圏に通勤していること。

(2) 地方への産業再配置の促進

- 国では、令和3年6月に「半導体・デジタル産業政策」を策定し、半導体産業の振興を国家戦略として位置付け、国内半導体産業のレジリエンス強靱化等に取り組むこととしたところ。
- デジタル化の進展やカーボンニュートラルに向けた動き、世界的な半導体需給状況のひっ迫、経済安全保障など、半導体を取り巻く環境が大きく変化する中、それに対応するため国内外で積極的な投資が行われているところ。

- 成長産業の地方への生産拠点設置は、多くの従業員を雇用する必要があるが、全国的な人手不足の中で必要な人材を確保していくためには、U・Iターンを含めた移住定住対策を強力に推進することが不可欠である。
- 感染症の影響下において、テレワークやリモート会議の導入が進む中、本社機能の全てを東京23区や首都圏に置く必要性が減少している。また、災害等に備えたリスク分散の観点からも、東京等の本社機能を代替・補完する地方拠点の整備は、企業にとって重要な課題である。
- 地方移転のインセンティブが有効に機能するよう、ビジネス環境や企業動向の変化を踏まえ、地方拠点強化税制の支援対象となる施設の追加、常時雇用する従業員数の増加要件の緩和、優遇措置の更なる拡充が必要である。
- また、企業の本社機能移転を促すには、地方拠点化税制に加え、地方自治体独自の支援策の実施が効果的であると考えるが、財政力が脆弱な地方自治体は、独自の取組を行うことが困難な状況である。

2 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

(1) 本県の産業集積等の状況

- 本県においては、令和2年から、大規模な半導体デバイス工場が生産を開始しており、令和4年4月には、第2製造棟の建設に着手したところ。今後、更なる規模拡大が見込まれており、大型雇用が創出されることに加え、地場企業においても取引拡大や雇用創出が生み出されるなど、県内経済の更なる活性化が期待されている。
- また、本県の県南地域においては、自動車・半導体関連企業をはじめとする産業集積が進み、最新鋭の設備と技術で最先端の製品を生産する地域へと成長しており、企業の進出や増設の動きが活発化し、更なる雇用の増加が見込まれる。
- 令和5年4月の本県の有効求人倍率は1.23倍と、120か月連続の1倍台を記録していることに加え、産業集積等に伴い、引き続き人材確保が急務となっている。

《有効求人倍率（季節調整値）》

年 月	H1	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5.4
全 国	1.30	0.71	0.50	0.69	0.77	0.97	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	1.32
岩手県	1.18	0.94	0.53	0.55	0.50	1.06	1.45	1.33	1.06	1.26	1.32	1.23

- 企業によっては、業容拡大に必要な人員を十分に確保できないことから、受注増や生産拡大に対応できないなど、企業の成長性を損なう事例が見られることから、人材確保について企業から強い要望を受けている。

(2) 若者や女性に魅力ある職場環境の整備

- いわて働き方改革推進運動を全県的に展開する中で、優良な取組事例を「いわて働き方改革アワード」において表彰し、広く情報発信、普及啓発を実施している。

【いわて働き方改革AWARD2022 受賞企業の例】

〔最優秀賞（一関市、学術研究、専門・技術サービス業）〕

- ・ 情報のクラウド集約により、どこにいてもリアルタイムで情報を共有し、仕事の効率化を進め、労働時間を削減。熟練度に応じて6時間勤務（所定労働時間）を可能としている。

- ・ フレックスタイム制や在宅勤務の導入のほか、出張の際に保育園に預けられない場合は、出張先で保育園に預け、その保育料を会社負担とするなど、子育て世代の負担軽減を図る取組を進め、育児による離職はゼロとなっている。

〔優秀賞（盛岡市、サービス業）〕

- ・ 自社独自のマイスター制度を導入し、マイスター認定者への一時金や手当支給を行い、賃金アップ、離職防止、新たな人材確保に繋げている。

- 県内の経済団体、産業団体、国等の関係団体と県が一体となって設立した「いわて女性の活躍促進連携会議・女性の就業促進部会（H26～）」では、女性の一層の活躍に向けて、令和3年3月に企業の経営者や行政機関向けの提言として「男女ともに働きやすい職場づくりを目指して」を取りまとめたところ。

〔提言項目〕

- ・ 経営者の意識改革と実践
- ・ 男女ともに働きやすい企業文化の醸成
- ・ 多様な働き方や仕事の可視化
- ・ 明確な評価基準による成果に基づく評価制度の導入

この提言を踏まえ、男性の家事・育児・介護の参加を推奨等のアンコンシャスバイアスの解消に向けた取組、女性の働きやすい就業環境整備を支援する補助金の充実、女性の意欲を引き出すセミナーの開催や企業が取り組む社員研修への支援などが必要。

- 国では、男女別の賃金水準や女性の管理職比率などの公表を企業に義務付ける方針で検討が進められているが、女性の働きがいの向上に向けて、柔軟な働き方の選択を可能とする環境整備、同一労働同一賃金の徹底、非正規労働者の正社員化、男女の賃金格差の是正や管理職登用・採用拡大等に向けた制度の整備や企業の取組に対する支援が必要。

（3）若年労働力の確保等

- 将来の岩手を担う若年労働力を確保するため、新規学卒者の県内就職者数・割合の向上が必要。

《本県の新卒者の県内就職割合》

	H29.3月卒	H30.3月卒	H31.3月卒	R2.3月卒	R3.3月卒	R4.3月卒	R5.3月卒
高卒者	66.3%	65.8%	69.0%	68.3%	71.4%	74.1%	73.6%
大卒者	45.0%	43.6%	43.1%	41.2%	43.4%	44.9%	41.0%

※1 R5.3月卒は、令和5年4月末現在

※2 新規高卒者は、県内就職率は上昇傾向にあるが、依然として約3割が県外に就職している。

※3 新規大卒者は、ほぼ横ばいで、5割～6割が県外に就職している。

- 本県の新規学卒就職者の3年以内離職率は、高卒者は全国平均を下回っているものの、高卒者・大卒者ともに3割台で推移しており、就職後の定着支援が必要。

《本県の新卒者の3年以内の離職率》

	H29.3月卒	H30.3月卒	H31.3月卒	R2.3月卒(2年)	R3.3月卒(1年)
高卒者	37.8% (全国 39.5%)	33.5% (全国 36.9%)	35.3% (全国 35.9%)	25.9% (全国 26.8%)	16.4% (全国 16.6%)
大卒者	37.9% (全国 32.8%)	37.0% (全国 31.2%)	33.5% (全国 31.5%)	23.0% (全国 21.8%)	13.9% (全国 12.2%)

※ 就職後3年以内の離職率は高卒・大卒とも3割台で、特に大卒者の離職率が全国に比べ高い状況

- 就職期における若年者の県外流出を食い止め、首都圏への人口一極集中を是正するため、正社員雇用の拡大等に取り組む地方の企業に対して、キャリアアップ助成金の拡充等、助成制度の一の整備を推進することが必要。

(4) 従業員宿舍の整備等

- 深刻な人手不足を受け、県内では人材確保に向けた取組の一環として、製造業や水産加工業を中心に、自社において従業員宿舍等の確保を検討する動きがみられるものの、従業員宿舍の整備に多額の費用を要することや、賃貸物件の確保について競合が生じることから、必要な数量の確保に苦慮する場合も多い。
- こうした状況は地域における経済活動の拡大の芽を摘むおそれがあることから、企業による人材確保の取組を支援するとともに、地方創生・ふるさと振興に資する住環境整備を促進するため、従業員宿舍の整備や家賃補助に対する支援が必要となっている。

3 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進

- 同制度は、地方公共団体が地域の産業的特徴等に応じて、「地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業に関わる分野」の人材を確保し定着を図ることを支援しようとするものであり、地方創生にとって有効な手段の一つ。
- 本県においては、平成 29 年度から制度を運用開始し、支援対象者については、県内外の学生や U ターン希望の社会人などから、単年度の目安としていた 50 名に対し、初年度（平成 29 年度）は 47 名、2 年目（平成 30 年度）は 49 名、3 年目（令和元年度）は 59 名を認定し、3 年間で 146 名が県内ものづくり企業に就業しており、確かな需要があるとの手応えを得ているところ。
- 令和 2 年度からは、対象分野や支援対象者の拡充などの制度の見直しを行い、新たな制度に基づく運用を開始し、1 年目（令和 2 年度）は 48 名、2 年目（令和 3 年度）は 60 名、3 年目（令和 4 年度）は 53 名を支援対象者として認定し、3 年間で 161 名が県内ものづくり企業に就業したところ。
- 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱（総務省スキーム）では、官民の出捐総額の 1/2 に財政力指数に応じた「措置率」を乗じた額を特別交付税措置の対象としているが、人口流出が大きい地方公共団体の財政基盤は脆弱であることから、地方公共団体の財政状況に応じて特別交付税措置率を 0.5 から更に引き上げるなど、この制度が有効に活用できるよう改善が望まれるところ。
- 現在、本制度の対象となる奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体独自の奨学金の返還に係る支援の取組とされており、厚生労働省が所管する「技能者育成資金融資制度」は対象外となっているところ。

4 地方自治体が行うものづくり産業人材育成に対する支援

- 本県では「いわてものづくり産業人材育成・確保・定着指針（2023～2026）」に基づき産学官が連携し取組を推進。

「いわてものづくり産業人材育成・確保・定着指針（2023～2026）」の概要

目的：県内関係機関をつなぐ共通指針

目指す姿：未来に向かい発展するものづくり産業を支える人材をオールいわてで育成・確保・定着

取組方針：1 各段階の取組を連続させたものづくり産業人材の育成
2 誰もが成長し、能力を發揮できる環境の整備
3 新卒者などの県内就職や U・I ターンの促進

- 社会構造の変化に対応し、ものづくり産業が地域をけん引し続けていくため、継続的な人材育成の取組が必要であり、ものづくり産業への理解促進の取組を進めているが、県土が広い本県においては、移動費をはじめとする費用の負担が大きい。

本県の取組：産学官の連携による工場見学、出前授業等の実施

県内各地域にもものづくりネットワークを設置し、小学生から企業人までの各段階で、次のものづくり人材育成に取り組む。

- ・小中学生を対象とした企業や工業高校生によるものづくり体験教室
- ・工業高校生を対象とした企業人講師による実技講習会
- ・高校生や大学生の就職希望者を対象とした企業見学会、出前授業、企業ガイダンス
- ・進学希望の生徒を対象としたキャリア講座、企業見学会
- ・保護者や教員を対象とした企業人による講演会や企業見学会
- ・企業人を対象とした改善や技術向上等のための講習会

- また、地方においては、高度技術等を教育する機関・機会が都会に比べ不足しており、行政が主体となった人材育成が必要。

本県の取組：3Dデジタル技術人材の育成

「いわてデジタルエンジニア育成センター」を設置し、3Dデジタル技術に関する人材育成に取り組む。学生・生徒・教員、在職者、求職者を対象に、設計から生産現場における3Dデジタル技術の活用方法や操作方法の習得を目指す講習を開催。

省人化に対応できる技術習得に対する企業のニーズが高まっており、高度技術人材の育成が求められている。

<講習内容>

- ・設計開発力の向上支援講習
- ・生産準備業務のデジタル化支援講習・情報提供
- ・生産現場の自動化支援講習・情報提供

5 農山漁村の活性化

《農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型））※の概要》

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における農泊の実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外のプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援。

※ 令和4年度までは「農山漁村振興交付金（農泊推進対策）」として実施されていたもの。

《農山漁村振興交付金（農泊推進対策実施地区）》

市町村名	事業実施主体	主な事業の概要	実施期間
遠野市	遠野ふるさと体験協議会	インバウンド対応のための翻訳機整備	R1
一関市	平泉一関エリア農泊推進協議会	キャッシュレス端末導入セミナー実施	R1
岩手町	アウローラJ5	民泊実施に向けた体制構築と研修実施	R1～R2
紫波町	紫波ソーリズム協議会	多言語対応したホームページ等の作成	R2～R3
奥州市	ころもがわ農泊地域協議会	多言語対応したホームページ等の作成	R3～R4
大船渡市	崎浜ヤンキーブランド実行委員会	食を通じた都市住民との交流促進	R3～R4

※ このほか、令和5年度においては、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型））に応募（不採択）。

6 高等教育機関の地方分散等

- 高等教育機関の学校数及び学生数は東京圏に集中しており、進学期における東京圏への転出を加速させる一つの要因。特に私立の教育機関の偏在は大きく、国による一定の地方分散施策が必要。

《高等教育機関と圏域別分布》

	人口※ ¹		高等教育機関※ ²			
	人数（万人）	構成比	学校数（校）	構成比	学生数（人）	構成比
北海道	518	4.1%	56	4.8%	98,011	3.2%
東北	852	6.8%	83	7.1%	139,288	4.5%
北関東	670	5.3%	54	4.6%	96,788	3.2%
東京圏	3,686	29.4%	302	25.7%	1,211,351	39.3%
中部・北陸	1,153	9.2%	114	9.7%	178,127	5.8%
中京圏	1,123	9.0%	110	9.4%	246,719	8.0%
大阪圏	1,680	13.4%	177	15.1%	563,333	18.3%
京阪周辺	364	2.9%	34	2.9%	72,302	2.3%
中国	720	5.7%	81	6.9%	152,995	5.0%
四国	366	2.9%	35	3.0%	59,824	1.9%
九州・沖縄	1,418	11.3%	127	10.8%	263,509	8.6%
合計	12,550	100.0%	1,173	100.0%	3,082,247	100.0%

※1 総務省統計局人口推計（令和3年10月1日現在）

※2 令和4年度学校基本調査（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校のみ）

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
 ふるさと振興部 学事振興課
 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
 ものづくり自動車産業振興室
 農林水産部 農業振興課

2 地方重視の経済財政政策等の実施

東京圏の転入超過数は、依然として全国の中で突出しており、こうした状況を打破するためには、地方重視の経済財政政策など、国における抜本的な対策が必要です。

デジタル田園都市国家構想においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を基本目標に掲げ、デジタル技術の活用による地方創生に取り組まれています。東京一極集中の是正に向け、地方の実情を重視し、地方への新たな人の流れをつくる取組をより一層強化するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方を重視した経済財政政策の実施

地方の人口は、地方と全国の経済状況の差が大きい場合に社会減が拡大する関係が見られることから、地方重視の経済財政政策を実施するよう要望します。

2 地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策の実施

デジタル田園都市国家構想に基づき、東京圏への過度の一極集中の是正及び多極化を図るため、地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策を着実に実施するよう要望します。

【現状と課題】

○ コロナ過による行動制限の緩和に伴い、東京圏の転入超過数は再び増加。

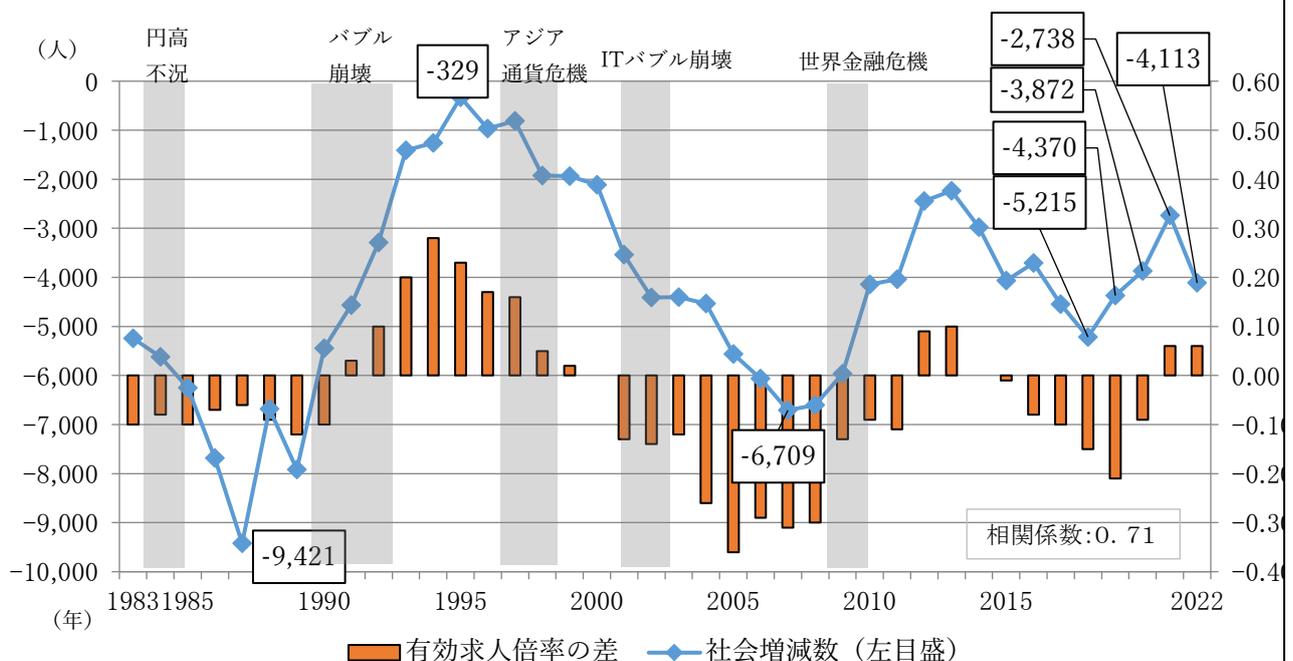
《東京圏の転入超過数の推移》



※ 総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（日本人移動者）

○ 本県の人口の社会減は、有効求人倍率が全国平均を上回る場合に減少し、下回る場合に拡大する傾向。これは、地方独自の雇用対策に加え、国が経済対策を実施したことによる影響が大きく、全国の多くの地方が同様の傾向。

○ 本県のみならず、地方部における人口の社会増減は、国の経済財政政策によるところが大きく、東京一極集中を是正し、地方の人口流出を防ぐためには、国による大胆な経済財政政策が不可欠。



【県担当部局】 政策企画部 政策企画課

3 地方創生の推進を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要です。

については、地方の自主性や主体性が最大限に発揮できるための十分な財源の確保が不可欠であることから、地方の一般財源総額の確保を含めた財政措置について、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 デジタル田園都市国家構想事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、「デジタル田園都市国家構想事業費」を継続し、十分な額を確保するとともに、財政力の弱い自治体において、人口減少が進んでいることを踏まえ、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするよう要望します。

2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

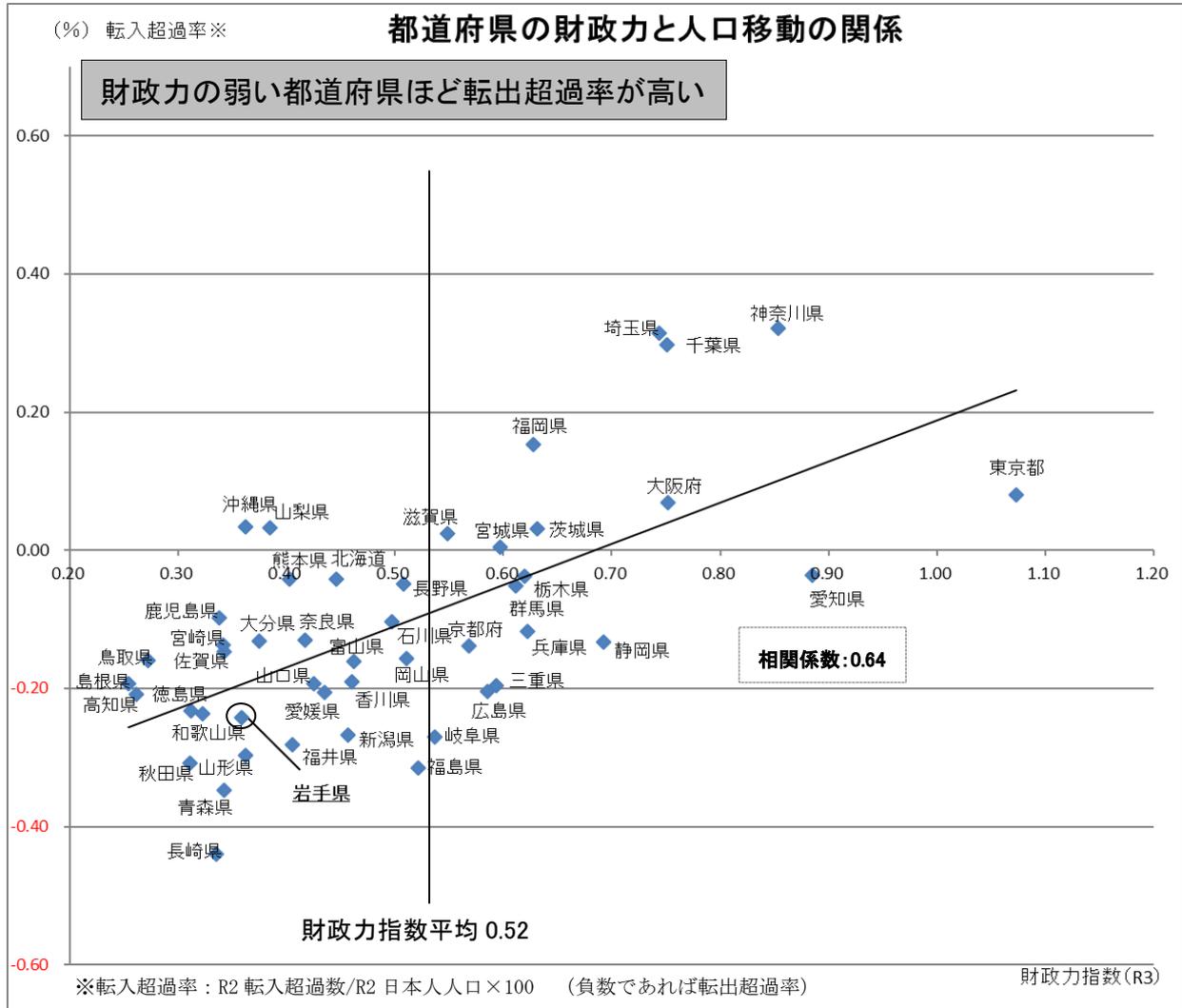
少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、デジタル田園都市国家構想総合戦略の期間においても、十分な額の財源を確保するよう要望します。

また、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、デジタル田園都市国家構想交付金については、対象経費の柔軟な運用や実施計画書の簡略化など、真に使い勝手の良い制度とするよう要望します。

【現状と課題】

1 デジタル田園都市国家構想事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

- 財政力の低い都道府県ほど人口の転出率が高い状況。全国的に地方創生に取り組む中、財政力の低い自治体からますます人口流出するおそれが高く、人口流出が進む地域に配慮した算定が必要。



2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

- 国では、令和5年度からデジタル田園都市国家構想交付金（平成28年度から令和4年度まで地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金）を措置しており、岩手県における直近3か年の活用状況については、以下のとおり。
- デジタル田園都市国家構想交付金の活用にあたっては、申請事業数の上限や対象経費の制約などの課題があり、運用の改善が必要。

＜デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ（令和4年度以前は地方創生推進交付金の活用状況）※市町村事業は除く

年度	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
事業数	13 事業	15 事業	14 事業
総事業費	378,572 千円	612,408 千円	695,187 千円
交付金額	191,244 千円	221,028 千円	351,159 千円

(主な事業)

- ・ 岩手県外の若者確保・定着促進事業
産業人材の育成・確保、U・Iターン就職のための求職者・求人企業の支援、移住者の支援体制の構築、空き家バンク活用セミナーの開催
- ・ 地方志向の高まりを生かした関係人口・移住人口創出による地域の担い手確保事業
複業を通じた地域と関わりを深めるモデルの構築、お試し移住者用の住居環境の整備、若年層に地域の魅力を伝える動画の制作・配信及びSNSによる発信
- ・ DX・GXの推進による農業水産業の生産性・市場性向上事業（令和5年度新規事業）
データ駆動型農業の導入、地球温暖化への適応や環境保全型農業の推進、マーケット分析に基づいた販売戦略の策定等

<デジタル田園都市国家構想交付金地方創生拠点整備タイプ（令和4年度以前は地方創生拠点整備交付金の活用状況）※市町村事業は除く

年度	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
事業数	—	1事業	—
総事業費	—	399,966千円	—
交付金額	—	199,983千円	—

(主な事業)

- ・ 陸前高田オートキャンプ場整備事業
陸前高田オートキャンプ場について、アドベンチャーツーリズムの拠点とするため、施設の改修整備を実施

<デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ> ※市町村事業は除く

年度	令和5年度 (見込み)
事業数	7事業
総事業費	130,479千円
交付金額	65,238千円

(主な事業)

- ・ デジタル技術を活用した学校の情報化（令和5年度新規事業）
教育の質的な向上を図るため、児童生徒の多様な情報を一元化する統合型校務支援システムを県と市町村が連携して導入

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
総務部 財政課
ふるさと振興部 科学・情報政策室

4 地方への投資促進に向けたインフラ整備等への支援

本県においては、自動車・半導体をはじめとするものづくり産業の集積が加速しており、今後においても更なる企業進出等が見込まれることから、地方自治体による地域の産業及び雇用のニーズに応じた企業誘致を一層推進することを通じ、国際競争力の高いものづくり企業の更なる国内定着を確実なものとするため、企業誘致施策に対する支援策について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方自治体が行う工業団地の整備に対する支援

地方自治体が行う工業団地等の整備に係る土地利用や水利権などに関する規制緩和、産業インフラの整備に対する支援を行うよう要望します。

2 工業用水道施設及び下水道施設の整備等に対する支援

国際競争力を有する大手半導体製造企業では工業用水を大量に使用するところであり、新たな工場立地等に対応するためには大規模な工業用水道施設整備が必要となることから、工業用水道施設の新規整備及び既存施設機能強化に対する新たな支援制度の創設などを含めた特別な財政支援措置（国庫補助金、企業債）を行うよう要望します。

また、この立地に伴い下水処理量も大幅に増加することから、下水道施設の増設に必要な予算を確実に措置するよう要望します。

3 工業用水道施設の強靱化対策等への支援

老朽化した工業用水道施設の更新・耐震化を迅速かつ確実に実施し強靱化を図るために必要な予算を十分確保するよう要望します。

4 地方自治体が行う企業誘致等への支援

国においては、平成 29 年度に地域未来投資促進法を制定し、「地域経済牽引事業」を支援する制度を設けていただいたところですが、地方税の減免に対する減収補てんについて、地域未来投資促進法において対象となっていない機械装置も対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 地方自治体が行う工業団地の整備に対する支援

- 進行する人口減少問題や人口流出を克服するためには、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出していく必要がある。
- 本県への自動車・半導体関連企業の相次ぐ新增設やそれらの関連企業の進出など、最先端のものづくり企業の国内の生産拠点として地方を選択する動きも見られるところ。
- こうした機会を捉え、国際競争力の高いものづくり企業の国内定着を図り、地方創生を一層推進するためには産業用地の確保や工業用水道施設等の整備が必要であるが、財政力が脆弱な地方自治体は、これらの整備等が困難な状況である。
※ 沿岸被災地域においては、国の東日本大震災復興交付金（津波復興拠点整備事業）を活用して産業用地造成等を実施している例があるが、被災地域以外には活用できる支援制度がない状況。
- 新たな産業用地等の整備に際し、農業振興地域内の農用地区域からの除外に係る手続きが円滑に進むような要件緩和が必要である。
- 企業の新規立地や業容拡大に際し、水利権の確保が円滑に進むよう要件緩和等が必要である。

2 工業用水道施設及び下水道施設の整備等に対する支援

- 国際競争力を有する大手半導体製造企業の立地により、新たな浄水場の施設整備なども順次進めているが、建設等に要する事業費が多大となっている。
- そのような中、引き続き安定的に工業用水道事業を運営するためには、地方自治体のみの負担では限界があるので、新規建設への補助や公営企業債（地方公共団体金融機構資金）の枠確保など、施設整備に対する特別な財政支援措置が必要である。

[施設整備等に要する概算事業費] 約 196 億円

・浄水場の整備（約 60,000m³/日）

- また、大手半導体製造企業の第 2 工場は、令和 5 年に竣工し、稼働を開始する予定であり、工場排水が徐々に増加していく予定
- このため、既存施設の処理能力を上回ることが見込まれる令和 6 年 9 月までに下水処理場の増設が必要であり、社会資本整備総合交付金などによる確実な予算の措置が必要。

[施設整備等に要する概算事業費] 約 93 億円

・下水処理場の整備（9,500 m³/日）

3 工業用水道施設の強靱化対策等への支援

- 本県の工業用水道施設は、建設後 45 年が経過し、更新時期を迎えた施設が多いが、新規の需要に係る施設整備と並行して更新を進めていかざるを得ず、更新に必要な費用が捻出できずに耐用年数を大幅に超えて使用している状況であるため、工業用水道事業費補助金について十分な予算の確保が必要である。

[岩手県の工業用水道事業の概況]

名 称	建設年度 (経過年数)
北上中部工業用水道	
第一浄水場	S53(45年)
第二浄水場	S56(42年)
第三浄水場	H4(31年)

[工業用水ユーザーの状況]

区 分	令和2年度 製造品出荷額
県全体（製造業）	2兆4,943億円
北上市	3,607億円
金ケ崎町	5,630億円
県全体比 (北上・金ケ崎)	37.0%

4 地方自治体が行う企業誘致等への支援

- 企業の新增設を促進するために、地方自治体が企業の土地、建物、生産設備等の取得に対する不動産取得税又は固定資産税等の地方税の課税を免除した場合には、各法令に基づき当該地方自治体は交付税の減収補てん措置を受けることが可能となっている。
- しかし、地域未来投資促進法においては、地方税の課税免除に対する減収補てんの対象に機械装置等の償却資産が含まれていないことから、結果的に地方税の減免を適用できない場合が多い。同法の目的である「地域の特性を生かして高い付加価値を創出」する上でも、企業の生産性向上に資する投資を促す効果的なインセンティブが必要であると考えます。

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室
 県土整備部 下水環境課
 企業局 業務課

5 地域経済の活力の源泉となる起業・スタートアップ や事業承継への支援

情報通信技術の発展により、時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方の可能性が広がり、地方を舞台にした新しい挑戦の機会が生み出されています。また、コロナ禍におけるデジタル化の急速な進展により、その動きが加速しています。

こうした中、新しい生活様式の変化に対応した起業希望が増加するなど、起業・創業の機運が高まっていることに加え、地域経済の活力の源泉となるスタートアップがけん引役となって、社会課題の解決や良質な雇用の創出、新しい産業クラスターの形成につながることが期待されています。

加えて、事業承継を契機として、事業承継者が中心となって新事業創出に向けた取組も生まれつつあります。

起業を志す人や事業の後継者がその能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備するため、スタートアップ等の起業や事業承継への支援に向けて、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 経営環境の変化に対応した起業・創業への支援

新しい生活様式など経営環境の変化に対応した起業希望者が増加していることから、地域経済の活性化に向けて、現行の地方創生起業支援金に加え、起業・創業希望者への補助事業の創設など、支援施策を拡充するよう要望します。

2 スタートアップ創出に向けた産学官連携による人材・ネットワーク構築への支援

イノベーションの重要な担い手であるスタートアップを生み出し、成長を支える環境の整備を図るため、スタートアップ創出に向け、産学官の関係機関が連携して行う人材・ネットワーク構築の取組に対し、所要の財政措置を講ずるよう要望します。

3 起業のステージに応じた支援制度の構築

- (1) ものづくりやITなど高い技術力を持つ学生等が、地域の課題解決に向けたアイデアをもとに起業し、地域で競争力のある企業として成長していく事例も増えており、都道府県が取り組む起業のステージに応じた普及啓発や具体的な支援策に対し、所要の財政措置を講ずるよう要望します。
- (2) 経営者保証を不要とする信用保証制度の活用促進や経営者保証に依存しない融資慣行の確立に加え、公的資金による出資強化やベンチャーキャピタルの育成によるリスクマネーの供給拡大など、起業に向けた環境の整備を進めるよう要望します。

4 事業承継・事業引継ぎに対する支援の拡充

事業承継を契機として、事業承継者が中心となって新事業創出に向けた取組も生まれつつあることから、経営者の高齢化や後継者不足の課題に対し、廃業ではなく事業承継や事業再編・統合など、貴重な経営資源の有効活用に資する取組が容易に選択できるよう、「事業承継・引継ぎ補助金」については、申請者のニーズに応えられるよう十分な予算の確保や事業の継続を要望します。

【現状と課題】

1 経営環境の変化に対応した起業・創業への支援

- 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、創業を考える事業者が増加し、商工指導団体による創業指導の回数が高水準で推移している。(令和2年度：513回、令和3年度：482回、令和4年度：594回)
東京商工リサーチ盛岡支店の調査では、令和4年の岩手県内の新設法人数は501社(令和3年：586社)となっている。
- 岩手県内の開業率(雇用保険事業年報による算出)は、全国平均を下回る水準(令和3年度：2.7%、44位)となっているが、少子高齢化や人口減少に対応し、新たな人の流れを生み出すため、起業しやすい環境を整えるとともに、起業家人材の育成により岩手県内での起業や起業後の事業拡大を促進する必要がある。
- 「産業競争力強化法」に基づく県内市町村の「創業支援等事業計画」の策定状況は、令和5年5月30日現在で33市町村中27市町村が策定済み(81.8%)となっている。
起業支援は、市町村が中心となって地域の民間事業者等と連携し行っているが、市町村の区域を越え、県全域、さらには全国へ展開しようとする競争力の高い起業家も、一定数存在する。特に町村単位ではこのような起業家への支援が難しい場合が多い。また、市町村による支援内容の差や、成長ステージに応じた広域的な支援体制の構築などが課題となっている。

- 岩手県地方創生起業支援事業費補助金により、県内在住者及び県外からの移住者による起業及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継、第二創業に対し、必要な経費を助成しているが、地方創生と連携した取組となっており、採択件数が低調となっていることから、補助率の高い補助金など、起業・創業希望者に対しより効果的な支援策が必要となっている。

《岩手県地方創生起業支援金実績》

- ・ R 元年度
募集期間 令和元年9月24日～10月23日
採択者 4件（県内3件、県外1件（申請8件（県内6件、県外2件））
支給額 計 4,246千円
- ・ R 2年度
募集期間 令和2年6月15日～7月31日（一次募集）
 令和2年8月7日～9月30日（二次募集）
採択者 5件（県内4件、県外1件（申請10件（県内9件、県外1件））
支給額 計 4,086千円
- ・ R 3年度
募集期間 令和3年7月1日～8月13日
採択者 4件（県内4件（申請12件（県内11件、県外1件））
支給額 計 5,502千円
- ・ R 4年度
募集期間 令和4年5月16日～6月30日
採択者 5件（県内5件（申請23件（県内19件、県外4件））
支給額 計 10,000千円

2 スタートアップ創出に向けた産学官連携による人材・ネットワーク構築への支援

- 岩手県では、産学金言の関係機関と連携して、令和2年9月に全県的な起業支援拠点「岩手イノベーションベース（IIB）」を開設し、起業経験者によるサポート、起業家同士のネットワーク化や、潜在的な起業希望者への普及啓発などに取り組んできた。令和5年度においては、地域経済の新たな担い手となる起業家やその予備軍を継続的に生み出し、成長を支援するための仕組み「いわてスタートアップ・エコシステム」の構築を目指しているところ。

《「岩手イノベーションベース（IIB）」の主な事業》

項目	対象者	内容
フォーラム	成長を目指す起業家	起業家同士が仕事のことや、身の回りで起きた様々な課題やトピックを発表し合い、体験を共有することにより、経営活動への気付きや学び、成長などにつなげていく活動
月例会 （ラーニング）	起業家、起業希望者、 一般、支援機関	毎月、EO所属の先輩起業家等を招き、講演やパネルディスカッションを行う。起業の動機や努力したこと、得られたこと等を共有し、参加者同士の交流と成長を促す
各種研修会	起業家、起業希望者、 一般	経営・ビジネススキルやICTスキルに関する研修を実施
起業相談	起業家、起業希望者、 一般	起業に向けた準備や経営基礎の習得、支援制度等に関する各種相談に対応（随時受付）

- 令和5年度は新たに「起業・スタートアップ推進事業」を創設し、以下に取り組む。
 - ・ 市町村や金融機関、産業支援機関、大学をはじめとした起業に係る支援やニーズを有する組織をメンバーとして「岩手スタートアップ推進プラットフォーム」を設置し、起業のステージやパターンに適したプログラムの提供を行い、企業の成長を支援する。
 - ・ 県内の大学生や若手社会人などを対象に、実践的な起業家教育プログラムを実施し、起業家人材の育成を図る。
 - ・ 「いわて起業家育成資金貸付金」に「若者・女性創業支援資金」を新たに創設し、資金的に不安のある若者やフルタイム勤務が難しい子育て世代等の起業促進を図る。
- 起業家が成長し全国展開していくことは、最終的に国全体の経済発展にも寄与することから、県による市町村の起業支援を補完するこのような取組についても、国による支援が必要である。

3 起業のステージに応じた支援制度の構築

- 岩手県では、いわて県民計画（2019～2028）の重要プロジェクトである「北上川バレープロジェクト」では、IoT・AI等の第4次産業革命技術の導入・活用により働きやすく、暮らしやすいゾーンの創出を目指すこととしている。
- その実現において、AI技術に対応した人材の質的充実・量的確保や、AI技術の具体的活用に向けた取組の促進が課題となっており、令和2年度から東京大学大学院松尾研究室及び一関高専協力の下、習熟度に応じたAI人材育成講座を開催してきたところである。
- これまでのAI人材育成の取組により、一関高専の学生チームが、AI技術の一つである「ディープラーニング」を活用して、企業評価額を競うコンテストにおいて最優秀賞を受賞し、その後、ビジネスモデルを磨き上げ、起業へと至っている。
- 本県では、令和5年度においても、AI人材育成講座の開催や、起業のステージに応じた具体的な課題解決に向けた起業促進の取組を推進することとしている。

《令和4年度AI人材育成講座の実施状況》

区分	講師	講座内容	開催期間	対象
初級	一関高専	AIに関する基礎知識 ・画像処理の基本 ・プログラミングの基礎知識 等	10/1、10/8、10/15	高専生、大学生、企業従業員等 (参加者 102名)
中級	東京大学 松尾研究室	AI活用方法 ・人工知能概論 ・ディープラーニング概論 ・機械学習概論 等	1/7、1/8、1/9	一関高専及び理工学部・情報学部系大学生等 (参加者 46名)

《令和4年度AI人材育成連携推進事業費補助金》

県内高等教育機関が、県内企業・関係機関と連携して行うAI利活用のアイデア提案や、アイデアの実現性を評価するための試作品開発や実証を行う取組に対して支援し、学生の起業を促進

対象	補助事業の内容
一関高専	認知症予防・早期検出を行う日常生活に融合したウェアラブルデバイスの開発
岩手大学	食品関係の業務にかかわるAIシステム開発を通し、企業ニーズを学び、AI技術利活用に係る調査の実施等

4 事業承継・事業引継ぎに対する支援の拡充

- 岩手県の社長の平均年齢は全国でも上位（東京商工リサーチ：64.38歳（5位））であり、今後、年齢を理由に引退する経営者の増加が予想される。
- 一般に、社長が高齢であるほど減収企業率が上昇し、「休廃業・解散」する企業の社長の年齢別分布も年々上昇していると言われており、地域経済の活力低下を防ぐため、経営資源の引継ぎを促進・実現するための支援が必要となっている。
- 令和3年度補正予算で措置された、事業承継やM&Aを契機とした経営革新や専門家活用に係る費用や既存事業の廃業費用を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」について、十分な予算の確保及び事業の継続が必要。

対 象 者	事業承継やM&A（事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。）を契機とした経営革新等への挑戦や、M&Aによる経営資源の引継ぎ、再チャレンジを目的として既存事業の廃業を行おうとする中小企業者等
補助対象経費	【経営革新】 設備投資費用、人件費、店舗・事務所の改築工事費用 等 【専門家活用】 M&A支援業者に支払う手数料、デューデリジェンスに係る専門家費用 等 【廃業・再チャレンジ】 廃業支援費、在庫廃棄費、解体費 等
補 助 率	2 / 3 以内
補 助 上 限 額	【経営革新】 600 万円以内 【専門家活用】 600 万円以内 【廃業・再チャレンジ】 150 万円

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課

6 企業の生産性向上や働き方改革等の推進による 賃上げ環境の整備、人材確保

大企業を中心に物価高騰を受けて賃上げの流れが加速する一方で、地域の中小企業においては、賃上げの財源を確保することが難しい状況にあり、賃金格差の拡大により、更に人材確保が困難となることが懸念されます。

若者や女性の県外流出を食い止め、東京圏への人口一極集中を是正するためには、県内企業の賃上げ環境の整備が必要であることから、企業におけるデジタル化の推進等による生産性・付加価値の向上に向けた支援や働き方改革の実行等について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 中小企業者の生産性や付加価値の向上に向けた取組への支援の拡充

中小企業・小規模事業者によるデジタル化の推進、革新的なものづくりやサービスの創出、新分野進出等を支援し、生産性・付加価値の向上を賃上げにつなげるため、以下のとおり要望します。

- (1) 「中小企業生産性革命推進事業」を次年度以降も継続するとともに、補助率・補助上限の引上げなど、必要な支援を受けられるよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 「小規模事業者持続化補助金」や「IT導入補助金」によるEコマースへの対応や感染症対策、販路拡大への重点的な支援について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、補助率・補助上限額の引上げ等、更なる制度の拡充を行うこと。
- (3) 新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組を支援する「事業再構築補助金」について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、手続きの簡素化、補助率・補助上限額の引上げ等、更なる制度の拡充を行うこと。

(4) 地域の産学官金の関係者が一体となって地域企業のDXを促進する活動に対して補助する「地域未来DX投資促進事業」を継続して実施し、支援機関の支援スキル向上に向けた取組等への補助など、補助メニューの拡大を図ること。

2 「働き方改革」の着実な実行及び監督機能の強化

長時間労働の是正や年次有給休暇取得、同一労働同一賃金の徹底のための制度の整備を一層推進するよう要望します。

また、国では職場環境の改善、生産性向上のために働き方改革推進支援助成金及び業務改善助成金制度を設けているところですが、賃金引上げや労働時間の短縮などの労働条件の改善に取り組む中小企業・小規模事業者による活用を促進するため、一層の制度周知と受給のための手続の簡素化を図るとともに、助成上限額を引き上げるなど制度を拡充するよう要望します。

併せて、労働法令の遵守徹底や適正な雇用ルールが確保されるよう、岩手労働局の監督機能の強化に必要な対策（労働基準監督官の増員等）を講ずるよう要望します。

3 事業者支援機関の体制強化等

商工指導団体は、中小企業の様々な計画策定に対する支援のほか、デジタル化や働き方改革の推進、事業承継などの取組を伴走型で幅広く展開しており、中小企業の生産性向上を実現するうえで重要な役割を担っています。

このため、県が商工指導団体の支援体制の強化に対し十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の人件費等に係る財政措置を複数年度にわたり拡充するよう要望します。

また、収益力改善・事業再生・再チャレンジの一体的支援を担う「中小企業活性化協議会」の支援体制の強化を図るとともに、中小企業者の売上拡大や経営改善等の経営課題に対して一元的に相談に対応する「よろず支援拠点」の専門スタッフを拡充するよう要望します。

さらに、専門的な支援人材の確保が課題となっていることから、例えば「金融版地域おこし協力隊」制度の創設など、地方への人材支援を拡充するとともに、都道府県が独自に行う中長期的な連携体制の構築等の取組に対し、所要の財政措置を講ずるよう要望します。

4 県産品輸出拡大事業等への支援

昨今の世界情勢等により輸出及び海外における販路拡大の休止等を余儀なくされた県内企業の新たなマーケット開拓と販路拡大による賃上げにつなげるため、都道府県が総括的に実施する県産品の海外販路拡大施策（海外でのフェア開催、プロモーション活動、市場調査等）に対する経費補助等を講ずるよう要望します。

5 地域に必要な人材の確保につながる外国人技能実習制度の見直し

全国的な人口減少の進展により、地域で必要とする産業人材を確保することが難しくなっており、国の有識者会議において在り方の検討が進められている外国人技能実習制度について、地域の実情も踏まえた人材確保策につながる制度とされるよう要望します。

6 就職氷河期世代の活躍支援

地域就職氷河期世代支援加速化交付金における交付対象要件の緩和が図られるよう要望します。

【現状と課題】

1 中小企業者の生産性や付加価値の向上に向けた取組への支援の拡充

- 本県では、企業数全体の 98.0%、製造品出荷額の 54.6%を中小企業が占めているが、令和 2 年の製造業全体の従業者一人当たり製造品出荷額及び付加価値額は、全都道府県の中でそれぞれ 37 位と 44 位にとどまっている（出典：経産省及び総務省「令和 3 年経済センサス活動調査」）。
- そこで、本県では、中小企業等の生産性や付加価値の向上を喫緊の課題と位置付け、認定支援機関等と連携し、幅広い業種に対する同事業の制度内容に関する周知活動、事業計画作成の支援等を強化してきており、この取組を継続することとしているところ。
- 新型コロナウイルス感染症の 5 類移行を受け、企業が新たな事業展開や生産の回復、拡大に向けての設備投資等を行うインセンティブとして、本事業は有効と考えているところ。
- なお、大型の設備投資等については、補助上限が 1,250 万円となっているが、平成 27 年度には先行型地方創生交付金等を活用した設備補助（補助限度額 1 億円）を実施し、生産性向上への取組を加速させた企業があり、企業からは同等の措置が期待されること。

(1) 中小企業生産性革命推進事業

- 国の成長戦略を地方において実現するためには、中小企業・小規模事業者の生産性の向上及び競争力強化が必要であることから、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」について、中小企業等の生産性向上への取組を支援する設備投資等への補助率・補助上限の引上げ、店舗改装費等補助対象経費の更なる拡充を図るよう国に働きかけること。

(2) Eコマースの導入やオンライン商談を行う環境構築（IT導入補助金の制度拡充等）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、県産品の売上が低迷から回復していない中、生産者や中小企業等などの新たな販路開拓が課題となっている。
- 新たな販路開拓としては、オンラインショップの開設などが想定されるが、小規模零細企業などはEコマースやオンライン商談の導入が技術的にも費用負担的にも課題となっていることから、国による支援が必要である。
- 「小規模事業者持続化補助金」について
小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援。
「通常枠」に加え、賃上げ、事業規模の拡大（成長・分配強化枠）、創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組が新たに追加。
 - 【通常枠】 補助上限 50 万円、補助率 2 / 3
 - 【成長・分配強化枠】 補助上限 200 万円、補助率 2 / 3（赤字事業者は 3 / 4）
 - 【新陳代謝枠】 補助上限 200 万円、補助率 2 / 3
 - 【インボイス枠】 補助上限 100 万円、補助率 2 / 3
- 「IT導入補助金」について
ITツール導入による業務効率化等を支援。
「通常枠」に加え、ウィズコロナ・ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルの転換に向けた取組を支援するため「低感染リスク型ビジネス枠」を設置。
 - 【通常枠】 補助上限:30～450 万円、補助率: 1 / 2
 - 【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限:30～450 万円、補助率 2 / 3

(3) 「事業再構築補助金」の継続

- 「事業再構築補助金」
ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組を支援。
 - 【通常枠】

補助金額	従業員数 20 人以下	:100 万円～2,000 万円
	従業員数 21 人～50 人	:100 万円～4,000 万円
	従業員数 51 人～100 人	:100 万円～6,000 万円
	従業員数 101 以上	:100 万円～8,000 万円
補助率	中小企業 2 / 3（6,000 万円超は 1 / 2）	
	中堅企業 1 / 2（4,000 万円超は 1 / 3）	
 - 【大規模賃金引上枠】

補助金額	従業員数 101 人以上	: 8,000 万円～1 億円
補助率	中小企業 2 / 3（6,000 万円超は 1 / 2）	
	中堅企業 1 / 2（4,000 万円超は 1 / 3）	
 - 【回復・再生応援枠】

補助金額	従業員数 5 人以下	:100 万円～500 万円
	従業員数 6 人～20 人	:100 万円～1,000 万円
	従業員数 21 人以上	:100 万円～1,500 万円
補助率	中小企業 3 / 4、中堅企業 2 / 3	

【最低賃金枠】

補助金額 従業員数 5 人以下 :100 万円～500 万円
 従業員数 6 人～20 人 :100 万円～1,000 万円
 従業員数 21 人以上 :100 万円～1,500 万円

補助率 中小企業 3 / 4、中堅企業 2 / 3

【グリーン成長枠】

補助金額 中小企業 :100 万円～1 億円、中堅企業 :100 万円～1.5 億円

補助率 中小企業 1 / 2、中堅企業 1 / 3

(4) 地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革への支援

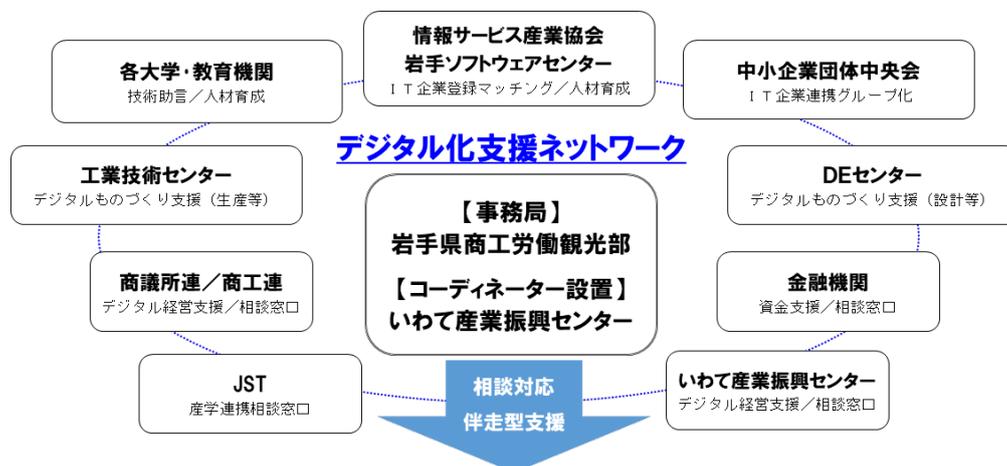
- 岩手県内の企業におけるデジタル技術活用について、令和 3 年 9 月に岩手経済研究所が県内企業 154 社に行った調査によると、デジタル技術の活用に取り組んでいる企業は全産業で 49.4%であり、このうち、DX と明示して取り組んでいる企業は 7.8%となっている。

- デジタル技術の活用に取り組んでいない（取り組めていない）理由（主なもの） (%)

区 分	全産業		
	製造業	非製造業	
活用方法が分からない	47.4	50.0	46.3
活用したいが人材が不足している	41.0	50.0	37.0
活用する必要がない	25.6	20.8	27.8

※デジタル技術の活用に関する取組状況で、デジタル技術の活用に取り組んでいないと回答した企業にその理由を尋ねたもの

- 岩手県では、中小企業のデジタル化を支援するため、令和 4 年度から、県内の行政、商工団体等の支援機関、金融機関、高等教育機関等の関係機関がネットワークを構築し、デジタル化を阻む課題やその解決のための支援策を共有しながら、中小企業のデジタル化に向けた伴走型支援を強化することにより、様々な企業活動のデジタル化ニーズを掘り起こし、デジタルと経営の両面から助言を行い、地域全体の生産性向上に取り組んでいる。



様々な企業活動のデジタル化ニーズ掘り起こし → 地域全体の生産性向上

- デジタル化ニーズの掘り起こしを目的とした県の取組と併せて、令和 4 年度、公益財団法人いわて産業振興センターが、経済産業省の「地域未来DX投資促進事業（地域DX促進活動支援事業）」の補助事業者として採択を受け、地域の産学官金の関係者が一体となって地域企業のDX推進を支援する枠組み（地域DX推進コミュニティ）による支援活動を行ってきたところである。

- これらの取組を効果的に進めるため、本県では、様々な支援機関と連携して支援方法を共有する「ケース検討会議」を開催するなど、支援機関の支援スキル向上を図っているが、より高度なデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（DX）を目指すためには、支援者自身がクラウドサービスの活用やAPIによるデータ連携等のデジタルリテラシーを高め、支援対象企業の経営の見える化を実現するための伴走支援が必要となっている。
- 国内のIT技術者の約6割が東京圏に集中している中、AI等の先端技術を活用したDXを地方で実現し、地域企業が競争力のある事業を展開するためには、県外の専門家や技術者をコーディネーターとして継続的に招聘しながら、支援者のバックグラウンドに応じたデジタルリテラシーを高めるリスキリングプログラムの実施など、支援スキル向上に向けた取組が必要となっており、地域未来DX投資促進事業の補助メニューの拡大を図り、地域企業の効果的な支援につなげる必要がある。

2 「働き方改革」の着実な実行及び監督機能の強化

(1) 「働き方改革」の着実な実行

- 「働き方改革実行計画」（H29.3閣議決定）において、「働き方改革」は労働生産性の改善の最良の手段であるとされ、その「働き方改革を、着実に進めていく」ため、ロードマップに基づく長期的かつ継続的な取組を推進していくこととしている。

〔主な内容〕

同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備、非正規雇用労働者の正社員化などキャリアアップの推進、企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備、法改正による時間外労働の上限規制の導入など

- 本県の最低賃金は854円で、全国で下から2番目のグループに位置し、地域間での格差が縮小していないことから、賃金面での改善が求められている。
- 本県では、令和4年の一人平均総実労働時間は全国平均よりも長く、また、年次有給休暇取得率は全国平均を下回っており、長時間労働を是正し、年次有給休暇の取得促進等の取組が重要な課題となっている。

《本県の平均総実労働時間》（5人以上事業所）

年	岩手県			全国		
	所定内	所定外	計	所定内	所定外	計
R2	1,662	116	1,778	1,511	110	1,621
R3	1,648	114	1,762	1,517	116	1,633
R4	1,631	117	1,748	1,513	121	1,634

- 国では、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業の取得促進等に加え、中小企業における労働生産性の向上や事業所内賃金引上げを支援するため、事業所に対する助成やその拡充を図っているが、制度の周知が十分でないことや手続の煩雑さ等もあって、県内企業の助成制度の利用は十分に進んでおらず、依然として労働時間や賃金水準についても全国との開きがあることから、助成要件の緩和や助成上限額の引上げなど使いやすい助成金制度の拡充やより一層の普及啓発が必要。

〔労働条件等関係の主な助成制度〕

- ・働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）
- ・働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）
- ・働き方改革推進支援助成金（労働時間適正管理推進コース）
- ・働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）
- ・業務改善助成金 ※ R4 助成上限額の引き上げあり

(2) 監督機能の強化

- 国では、労働局への「過重労働特別監督監理官」の配置等により、監督機能の強化措置を講じているが、依然として、多くの事業場で違法な時間外労働や賃金不払残業等の労働法令違反が確認されている。

また、無期転換ルール（労働契約法第18条、平成25年4月1日施行）による有期雇用労働者の無期雇用への転換や、労働法制の改正に合わせた新たな雇用ルールについても確保されるよう、労働基準監督官の増員等の監督機能強化が必要。

《長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果》（岩手労働局発表）

年度	監督指導の実施事業場数	うち労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止対策
R1	410(100.0%)	347(84.6%)	182(44.4%)	24(5.9%)	84(20.5%)
R2	388(100.0%)	265(68.3%)	139(35.8%)	36(9.3%)	86(22.2%)
R3	368(100.0%)	262(71.2%)	119(32.3%)	29(7.9%)	83(22.6%)

- 働き方改革に資する基礎データが不足しており、詳細かつ全国比較できるデータの蓄積が必要であることから、国による全国実態調査の実施が必要。

[これまで県が実施した調査]

- ・令和元年度岩手県の若年者雇用動向調査結果（令和2年3月、いわてで働こう推進協議会）
- ・働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査（平成28年度・平成30年度、いわてで働こう推進協議会）
- ・企業・事業所行動調査（平成26年度、平成28年度、平成30年度、令和2年度、令和4年度）
- ・休暇制度等利用実態調査（令和4年度）
- ・社員満足度調査（令和4年度）

3 事業者支援機関の体制強化等

- 毎月、県内の約500者に対し、新型コロナウイルス感染症に伴う影響調査を実施しており、令和5年2月末時点の調査において、「影響が継続している」が76.7%、「影響はあったが収束した」が5.7%、「今後、影響が出る可能性がある」が7.6%であり、90.0%の事業者が、影響が出ている又は出る可能性があるとして回答している。
- 商工指導団体への事業者からの相談件数は高水準で推移しており、令和5年3月末現在の令和2年度からの累計は99,696件となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業者からの相談が増加していることから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、県内の商工指導団体に相談対応のスタッフの配置や専門家派遣を実施している。
- 令和5年度以降も事業者からの経営相談が継続するものと見込まれるが、従前より、県の商工指導団体への補助が交付税を上回る状況となっているところに加え、来年度は県税の落ち込みにより県財政が厳しくなることが予想されており、今後、複数年度にわたり相談対応のスタッフの配置や専門家派遣が出来るよう、国の支援が必要である。

4 県産品輸出拡大事業等への支援

(1) 現状・問題点

- 昨今の世界情勢等により、県内企業は海外での展示会や商談会への出展機会が減少するなど、輸出及び海外における販路拡大の休止等を余儀なくされている。

《本県企業の海外での主な展示会参加・商談会実施件数》

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
11件	9件	7件	5件	6件

- 岩手県産加工食品及び工芸品等の輸出額は年々減少している状況であり、令和2年以降の新型コロナウイルスの世界的蔓延が更にマイナスの影響を与えている。

《岩手県産加工食品・工芸品等の輸出額推移》



- 現状、国から個々の企業を対象とした支援制度（例：経済産業省「新規輸出1万者支援プログラム」等）はあるが、都道府県を対象とした支援制度はない。

(2) 課題

昨今の世界情勢等により輸出及び海外における販路拡大の休止等を余儀なくされた県内企業の新たなマーケット開拓と販路拡大による賃上げに繋げるため、県が県産品の海外販路拡大施策（海外でのフェア開催、プロモーション活動、市場調査等）を積極的に実施することが必要である。

5 地域に必要な人材の確保につながる外国人技能実習制度の見直し

- 国では、外国人技能実習制度及び特定技能制度の在り方について検討する「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を令和4年12月14日に設置し、外国人材を適正に受け入れる方策を検討。
- 被災地の水産加工業は、地域の重要な産業人材として外国人材を受け入れてきた実績があり、震災後は復興に必要な人材として一層重要性が高まってきていることから、地域の労働需給に応じて外国人材の受け入れが促進されることが必要。

6 就職氷河期世代の活躍支援

(1) 就職氷河期世代活躍支援プログラム

- 国は、令和元年12月に「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（関係府省会議決定）において、令和元年度補正予算を含め、3年間（令和2年度～4年度）で650億円を上回る財源を確保し、集中的に取り組むとしており、同世代の正規雇用人数を30万人増やすことを目指すとしている。

- 国は、令和4年5月12日の就職氷河期世代支援の促進に向けた全国プラットフォームにおいて、今後の取組方針として、令和4年度までの3年間の集中的取組期間は「第一ステージ」と捉えた上で、令和5年度からの2年間は、これまでの施策の効果も検証のうえ、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる「第二ステージ」と位置付け、正規雇用者30万人増の目標の達成に向けて、就職氷河期世代支援に取り組んでいくとしている。
- 厚生労働省が、「就業構造基本統計調査」（総務省2017年）を基に算出した数値では、本県の35～44歳労働人口は154,300人であり、就職氷河期世代の支援対象者数は下記のとおりとなっている。

・不安定な就労状態にある方（不本意に非正規雇用で働く方）	6,200人
・就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	3,498人
・社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもり状態にある方）	計測困難

(2) 国の支援策

- 内閣府は、就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携した支援の取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を創設したが、就職氷河期世代を雇用した事業者への助成金が対象外となっていることから、補助対象要件の検討が必要。
- 地域就職氷河期世代支援加速化交付金の概要（補助率3/4）

[対象事業]

先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等が実施する以下の事業

実態調査・効果検証、相談支援の実施、多様な働き方や社会参加の場の創出、
就職説明会の開催 など

[対象経費]

調査研究経費、広報PR経費、講師謝金・旅費、拠点整備経費、設備備品経費など

※ 対象外は、公務員の人件費、旅費及び特定個人や個別企業に対する給付

(3) 岩手県における取組

- 事業内容

地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、ジョブカフェいわてにおいて、就職氷河期世代の支援のために次の事業を実施（令和5年度当初予算額：13,218千円）

職場見学動画によるマッチング支援、企業向けセミナー、e-ラーニング講座
- いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「PF」という。）に引き続き参画し、事業のKPIの設定、事業の進捗管理等を実施（事務局：岩手労働局。以下PFの概要。）。
 - ・設立時期：令和2年7月
 - ・構成団体：経済団体等、労働団体、高齢・障害・求職者雇用支援機構、県社協、ひきこもり支援団体、市長会、町村会、国（経産局、労働局）、県（商工、保福、環境）

【県担当部局】 商工労働観光部 経営経支課
産業経済交流課
定住推進・雇用労働室
ものづくり自動車産業振興室

7 農林水産業における「担い手育成」

農林水産業を持続的に発展させるためには、意欲と能力のある経営体が、優れた技術を基に、農地、森林、漁場などの経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な経営を展開し、所得・雇用機会を確保・拡大することにより、若者等の地域への定着を図り、にぎわいを取り戻していくことが必要となっています。

こうした中、地域の農林水産業をけん引し雇用の受け皿となる経営体の育成と、新規就業者の確保・育成を図るため、「担い手育成」に関する施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業の担い手に対する支援施策の充実・強化

- (1) 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に将来の地域の農業を担う者として位置付けられた経営体や、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図るため、「農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）」及び「担い手確保・経営強化支援事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 地域計画に基づく更なる農地の集積・集約化を図るため、「農地中間管理事業」の機構集積協力金交付事業について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 「農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）」については、担い手の規模拡大や経営の多角化等に有効である。
- 「担い手確保・経営強化支援事業」については、T P P 対策として売上高の拡大や経営コストの縮減などの経営発展に意欲的に取り組む担い手を支援するため、令和4年度も補正予算により措置されたものであるが、本県の要望に対する配分はない。

【農地利用効率化等支援交付金の予算配分状況】

区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度
要望額（千円）	84,296	15,012	39,756
配分額（千円）	34,308	9,000	39,756
配分率（%）	40.7	60.0	100

※ R3 年度まで「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」、R4 年度から「農地利用効率化等支援交付金」

【担い手確保・経営強化支援事業の予算配分状況】

区分	R2 年度補正	R3 年度補正	R4 年度補正
要望額（千円）	170,923	106,185	40,157
配分額（千円）	94,516	20,208	0
配分率（%）	55.3	19.0	0

- 現在実施されている機構集積協力金交付事業は、国の指導により、県基金と補助金により市町村へ交付しているが、基金による交付は令和5年度までとされている。
- 改正基盤法の施行により、将来の農地の効率的・総合的な利用の目標（目標地図）等を盛り込んだ地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画、令和6年度末作成期限）を市町村が策定し、農地の集約化等を一層進めることとしていることから、令和6年度以降も基金の造成等による事業の継続が必要。

【機構集積協力金交付事業の要望額と交付額】

（単位：千円）

	H26～H28	H29～R2	R3	R4	R5（見込）	※年平均
要望額	3,885,195	1,083,048	299,009	230,255	568,468	606,598
交付額	3,878,166	1,058,839	299,009	230,255	568,468	
基金	3,878,166	27	0	230,255	568,468	
補助金	0	1,058,812	299,009	0	0	
充足率	99.8%	97.8%	100.0%	100.0%	100.0%	
基金残額	40	6,029	593,118	656,472	88,004	

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

2 「新規就農者育成総合対策」における財政措置

令和4年度に創設された「新規就農者育成総合対策」について、必要な予算を十分に確保するよう要望します。

また、「経営発展支援事業」に係る地方財政措置を引き続き講じるよう要望します。

3 農業者研修教育施設の整備に係る支援

農業改良助長法に規定される農業者研修教育施設（農業大学校）は、就農促進や青年農業者等の担い手育成に重要な役割を果たしていることから、教育内容の充実強化を進めるための施設整備に対応できる事業の創設を要望します。

【現状と課題】

1 「新規就農者育成総合対策」について

- 本県では、毎年度、就農希望者や新規就農者約200人が、「就農準備資金」、「経営開始資金（令和3年度までは農業次世代人材投資資金）」を活用。
- 県としても、新規就農者の発展段階に応じた体系的な研修や、農業改良普及センターによる営農計画作成支援及び技術・経営指導に加え、農業機械・施設の導入支援などを行い、新規就農者の確保・定着に向けた取組を行ってきたところ。
- また、同事業の「雇用就農資金（令和3年度までは農の雇用事業（平成24年度～）」についても、毎年度、農業法人等の約60経営体が、新規就農者を雇用し、技術等を習得させるための研修を実施。

《就農準備資金、経営開始資金の実績》

（単位：人、百万円）

区分	H30	R1	R2※	R3	R4(見込)
就農準備資金 (準備型)	15	10	11	9	15
経営開始資金 (開始型)	288	251	212	211	182
合計	303	261	223	220	197
交付実績	385	325	301	286	245

※ R3までは、農業次世代人材投資資金の交付実績

R2は、「就職氷河期世代の新規就農促進事業」（新規就農支援緊急対策事業）を含む。

《令和4年度 経営発展支援事業、初期投資促進事業の実績》

（単位：人、千円）

区分	人数	国庫補助額
経営発展支援事業	16	32,746
初期投資促進事業	1	2,500
合計	17	35,246

《農の雇用事業の実績》

(単位：人、経営体、百万円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3
青年	91	83	74	82	103
経営体数	52	51	53	56	61

- 「農業次世代人材投資事業」は、これまで10年間継続し、大きな効果を発揮してきた事業であり、後継事業の「新規就農者育成総合対策」においても、「就農準備資金」および「経営開始資金」について、これまでと同様に、必要な予算を十分に確保するよう要望するもの。また、令和4年度に新設された経営発展支援事業について、機械・施設等の支援に係る地方負担1/4について、地方財政措置を確実に講じるよう要望するもの。

2 農業者研修教育施設について

- 農業大学校は、農業改良助長法第7条第1項第5号に規定された農業者研修教育施設であり、同法に基づき、県が定める「協同農業普及事業の実施に関する方針」において、地域をリードする農業者を養成するための中核的な機関と位置付け。
- 農業従事者の減少・高齢化の進行の中、青年農業者等の農業担い手養成機関として、農業者研修教育施設（農業大学校）の果たすべき役割は、ますます重要となっている。
- 令和4年度の卒業生の就農率は58.0%で、近年、農業法人への就職が増加傾向。

《農業大学校卒業生の就農率の推移》

年度	卒業生数 A	就農者数 E=B+C+D			就農率 E/A	
		自家就農 B	研修 C	農業法人就職 D		
H30	41	(3)	(1)	(17)	21	51.2%
R1	40	(6)	(1)	(10)	17	42.5%
R2	52	(9)	(3)	(25)	37	71.2%
R3	43	(5)	(2)	(18)	25	58.1%
R4	50	(10)	(0)	(19)	29	58.0%

- 本県農業大学校の施設は、昭和40～50年代に整備されたものが多く、老朽化が顕著。
- これまで、国庫事業を活用して研修施設等の整備を実施してきたが、本館（教育棟）の整備に活用可能な国庫事業がなく、財源確保が見通せないことから、本館の施設整備が先送りとなってきた。
- 就農促進や青年農業者等の担い手育成に対する中核的な教育機関として、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進めるため、防災機能の強化による安全・安心な教室環境の確保や学校施設のZEB[※]化、バリアフリー化などに対応できる事業の創設等を要望。

※ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（通称「ゼブ」））とは
 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

《これまでの整備状況》

施設名	竣工年	改修状況	財源等
本館・教育棟	S43～S58	トイレ改修 (R3)	国庫 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)
食堂	S61	改修 (H27)	国庫 (地域振興基金 (地域の元気臨時交付金))
学生寮	S43 (男子)、 H4 (女子)	男子寮改築 (H12～13) 女子寮改修 (H27)	国庫 国庫 (地域振興基金 (地域の元気臨時交付金))
体育館	S48	改築 (H27)	国庫 (地域振興基金 (地域の元気臨時交付金))
実習施設	S39～R 元		
農産乾燥調製 施設整備	S58	改築 (H29)	国庫 (地方創生拠点整備交付金)
環境制御室整備	H29	新築	国庫 (地方創生拠点整備交付金)
牛舎等	S62、63、H2	改築 (H15、16)	国庫 (農業研修教育施設整備事業)
研修施設	H7		国庫

《国庫補助事業の変遷》

	事業名	事業内容
平成 12～16 年度	農業研修教育施設整備事業	研修教育基幹施設型 (研修教育棟、宿泊棟施設)
平成 16～23 年度	強い農業づくり交付金	経営力の強化：新規就農者の育成・確保 整備事業：研修教育基幹施設整備 (研修教育棟、宿泊棟施設等)
平成 24～令和 2 年度	農業人材力強化総合支援事業 (H24：新規就農総合支援事業) (H25～H28：新規就農・経営継承 総合支援事業) のうち農業経営者育成教育事業	地域中核教育機関への支援：新たな教育の実 施に必要な教育施設の整備 (研修教育棟、宿泊棟施設等) ※既存施設の改修や更新は対象外
令和元年度補正	新規就農支援緊急対策整備事業	就農希望者のための研修施設整備
令和 3 年度～	新規就農者育成総合対策 (R3～4：農業人材力強化総合支援 事業) のうち農業教育高度化事業	農業大学校、農業高校等における農業教育の 高度化を図るため、各都道府県が作成する「農 業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を 支援 (農業教育機関において、高度化プランの取 組に直接必要な研修用機械・設備の導入) ※施設整備は対象外
令和 3 年度補正 令和 4 年度補正	新規就農者確保緊急対策 のうち農業教育環境整備事業	農業大学校、農業高校等の農業教育機関にお いて、実践的で高度な研修を実施するための 施設等の整備 (研修棟、宿泊棟等の施設等) ※既存施設の更新は対象外

【県担当部局】 農林水産部 農業普及技術課

《 要 望 事 項 》

4 林業の担い手育成に対する支援の充実

本県では、平成 29 年度から「いわて林業アカデミー」を設置し、林業の知識や技術を体系的に習得できる人材を養成しており、研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう「緑の青年就業準備給付金事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 林業労働力の継続的かつ安定的な確保と育成のため、都道府県が設置する人材養成機関が全国的に増加している中、「緑の青年就業準備給付金事業」の配分額が満額とならない場合があり、意欲ある研修生が十分な給付を受けられなくなることが懸念。

【緑の青年就業準備給付金事業予算の推移（岩手県）】

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
①研修生（人）	15	18	17	17	16	15	15
②受給者（人）	14	13	14	14	13	14	11
③要望額（千円）	19,250	17,875	18,500	19,633	18,471	19,892	15,630
④配分額（千円）	17,262	16,219	15,330	19,633	17,336	19,891	10,138
⑤配分率（%） ④/③	89.7	90.7	82.9	100.0	93.9	100.0	64.9

※令和 5 年度の配分額及び配分率は、第 1 次配分の数値

【緑の青年就業準備給付金事業予算の推移（全国）】

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
①国の予算額（百万円）	280	272	272	376	413	444	453
②人材養成機関数（校）	18	18	19	20	22	24	25
③人材養成機関の定員（人）	402	442	452	492	552	577	592
④一人当たり予算額（万円） ①/③	70	62	60	76	75	77	77

※一人当たりの給付上限額は、H28～R1：150 万円、R2～：155 万円（一定の条件を満たさない場合は 125 万円）

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

5 漁業就業者の確保・育成に係る支援の充実

意欲ある新規漁業就業者を確実に確保・育成するため、平成 31 年度から「いわて水産アカデミー」を設置しており、研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう、「次世代人材投資（準備型）事業」及び「新規漁業就業者確保事業（長期研修等）」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

6 被災地次世代漁業人材確保支援事業の拡充

- (1) 漁家子弟の漁業就業を促進するため、「経営体育成総合支援事業」の「次世代人材投資（準備型）事業」と同様の支援を追加するよう要望します。
- (2) 経営開始直後の漁業就業者の経営リスクを緩和するため、「新規就農者育成総合対策（経営開始資金）」と同様の支援を追加するよう要望します。
- (3) 「いわて水産アカデミー」などの漁業学校等への運営支援を追加するよう要望します。

【現状と課題】

1 経営体育成総合支援事業の予算の確保

- 令和 5 年度における「次世代人材投資（準備型）事業」と「新規漁業就業者確保事業（長期研修等）」の配分額は、要望額の 78.9%にとどまっており、研修生に対する十分な支援ができていないことから、必要な予算確保が必要。

【経営体育成総合支援事業予算の推移（岩手県）】

	R1	R2	R3	R4	R5※ ³
①研修生（人）※ ¹	7	8	7	7	4
②受給者（人）※ ¹	7	8	7	7	3
③要望額（千円）※ ²	8,538	8,723	8,348	12,518	4,877
④配分額（千円）※ ²	8,538	8,506	8,003	9,638	3,846
⑤配分率（%） ④/③	100.0	97.5	95.9	77.0	78.9

※1 次世代人材投資（準備型）資金の対象者と長期研修生の合計人数

※2 次世代人材投資（準備型）事業と新規漁業就業者確保事業（長期研修）の合計額

※3 令和 5 年度の配分額及び配分率は、第 1 次配分の数値

2 被災地次世代漁業人材確保支援事業の拡充

(1) 漁家子弟を対象とした就業準備資金の拡充

- 漁業就業者の高齢化が進行する中、沿岸漁業を持続的に発展させていくためには、漁家子弟に親の漁業を継承させることにより、漁業経営体の世代交代を進めていくことが有効。
- 漁家子弟の確実な漁業就業と地元定着を促進していくため、漁家子弟に対する就業準備資金等のインセンティブ制度を設けることが必要。

(2) 経営開始直後の就業者向け給付金の拡充

- 漁業就業者が独立起業するためには、漁船、漁具、養殖施設等の整備に係る初期投資が必要。
- また、経営開始直後は、漁業の技術が未熟であることに加え、漁船漁業では天然資源の減少による漁獲不振、養殖業では台風や低気圧による被害等のリスクもあるため、収入が不安定であり、経営が軌道に乗るまでの数年間は、多大な経営リスクを負う状況。
- このため、「新規就農者育成総合対策（経営開始資金）」と同様の給付金制度を創設し、収入が不安定な経営開始直後の経営リスクを緩和することが必要。

(3) 漁業学校等の運営に対する支援の拡充

- 本県では、水産業の次代を担う意欲ある新規就業者を確保・育成するため、平成 31 年 4 月に「いわて水産アカデミー」を開講。

【いわて水産アカデミーの修了者数の推移】

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
修了者数	7 人	6 人	7 人	9 人	6 人（研修中）
累計	7 人	13 人	20 人	29 人	35 人（見込）

- 「いわて水産アカデミー」の運営費には、地方創生推進交付金（横展開タイプ）を充当していたが、当該交付金の交付期間は 3 年間のため、令和 2 年度をもって交付が終了。
- 現在は、研修生からの授講料に加え、県と会員団体（市町村、漁協等）の負担金で運営費を賄っているが、秋サケ等の主要魚種の不漁により、漁協等の経営状態が悪化する中、安定的な財源の確保が必要。
- 「いわて水産アカデミー」の運営を安定させ、漁業の担い手育成に向けたカリキュラムの充実を図り、本県漁業の第一線で活躍できる漁業者を養成していくためには、国の財政支援が必要。

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

8 主要な水産物の不漁に対する対策の強化

近年、海洋環境の変化等により、本県水産業を支えてきたサケ、サンマ、スルメイカの水揚量は震災前の1割未満まで落ち込み、極端な不漁に見舞われています。また、コンブ等大型海藻類などの藻場の減少が深刻であり、コンブ等を餌とするアワビの水揚量も震災前の3割程度まで減少しています。

これら主要水産物の不漁は、沿岸地域の経済や雇用を支える漁業、水産加工業のほか、流通業など関連産業にも甚大な影響を及ぼし、地域経済が崩壊しかねない危機的な状況となっています。

このため、本県では、「不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言」を令和4年3月に行い、主要水産物の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業・養殖業の導入などを強力に推進することとしています。

また、本県では、近年、国際合意で漁獲が制限されているくろまぐろの定置網での漁獲量が増加しています。漁獲可能量を遵守するため、定置網に入網したくろまぐろを放流する際、入網している他の魚種も放流せざるを得ず、漁業経営に影響を及ぼしています。

については、更なる対策の強化に向け、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 主要水産物の資源回復に向けた取組の強化

(1) サケ資源の回復に向けた支援

近年の海洋環境の変化に伴いサケ資源が激減していることから、令和4年度補正予算で措置された「さけ増殖資材緊急開発事業」を継続するとともに、「さけ・ます等栽培対象資源対策事業」等に、サケ資源の造成に向けた県外からの種卵確保への支援を追加するよう要望します。

また、国による北洋海域を含めたサケ回遊経路の広域的な調査を一層充実するとともに、県が実施する回帰率向上のための調査研究を支援するよう要望します。

さらに、近年の台風等の自然災害により、河口周辺に土砂等が堆積する河口閉塞が発生し、サケ親魚のそ上や、稚魚の降海に支障が生じていることから、河川の状況や地域の実情に応じて、ふ化場管理者が実施する土砂撤去等への支援事業を創設するよう要望します。

(2) くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の拡大

海洋環境の変化等により、本県沿岸にくろまぐろ（大型魚）の来遊が増加し、漁獲量が増大していることから、漁獲可能量の配分方法を見直しするとともに、本県への配分を拡大するよう要望します。

(3) 磯根資源の回復に向けた支援

アワビ、ウニ等の磯根資源の回復に向け、地域の漁場環境を把握するための調査研究を支援するとともに、漁業者等が実施する藻場の造成や種苗放流等の一連の取組を支援するよう要望します。

また、漁場の保全活動など、漁業者等による取組をより一層推進するため、「水産多面的機能発揮対策事業」に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

さらに、効果的な藻場造成を進めるため、「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」について、造成後の効果を把握・検証するモニタリングの期間を3年以内から5年以内に拡充するよう要望します。

(4) 回遊性魚類等の不漁要因解明、適切な資源管理の推進

サンマ、スルメイカの漁獲量が急激に減少していることから、不漁要因を解明するための調査・研究を一層充実させるよう要望します。

また、回遊性の魚類等の持続的で安定的な漁獲が可能となるよう、国際的な漁業調整も含め、適切な資源管理を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 主要水産物の資源回復に向けた取組の強化

(1) サケ資源の回復に向けた支援

- 秋サケの漁獲量は、震災前から減少が続いており、令和3年度及び4年度は200トン台まで激減。また、ふ化放流事業に供する種卵の確保が困難となり、稚魚生産実績は、計画を達成したものの、県外からの移入卵が採卵実績の過半数を占める危機的状況。

<岩手県におけるサケの漁獲量>

	震災前 A	令和3年度 B	令和4年度 C	C/A	C/B
漁獲量(トン)	22,306	273	299	1.3%	109.5%

※ 震災前は H20～22 年度平均の値

(岩手県調べ)

<サケ放流尾数の推移>

(単位:百万尾)

	震災前* A	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 B	B/A
放流尾数	442	409	381	306	367	400	179	232	52	93	21.0%

※ 震災前は H19～21 年度平均の値

(岩手県調べ)

＜サケ種卵の確保状況＞

(単位：万粒)

項目		H30	R1	R2	R3	R4
採	計画	46,000	46,000	45,000	46,000	8,600
	実績	46,779	20,526	26,045	5,891	10,803
卵	うち県外移入	実績なし	実績なし	4,443	151	5,563
	県外卵の割合 (%)	-	-	17.1	2.5	51.5

- 漁獲量の減少要因の一つとして海洋環境の変化に伴う放流後のサケ稚魚の減耗が指摘されていることから、県が取り組んでいる、生残率が高いとされる大型で強靱な稚魚の生産技術の開発等や改良餌の導入に向けた支援のほか、県外からの種卵の移入などにより、資源の早期回復を図ることが必要。
- サケの回遊経路における海水温の上昇等海洋環境の変化が資源減少の一因と指摘されており、稚魚の減耗要因の解明のため、北洋海域を含めたサケ回遊経路における広域的な調査の充実が必要。
- 近年、台風等の度重なる自然災害に伴い河口閉塞が発生し、サケの親魚のそ上や、稚魚の降海に支障が生じている状況であり、気象災害等により河口閉塞が発生した場合の土砂浚渫等に要する経費への支援が必要。

＜参考1＞ 国の関連事業：「さけ・ます等栽培対象資源対策事業」、「さけ増殖資材緊急開発事業」

(2) くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の拡大

- 国は、国際合意に基づきくろまぐろの漁獲可能量を設定し、各県に漁獲可能量を配分。その漁獲可能量内で漁獲量が一定の水準に達した場合等には、採捕停止命令を行うなどの漁獲管理を実施。
- 定置網は、漁法の特徴上、魚種を選択的に採捕することはできず、くろまぐろの入網は避けられない。このため、漁獲可能量を超えてくろまぐろが入網した場合には放流する必要があるが、作業面や経営面で大きな負担が発生するとともに、入網している他の魚種も一緒に放流せざるを得ない状況。
- 配分されている漁獲可能量は、過去の漁獲実績に比較して少ない上、近年、資源管理の効果等によりくろまぐろ（大型魚）の漁獲量が増加傾向にあることから、配分されている小型魚の漁獲可能量の大型魚への流用など、柔軟な運用により漁獲可能量を拡大することが必要。

岩手県のくろまぐろ漁獲可能量及び漁獲実績の推移

単位：トン

		R1	R2	R3	R4	R5
小型魚	漁獲可能量	54.9	93.7	91.5	94.1	78.8
	漁獲実績	41.9	85.2	72.0	84.7	0.5
大型魚	漁獲可能量	52.6	80.6	75.8	66.6	54.9
	漁獲実績	20.0	53.2	67.0	63.3	51.7

※ 令和5管理年度の漁獲実績は令和5年4月14日現在（大型魚の漁獲可能量の94%の漁獲実績）

(3) 磯根資源の回復に向けた支援

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年、餌となるコンブ等の海藻の成育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。
- 近年の藻場の減少は、冬場の海水温が例年に比べ高めに推移したことにより、ウニ等が活発に活動し、芽が出たばかりの海藻を食害することなどが原因。

- 本県では、令和2年度に「岩手県藻場保全・創造方針」を策定し、効果的な藻場造成を行うため、ブロック等の設置によるハード対策とウニ除去などによるソフト対策を一体的に実施する方針。
- 海洋環境が変化している中で、アワビ資源を確実に回復させるためには、地域の漁場環境を把握するための潜水調査をはじめとした調査研究の充実とともに、漁場の生産力を回復するための藻場造成やウニ等の食害生物の除去、アワビの種苗放流等、漁業者や漁協等による漁場づくりを進めることが重要であり、これらの一連の取組を促進する総合的な支援制度が必要。
- 漁業者や漁協等が取り組む藻場保全活動を推進するためには、「水産多面的機能発揮対策事業」の十分な予算の確保が必要。
- また、効果的な藻場造成を進めるためには、造成後の効果を把握・検証することが重要であり、「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」で3年以内のモニタリングが可能となっている。一方、国では、事業完了年度から5年間、定量的な事業効果（漁獲量及び資源量等）を求めていることから、モニタリング等への支援制度の拡充が必要。

<岩手県におけるアワビ及びウニの漁獲量>

	震災前 A	令和3年度 B	令和4年度 C	C/A	C/B
アワビ(トン)	343	81	111	32.4%	137.0%
ウニ(トン)	122	94	100	82.0%	106.4%

※ 震災前はH20～22年度平均の値 (岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

<岩手県における大型海藻類の藻場面積の推移>

	S53	H3	H8	震災前 (H17～23)	震災後 (H27) A	R2 B	B/A
藻場面積(ha)	2,739	2,736	2,466	3,280	2,366	1,446	61.1%

(岩手県藻場保全・創造方針(令和3年3月))

<水産多面的機能発揮対策事業(対策事業費)の岩手県への予算配分状況>

	要望額 A	配分額 B	B/A	活動組織数
R4年度(千円)	20,149	14,204	70.5%	9組織(うち5組織が藻場保全活動)
R5年度(千円)	14,204	11,422	80.4%	8組織(うち5組織が藻場保全活動)

<参考2> 国の関連事業:「水産多面的機能発揮対策事業」、「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」

(4) 回遊性魚類等の不漁要因解明、適切な資源管理の推進

- 令和4年における本県全13魚市場の水揚量は、震災前の約5割にとどまり、このうち主要魚種であるサンマ及びスルメイカの水揚量は、震災前の約10%と大きく減少。
- サンマ、スルメイカの水揚量の回復に向け、不漁要因の解明と資源管理の推進が必要。

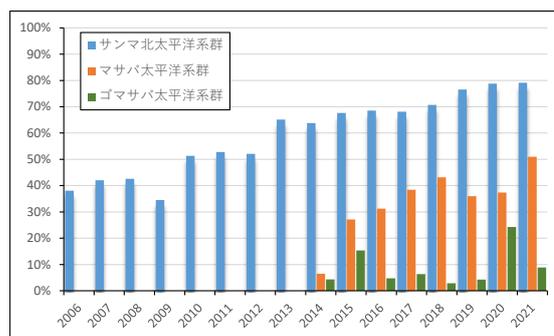
<岩手県における主要魚種及び全魚市場の水揚実績>

	震災前 A	令和3年 B	令和4年 C	C/A	C/B
サンマ(トン)	52,240	2,883	3,485	6.7%	120.9%
スルメイカ(トン)	18,547	1,102	2,010	10.8%	182.4%
全魚市場(トン)	176,765	86,047	79,479	45.0%	92.4%

※ 震災前はH20年～22年平均の値 (岩手県水産技術センター集計値、属地集計)

○ また、回遊性魚類については、公海域における外国船の漁獲圧が高まっていることから、資源の適切な管理に向け、国別漁獲可能量の設定など実効ある保存管理措置を実現するよう、北太平洋漁業委員会（N P F C）会合を通じて、関係各国との交渉を進めることが必要。

<参考3> 国の関連事業：
「水産資源調査・評価推進事業」



【漁獲量に占める外国漁船の漁獲割合の推移】

【県担当部局】農林水産部 水産振興課、漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

2 増加している資源の有効利用に向けた取組への支援

近年の海洋環境の変化によるマイワシやサワラ等の水揚量の増加により、県内の水産流通加工業者にあつては、新たな魚種にも対応した商品開発や販路開拓が必要となっていることから、「水産バリューチェーン事業」について、加工機器の改良等に係る経費を支援対象とするよう要望します。

2 増加している資源の有効利用に向けた取組への支援

- 近年のサンマ、スルメイカ等の不漁による水揚量の減少と単価の高騰のため、県内の多くの水産加工事業者は加工原料の調達に苦慮している状況にある。
- 一方、海洋環境の変化によりマイワシやサワラ等の水揚量が増加していることから、これらの魚種の有効利用や高付加価値化による収益力の向上を図る必要がある。
- 増加している魚種の有効利用を図るためには、新たな魚種に対応した商品開発や販路開拓が必要となっているが、水産バリューチェーン事業では、ワカメの自動芯抜き機やAIを活用した魚の自動選別機などの機械の開発・改良に係る経費は助成対象となっていない。

<参考1> 国の関連事業

- 「水産バリューチェーン事業」

連携プロジェクト

事業要件	加工業者等が、他の加工業者等又は関係事業者等2者以上で連携体制を構築するために、連携プロジェクト協議会を構成することなど
事業実施主体	漁業者、流通業者、加工業者等又はこれらの団体
助成対象経費	連携体制構築経費、市場調査・商談会等旅費、コンサルティング経費、プロモーション資材等作成費、入出庫料、加工経費、運送経費、水産物の加工のために必要な機器・資材の購入費など
助成率	1 / 2 以内

魚種転換プロジェクト

事業要件	転換前対象魚種を加工原料として使用した実績が事業実施の前年から5年間以上あることなど
事業実施主体	漁業者、流通業者、加工業者等又はこれらの団体
助成対象経費	市場調査・商談等旅費、コンサルティング経費、プロモーション資材等作成費、入出庫料、加工経費、運送経費、水産物の加工のために必要な機器・資材の購入費など
助成率	1 / 2 以内

<参考2> 近年増加傾向にある魚種

(単位：トン、百万円、円/kg)

年次		5か年平均 (H18~22) ①	H30	R1	R2	R3	R4 ②	震災前比 ②/①
マイワシ (全漁業種 類) * 搬入含む	水揚量	250	15,716	19,620	23,181	21,997	15,466	6186%
	水揚金額	31	626	1,040	1,031	832	693	2235%
	単価	124	40	53	44	38	45	36%
ブリ (全漁業種 類) 搬入含む	水揚量	3,070	7,328	10,938	8,369	5,120	5,127	167%
	水揚金額	328	1,035	1,590	1,009	640	1,171	357%
	単価	107	141	145	121	125	228	213%
サワラ※ (全漁業種 類) 搬入含む	水揚量	403	284	498	270	269	53	13%
	水揚金額	203	153	254	211	178	62	31%
	単価	504	540	510	783	663	1,164	231%
シイラ (全漁業種 類) 搬入含む	水揚量	29	17	54	120	257	65	224%
	水揚金額	2	1	1	4	10	4	200%
	単価	69	39	24	32	40	62	90%
マダコ (全漁業種 類) 搬入含む	水揚量	34	122	61	516	315	149	438%
	水揚金額	17	131	47	349	361	216	1271%
	単価	500	1,072	778	677	1,144	1,450	290%

(いわて大漁ナビ)

※ サワラは、令和2年は令和元年に比べて減少しているが、平成17年以降は増加傾向にあり、近年は200トンを上回っている。(平成17年以前は100トン未満)

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

3 新たな漁業・養殖業の導入に向けた取組への支援

養殖経営体の減少により、生産量が減少傾向にあることから、地域の養殖形態に対応した省力化機器の開発・改良や、ICT等の先端技術を活用したスマート水産業の実現に向けた取組を支援するよう要望します。

【現状と課題】

3 新たな漁業・養殖業の導入に向けた取組への支援

スマート水産業の実現に向けた取組への支援

- 養殖生産量は、生産者の高齢化や減少により震災前の水準にまで回復しておらず、生産量の回復には、新規就業者を確保するほか、一経営体当たりの生産性を高めることが重要。このため、ワカメ養殖における自動刈取り装置や芯抜き装置、カキ養殖における自動殻むき機など、地域の養殖形態に対応した省力化機器の研究開発や、スマートフォンを利用した養殖生産管理システムなどのICTを活用したスマート水産業の実現を推進することが必要。

＜参考＞ 国の関連事業

「水産業のスマート化推進支援事業」

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

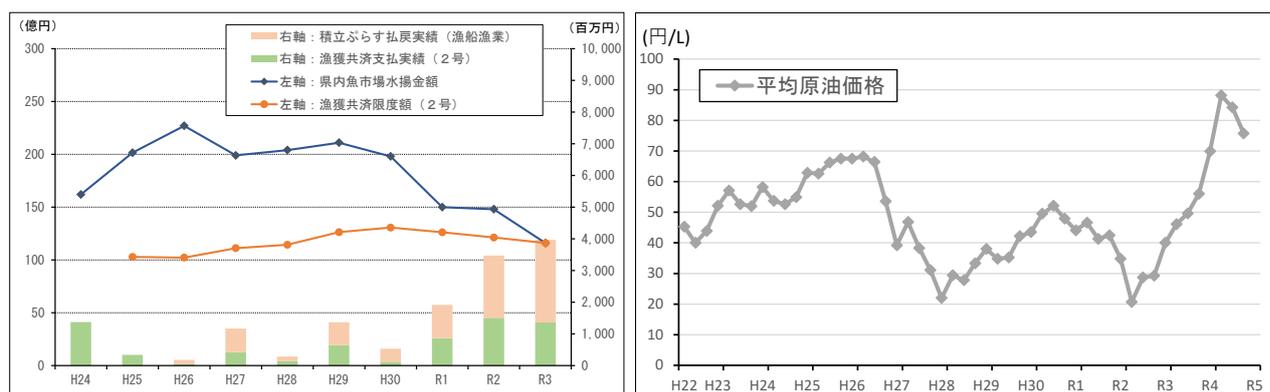
4 危機的な不漁に対応する経営安定対策の充実

- (1) 主要な水産物の不漁が続くこと、漁業者の収入が減少していることから、漁業経営の安定に不可欠な「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」について、柔軟な運用と十分な予算を確保するよう要望します。
- (2) 「漁業経営セーフティーネット構築事業」について、燃油価格の高騰対策を継続するよう要望します。
- (3) 「漁業経営セーフティーネット構築事業」について、放流用種苗の生産を行う漁協等を、加入者に追加するよう要望します。

【現状と課題】

4 危機的な不漁に対応する経営安定対策等の充実

- 漁業共済制度は、不漁、魚価安、自然災害等による漁獲金額の減少を補填するもので、漁業者の経営安定に欠かすことのできない制度。
- 不漁による水揚金額の減少が続くことにより、共済限度額（直近5ヶ年の5中3平均）が減少し、漁業者への共済金支払いが年々減少することが懸念され、水揚金額の減少が共済限度額の算定に影響しないようにする特例措置など柔軟な対応が必要。
- 全国的な不漁に対応し、漁業収入を安定させるためには、漁業収入安定対策事業等の予算の十分な確保が必要。
- 原油価格の上昇に伴い、ガソリンや軽油、重油の価格は2014年以来の高値水準となり、今なお、高騰が続いている状況にある。これら燃料の高騰は、漁船漁業の燃料費の増加など、漁業者の経営に影響を及ぼしている一方で、ロシアによるウクライナ侵略が、世界の原油価格や需給に大きな影響を与える可能性があり、更なる急騰に備え、漁業者の経営安定に向けた支援の継続が必要。



【岩手県の魚市場水揚金額と共済限度額等の推移】

【平均原油価格の推移】

- 「漁業経営セーフティーネット構築事業」は、漁業者・養殖業者を対象としているため、アワビ等の放流用種苗を生産する団体は利用することができない。
- 種苗生産コストの上昇は、全国豊かな海づくり推進協会が、全国の種苗生産機関に対して燃油価格高騰、電気料引き上げの影響の調査を行うなど、栽培漁業に係る全国的な問題となっており、制度の柔軟な運用による支援が必要。

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

9 地方創生のための地方大学の振興

地方創生を実現し、将来にわたって持続的に成長していくためには、その礎となる人材を育成することが極めて重要であり、有為な人材の輩出と活力の創出に貢献する地方大学が果たす役割はこれまでも増して大きくなっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方大学の魅力を高める施策の充実

「地域連携プラットフォーム」による、人材育成、地元定着、地域活性化などの取組に対する支援のほか、大学が行う地域課題解決のための取組への支援など、私立大学も含めた地方大学の魅力を高める施策の充実を要望します。

2 地方大学の運営基盤の強化

地方大学の持続可能な運営が図られるよう、その運営基盤を支える運営費交付金等の財政支援の充実を要望します。

【現状と課題】

1 地方大学の魅力を高める施策の充実

- 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」は令和元年度で終了したが、地方大学が地域課題解決等に取り組むための継続的な支援が必要。
- 複数の高等教育機関、地方公共団体及び産業界等が、各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム」の構築が各地域で図られるよう、令和2年10月に文部科学省ではガイドラインを策定。本県では、人材育成や地元定着の取組など、地方創生に向けた取組の推進のため、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」を令和3年6月に構築したところであり、本プラットフォームにおける議論を踏まえ、高等教育機関が産業界や行政等と連携して実施する取組への支援策の充実が必要。

2 地方大学の運営基盤の強化

- 国立大学法人岩手大学における運営費交付金は、震災以降、一時復興関連事業の実施に伴い、増額されていたが、プロジェクト事業による増加分を除けば、減少傾向にある。

(単位：億円)

年度	H16	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
運営費交付金 決算額	76.5	70.2	72.1	82.5	82.9	80.7	79.2	69.3	71.4	71.7	75.4	70.9	71.4

※ H24～27年度は、震災復興関連事業によって増額。H29～R1年度はプロジェクト事業や退職手当等によって増額。

(出典) 国立大学法人岩手大学決算報告書

- 国における運営費交付金の全体予算額においても、平成25年度までは一貫して減少し、近年は横ばい傾向にある。なお、近年、運営費交付金中の基幹経費を毎年一定割合で削減し、年度ごとの評価に基づいて、特定の戦略・目的等に関連付けられた経費として再配分される仕組みが導入され、この再配分の割合が拡大する方向にあり、法人による中長期的な視点に立った自律的・戦略的な経営が困難。

(単位：億円)

年度	H16	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
予算額	12,415	11,695	11,585	11,528	11,366	10,792	11,123	10,945
年度	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
予算額	10,945	10,970*	10,971*	10,971	10,807	10,790	10,786	10,784

※ 国立大学法人機能強化促進費を含む (H29：45億円、H30：89億円。令和元年度は廃止され、再配分の原資に活用)。

(出典) 第4回 非社会保障ワーキング・グループ (H27.10.28) の配布資料に以後の予算額を追記

- 公立大学への運営費交付金については、地方交付税措置が講じられているが、実態に見合った算定がなされていない。また、トップランナー方式により、基準財政需要額が減少したため、実態との乖離が拡大している。

[岩手県立大学運営費交付金 (通常分) と基準財政需要額の算定額]

(単位：億円)

R4 運営費交付金 (A)	基準財政需要額		差引 (B-A)
	H28	R4 (B)	
36.0*	25.7	22.2	△13.8

※運営費交付金 (通常分) のうち、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料減免分を除く

【県担当部局】ふるさと振興部 学事振興課

10 半導体関連産業振興への支援

デジタル化やカーボンニュートラルは、世界的に全ての産業・社会において加速度的に進展しており、これらを支える半導体の需要と重要性は今後益々高まっていくことが見込まれています。このような中、半導体製造企業は拠点建設に向けた投資に積極的であり、米中半導体摩擦や円安による影響、国による大型の設備投資支援もあり、国内への投資の動きが見られるところです。

半導体関連産業の集積が進む本県において、半導体関連産業の更なる集積と競争力強化を図るため、必要なインフラの整備等に対する各種支援や人材確保・育成、サプライチェーンの強靱化等に対する各種支援策を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方自治体等が行うインフラの整備等に対する支援

半導体製造企業の誘致や規模拡大に当たっては、工場用地の確保・整備と併せて、製造工程で使用する大量の水を供給するための水利権の確保と工業用水道施設や終末処理施設の整備のほか、アクセス道路の整備など大規模なインフラ整備が必要となることから、地方自治体が行う各種取組に対する負担軽減を図るとともに、国内投資の円滑化に向けた支援を講じるよう要望します。

また、半導体製造に当たっては、大量の電気を消費することから、民間企業が行う電源開発に対する支援を講じるよう要望します。

2 地方自治体が行う人材確保・育成プログラムに対する支援

地方自治体が行う半導体・電子デバイス関連の人材確保・育成プログラムに対する支援を行うよう要望します。

3 サプライチェーン強靱化対策への支援

サプライチェーン強靱化のための国内投資に係る支援策について、次年度以降も継続し、必要な支援を受けられるよう十分な財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 半導体製造企業誘致に係るインフラの整備については、地方自治体における多額の投資が必要なことから、国における財政支援が必要であり、水利権の確保については、権利を有する団体等が多岐にわたることから、円滑に調整が進むよう国の支援が必要である。
- 電力の確保においても、ベースロード電源の確保や供給施設整備において、民間電力会社の負担が大きいことから、国において支援を行う必要があると考える。
- 人材の確保・育成については、近年の本県における半導体製造企業による旺盛な設備投資や新規立地等により、雇用の場が広がったところであるが、人口減少や人材確保に向けた企業間競争の激化により、人材の確保に苦勞している企業が多い。このため、県では、全庁を挙げて人口減少対策に取り組むこととしており、ものづくり産業振興部門においては、産学官が連携し、小中学生の頃からものづくりに触れる機会を提供する取組の他、高校生等を対象とした工場見学等県内企業を知る機会の創出や大学生等を対象とした半導体講座やインターンシップ等「いわて半導体アカデミー」の実施等の取組を進めているところであるが、人口減少等により、今後はより一層、働き手の確保・育成に向けた取組の重要性が増すことから、取組を加速する必要がある。
- サプライチェーン強靱化については、今後も大手半導体関連企業の業容拡大が進むものと見込まれることから、新たなサプライヤー企業の誘致や誘致企業と地場企業との協業促進、関連企業間におけるニーズ・シーズのマッチング等に取り組む必要がある。

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室

11 職業能力開発に係る支援制度の充実

県内においては、産業集積の進展や人口減少等に伴い、ものづくり分野をはじめとする県内企業の人手不足が続いており、若者技能者などの人材の育成・確保が課題となっています。

地方創生を推進し、県内経済を維持・拡大するためには、地域や企業が必要とする人材の育成・確保が重要であることから、地域の産業を支える人材の育成に向けた職業能力開発に係る支援制度の充実について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 県立職業能力開発施設の運営や施設設備整備に係る予算の確保

県立職業能力開発施設を安定的に運営するとともに、職業訓練に必要な施設を計画的に整備するため、職業転換訓練費交付金、離職者等職業訓練費交付金及び職業能力開発校設備整備費等補助金について、十分な予算を確保するよう要望します。

2 公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度創設

地域の産業界の持続的な発展を支える人材を育成するため、公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度を創設するよう要望します。

3 技能検定手数料の減免措置の拡充

ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、技能検定制度の技能検定手数料減免措置について、令和4年度に縮小した減免措置の対象者を従前の範囲に戻し、これに必要な予算を確保するよう要望します。

4 離職者等再就職訓練事業の充実

近年の物価上昇に対応するとともに、デジタル技術の習得のニーズの高まりなどの環境変化に的確に対応するため、離職者等再就職訓練事業の委託費について、民間教育訓練機関の実態を考慮した訓練実施経費の単価増額など、制度の充実を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 県立職業能力開発施設の運営や施設設備整備に係る予算の確保

- 県立職業能力開発施設の運営に対して交付されている職業転換訓練費交付金及び離職者等職業訓練費交付金は、職業能力開発促進法施行令及び雇用保険法施行令に定める基準に基づき、各都道府県の雇用労働者数、求職者数、学卒就職者数、訓練生数等に応じて交付額が決定されているが、新設校が設置されても国の予算額は増額されていないことなどから、令和4年度の本県への交付額は前年度より約1千5百万円(3.7%)の減額となった。
- 県立職業能力開発施設の安定的な運営には、国において、全国の訓練生数等に応じた同交付金の十分な予算の確保と、安定的な財政支援が必要である。

年度	H30	R1	R2	R3	R4
全国の都道府県立施設数	164	159	161	162	160
うち短大	14	14	14	15	15
うち職業能力開発校	150	145	147	147	145
国の交付金予算額(億円)	116.6	116.6	124.5	124.5	124.5
本県への交付額(百万円)	399.6	396.4	406.5	398.4	383.8

※交付金の額は、職業転換訓練費交付金及び離職者等職業訓練費交付金の合計

- 県立職業能力開発施設の施設設備整備に対して交付される職業能力開発校設備整備費等補助金については、雇用調整助成金の支出による雇用保険特別会計収支の悪化に伴い、令和4年度は事業計画に対して、施設整備は20%が減額、また、設備整備は15%が減額して内示となったため、事業計画の縮小又は延期せざるを得ず、経年劣化により更新が必要な訓練機器等の更新ができない状況であった。
- 設置から相当年数が経過している施設の修繕や、時代とともに進化する設備の更新に計画的に対応していくため、国による十分な財政支援が必要である。

(単位：千円)

	R3	R4
当初計画額	60,707	59,825
内示額	60,707	49,492
内示率	100%	82.7%

2 公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度創設

- 国では、平成 29 年度に、経済的な理由で進学を断念せざるを得ない学生等の進学を後押しすることを目的に給付型奨学金制度を創設するとともに、高等教育の無償化の実施に向けて、令和 2 年度から「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充が実施された。
- しかし、当該支援は、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生等が対象であり、職業能力開発短期大学校等の公共職業能力開発施設で学ぶ訓練生は対象となっていない。
- 厚生労働省においては、大学等の学生等と同様な授業料等減免措置が受けられるよう、令和 2 年度から、職業能力開発短期大学校等で学ぶ訓練生を対象にした授業料等減免制度を創設されたところであるが、給付型奨学金制度の創設は行われていない。
- 誰一人取り残さない社会づくりとして、経済状況にかかわらず、安心して技術や知識を習得でき、社会に貢献する転機となる環境が重要であることから、大学生等と同等の経済的支援を行う必要がある。

3 技能検定手数料の減免措置の拡充

- 都道府県が実施している技能検定制度については、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、国の補助制度の下で、若年者に対する技能検定手数料の減免措置を実施している。
- 当該減免措置について、令和 4 年度から次のとおり減免対象が縮小され、高校生及び職業能力開発施設の学生等は減免対象外となり、最大 9,000 円の負担が増えた。

令和 4 年 3 月 31 日まで	令和 4 年 4 月 1 日から
次の要件を全て満たす者。 ア 技能検定の 2 級又は 3 級の実技試験を受検する者 イ 35 歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日において 35 歳に達していない者） ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者⇒外国人技能実習生は除く	次の要件を全て満たす者 ア 技能検定の 2 級又は 3 級の実技試験を受検する者 イ 25 歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日において 25 歳に達していない者） ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条 4 条第 1 項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者） エ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

- 令和 4 年度に本県が実施した技能検定の受検者数は 1,499 人であり、前年度から 457 人（23.3%）減少した。

	R3 年度	R4 年度	増減
岩手県が実施する技能検定の受検者数	1,956 人	1,499 人	457 人

※上記受検者数は、外国人技能実習生受検者を除く。

- ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、技能検定手数料の減免措置の対象者を縮小前の範囲に戻し、高校生や職業能力開発施設の訓練生が技能検定を受検しやすい環境を整備する必要がある。

4 離職者等再就職訓練事業の充実

- 県では、国からの委託を受けて離職者等再就職訓練事業を実施し、離職者の早期の就職に向けた支援を行っている。
- 離職者等再就職訓練事業の委託費については、主たる訓練の知識等習得コースでは少なくとも平成 23 年から短期訓練の訓練実施経費が 5 万円のままで、近年の人件費や物価の上昇に対応していない。
- 消費者物価指数の上昇に呼応し、訓練実施経費の単価増額が必要である。

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

12 子育てしやすい雇用・労働環境の整備

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月以降の段階的な施行が開始されたところであり、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、制度の実効性を高めていくことが必要です。

また、出生率の低迷についても、仕事と家庭の両立が困難な雇用・労働環境などが背景にあると考えられ、労働力の不足や出生率の低迷を解消するためには、仕事と家庭を両立しやすい雇用・労働環境の整備や子育て中の女性の復職・再就職支援が重要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 両立支援等助成金の拡充

仕事と家庭の両立支援のための雇用・労働環境整備に取り組む事業主に対する両立支援等助成金制度について、助成額の引上げや支給要件の緩和など更なる拡充を図ることにより、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりを一層推進するよう要望します。

2 妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止について指導強化するなど、女性のキャリア形成のための雇用・労働環境の整備を一層推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 両立支援等助成金の拡充

- 令和4年4月から柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を規定した改正育児・介護休業法が施行されたほか、一般不妊治療への公的保険適用も開始されたところ。
- 国では、女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正や両立支援等助成金等の制度を設けて支援を推進しているが、法律上策定が努力義務とされている常時雇用100人以下の企業における「一般事業主行動計画」の策定や、仕事と家庭の両立支援に資する助成金について、より一層の普及啓発が必要。

【両立支援等助成金】

(1) 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給

		支給額
第1種（男性労働者の出生時育児休業取得）		20万円
	代替要員加算	20万円（代替要員を3人以上確保した場合には45万円）
	育児休業等に関する情報公表加算	<u>2万円</u>
第2種（男性労働者の育児休業取得率上昇等）	1 事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合：60万円 2 事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合：40万円 3 事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合：20万円 <u>※第1種受給年度に育休対象の男性が5人未満かつ取得率70%以上の事業主は、3年以内に2年連続70%以上となった場合も対象</u>	

※下線部は令和5年度新設・拡充

(2) 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に支給

		支給額
A 介護休業	休業取得時	30万円
	職場復帰時	30万円
	業務代替支援加算	新規雇用：20万円、手当支給等：5万円
B 介護両立支援制度		30万円
<u>個別周知・環境整備加算（A又はBに加算）</u>		<u>15万円</u>

※下線部は令和5年度新設

(3) 育児休業等支援コース

① 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給

	支給額
A 休業取得時	30万円
B 職場復帰時	30万円

② 業務代替支援

育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給

	支給額
A 新規雇用	30万円
B 手当支給等	30万円
有期雇用労働者加算 ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算	10万円

③ 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、育児・介護休業法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度導入に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給

	支給額
制度導入時	30万円
制度利用時	A：子の看護休暇制度 1,000円 × 時間 B：保育サービス費用補助制度 実費の2/3

④ 育児休業等に関する情報公表加算 ※①～③のいずれかに1回のみ加算

自社の育児休業の取得状況（男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数）を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額を加算

支給額	2万円	※令和5年度新設
-----	-----	----------

(4) 不妊治療両立支援コース

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に支給

		支給額
A 環境整備、休暇の取得等	最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用	30万円
B 長期休暇の加算	Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得	30万円

◎一般事業主行動計画の策定及び認定状況（企業数）（厚生労働省公表：令和4年12月末現在）

	常時雇用 101 人以上 (策定義務付け)	常時雇用 100 人以下 (策定は努力義務)
岩手県	451 (100%)	685
全 国	49,323 (99.1%)	54,163

◎本県における両立支援等助成金の活用状況（岩手労働局受付・決定分）

コース名称	R3 年度実績（決定）	R4 年度実績 (3月末受付)
出生時両立支援コース	71 件	50 件
育児休業等支援コース (うち新型コロナウイルス感染症対応特例)	116 件 (42 件)	112 件
介護離職防止支援コース	6 件	17 件
不妊治療両立支援コース	4 件	3 件
女性活躍加速化コース	0 件	(廃止)

2 妊娠・出産や育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

育児休業に関する要件の緩和や、職場における不利益取扱いの防止については、平成 29 年 1 月に育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されたところであるが、不利益取扱いに関する相談件数は高い水準で推移している状況。

令和 2 年 6 月から妊娠・出産や育児休業に起因する問題に関する事業主の責務が強化されたところであり、引き続き岩手労働局など関係機関と連携し、企業や労働者に対する関係法令の周知徹底が必要。

※ 女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、職場のセクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策等について、法及び指針の定めにより事業主が講ずべき措置とされた。

◎妊娠・出産や育児休業等に係る不利益取扱いに関する相談件数の推移

年度	婚姻、妊娠・出産等		育児休業等	
	岩手県	全国	岩手県	全国
令和元年度	42 件	4,769 件	21 件	5,581 件
令和 2 年度	35 件	5,021 件	38 件	6,234 件
令和 3 年度	40 件	4,508 件	38 件	6,026 件

(岩手労働局：「個別労働紛争解決制度施行状況について」、

厚生労働省：「都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における法施行状況について」)

【県担当部局】商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

13 総合的な少子化対策の推進

本県の令和4年の合計特殊出生率は1.21であり、これまでで最も低くなっています。少子化は、地域経済の縮小や地域社会の担い手の減少など、住民生活や地域社会の存続に深刻な影響を及ぼすため、最優先で取り組むべき課題です。

少子化傾向を反転させるには、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する必要があります。その対策として、若い世代が希望どおりに結婚し、希望する数の子どもを持つことができるよう、出会いの場の創出や、結婚から出産・子育てに至るまでライフステージに応じた支援を行っていくことが重要です。

子ども子育て支援施策の多くは地方が担っており、国と地方が適切な役割分担のもと推進していく必要があることから、子ども関連予算の拡大及び財源の安定確保、ライフステージに応じた切れ目ない支援策の充実について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 子ども関連施策の強化及び財源の安定確保

自治体の財政力の差などにより、子ども子育て支援施策に地域間格差が生じることなく、全ての家庭において安心して子どもを産み育てることができる環境を整えられるよう、国が令和5年3月に公表した「こども・子育て政策の強化（試案）」に盛り込まれた施策について、長期的かつ安定的な財源を確保した上で、早期に具体化されるよう要望します。

2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

少子化対策の推進に当たっては、結婚を希望する方への出会いの場の創出や、安全・安心な出産環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービス等の充実など、ライフステージに応じた切れ目ない支援を推進していく必要があることから、地域が取り組む少子化対策について自由度の高い財政支援の充実を図るよう要望します。

また、国を挙げて、家庭や子育ての大切さや、妊娠・出産に関する正しい知識を普及啓発するなど、若者のライフデザインの構築支援に積極的に取り組むよう要望します。

3 不妊治療の提供体制の充実

不妊に悩む夫婦が県内で希望する治療を受けられるよう、不妊治療に従事する医師、胚培養士等の専門人材を国レベルで養成するとともに、生殖補助医療を提供する医療施設・設備の整備に対する財政支援を行うなど、不妊治療の提供体制の充実を図るための支援を要望します。

地理的な事情により、遠方の医療機関への通院に係る負担も大きいことから、通院交通費に対する補助制度の創設など、財政支援の拡大を図るよう要望します。

また、仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発など、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を強化するよう要望します。

4 妊娠から出産・子育てまで一貫した支援の充実

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等による妊産婦の孤立感や負担感が解消されるよう、出産・育児等における伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施について制度の恒久的な充実を図るとともに、助産師等による専門的な産前・産後ケアの提供のため、必要な財政支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 子ども関連施策の強化及び財源の安定確保

- 本県の令和4年の合計特殊出生率は1.21と前年の1.30を下回り、これまでで最も低くなっており、この少子化傾向を反転させることが必要である。
- このような現状を踏まえ、本県では、令和5年度からのいわて県民計画第2期アクションプランにおいて、人口減少対策に最優先で取り組むこととし、令和5年度当初予算において、自然減対策として、高校生等へのライフデザインの形成支援、第2子以降の3歳未満児に係る保育料の無償化や在宅育児支援金の創設など、新たな事業に取り組むこととしたところ。
- 国においても、従来とは次元の異なる少子化対策に向け、令和5年3月末に「こども・子育て政策の強化について（試案）」を公表し、児童手当の対象範囲の拡大などの経済的負担の軽減策や、男性の育休取得促進策、親の就労状況を問わずに保育所を利用できる制度の創設などが盛り込まれたところ。
- 予算規模や財源については、試案には盛り込まれておらず、国では、令和5年6月に決定される経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）において、子ども関連予算倍増に向けた大枠を示すこととしている。

2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

- 子ども子育て支援施策の多くは地方が担っており、地域の実情に応じてきめ細かにサービスを提供している地方自治体が創意工夫をしながら少子化対策を継続的に実施していくためには、地域の取組に対する自由度の高い財政支援の充実が必要である。
- 現在の地域少子化対策重点推進交付金は、事業ごとに細かく要件が設定されており、年度によってその要件や補助率に変動があるため、次年度の少子化対策事業の計画策定に支障が出ている。また、事業メニューが多岐にわたるため、細かく設定された要件に合致した実施計画書をそれぞれ作成する必要があり、事務負担が過大となっている。
- また、若い世代の段階から、結婚や子育て、妊娠・出産に関する正しい知識を伝えることで、若者の結婚観・家庭観を醸成し、自らのライフデザインを考える機会を提供することが必要である。
(令和3年度から、結婚新生活支援事業の拡充により、国の交付金により県がセミナーを開催)

3 不妊治療に対する支援の充実

- 本県では、特定不妊治療を受けられる医療機関が2箇所のみとなっており、特定不妊治療費助成を受ける夫婦の一定程度が県外での受診となっている。遠方での受診も多く、治療を受ける方は多額の交通費を負担することになるため、県では令和5年度から通院交通費の助成を開始したところである。
- また、令和4年4月から生殖補助医療が保険適用となり、県内でも不妊治療を受ける件数が増加傾向にあることから、岩手県内で希望する治療を受けられるよう、特定不妊治療を提供する医療施設・設備の整備や、不妊治療に従事する医師、胚培養士、看護師、カウンセラー等の専門人材の養成など、不妊治療の提供体制の充実を図っていく必要がある。
- 仕事と不妊治療の両立も課題であることから、休暇制度に関する企業等への働きかけなど、社会的理解を促進するための啓発を行いながら、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を促進することが必要である。

【県内の不妊治療の状況 (R5. 3. 31 現在)】

(1) 医療機関の状況

- ① 特定不妊治療医療機関 2箇所
- ② 男性不妊治療医療機関 なし

(2) 特定不妊治療に係る助成実績

令和4年度	総数	うち県内での受診	うち県外での受診
助成延べ件数(件)	264	211 (79.9%)	53 (20.1%)
助成実人数(人)	260	—	—

※男性不妊治療を含む

4 妊産婦支援の充実

- 核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦の孤立感や負担感が高まっており、妊産婦が地域の身近な場で相談支援や心身のケアを受けられる環境の整備が必要である。
- 令和4年度までに、本県では30市町村が「子育て世代包括支援センター」を設置し、相談支援や、訪問指導等を行っているほか、29市町が産後ケア事業、17市町が産前・産後サポート事業に取り組んでいるところ。

- 国においては、妊婦や子育て家庭の孤立感や不安感を解消するため、令和4年度第二次補正予算において、面談や継続的な情報発信等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対する経済的支援（計10万円相当）を一体的に実施する事業を創設したところである。令和5年度の事業費も予算が確保されているところであるが、法に基づく恒久的な制度化はされておらず、令和6年度以降の財源等については、国において今後議論を進めることとされている。
- 児童福祉法の改正により、令和6年度から、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「子ども家庭センター」の設置が、市町村の努力義務とされたところ。
- 県では、市町村保健師等に対する人材育成研修などの取組を通じ、妊産婦の包括的な支援に取り組んでいるが、市町村では、伴走型相談支援への対応に当たって、必要な財源の確保や助産師等の専門人材の確保などが課題となっている。
- 市町村において、妊娠期から出産・子育てまで一貫した支援を行っていくためには、制度の恒久化も含めた、国による継続的かつ安定的な財政支援が必要である。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援室

14 子ども医療費助成の全国一律化

子どもの適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費助成を実施しているところですが、自治体の財政力の差などにより助成対象や助成額に差が見られる状況となっています。

それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となるものでありますが、出産、子育て等に必要なサービスについては、自治体の財政力によって差が出ないようにするべきであり、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 子ども医療費助成の全国一律化

本来、医療費助成は、全国どこの地域においても同様な水準であるべきであり、子どもの医療費助成について、自治体の財政力により差が生じないように、国において制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 出産や子育ては、日本全国どこにおいても一定水準の高いサービスを受けられることが望ましいが、実際には、医療費助成の対象年齢、所得制限、受給者負担等の内容が、都道府県や市町村によって異なっているところ。なお、国においては、平成 20 年 4 月から 3 歳以上の未就学児の一部負担金を 3 割から 2 割に軽減（0 歳から 2 歳までは、以前から 2 割に軽減済）。
- それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となってくるが、出産、子育て等に必要なサービスについては、人口減少対策の観点からも、自治体の財政力によって差が出ないことが望ましいもの。

【県担当部局】 保健福祉部 健康国保課

15 地方単独医療費助成事業の現物給付化による 国庫負担金の減額調整措置の廃止

子ども、妊産婦、ひとり親家庭、重度心身障がい者の適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費の一部負担金の軽減措置を行っているところですが、本県では「未就学児」、「小学生」、「中学生」及び「妊産婦」に係る現物給付を実施しており、さらに、令和5年8月からは「高校生等（18歳到達年度末）」まで拡大する予定です。

令和5年3月末に示された「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、子どもの医療費助成にかかる国民健康保険の減額調整措置の廃止について盛り込まれましたが、今後も、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策などの一環として、医療費助成事業における現物給付の対象の拡大も視野に入れながら取り組んでいく必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止

地方単独事業により一部負担金を医療機関の窓口で軽減する場合の、国民健康保険療養給付費等負担金と財政調整交付金の減額調整措置について、子どもを対象とした減額調整措置の廃止を早期に施策として具体化するとともに、「妊産婦」を含め、対象に関わらず廃止するよう要望します。

【現状と課題】

- 医療費一部負担金の減免については、全ての都道府県において独自に取り組んでいるところがあるが、国においては、地方単独事業による医療費一部負担金を現物給付化（窓口での負担減免）した場合には、国の療養給付費等負担金等が減額される仕組み（平成30年度から、未就学児に対する減額措置は廃止。令和5年3月末に示された「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止が示された）。
- 本県では、昭和48年の制度開始時には医療機関の窓口で軽減する「現物給付」を採用していたが、国の療養給付費等負担金等の減額措置開始に併せて、市町村と協議の上、平成7年以降「償還払い」を採用。

○ 本県では、平成 28 年 8 月から「未就学児」及び「妊産婦」を対象に現物給付を実施し、令和元年 8 月から「小学生」まで、令和 2 年 8 月から「中学生」まで対象を拡大し、さらに令和 5 年 8 月から「高校生等（18 歳到達年度末）」まで対象拡大する予定であり、現物給付拡大後の「子ども（中学生まで）」と「妊産婦」の国庫負担金の減額調整額は、約 5 千万円と見込まれる（なお、重度心身障がい者、ひとり親家庭を含む全事業を現物給付とした場合の減額調整額は、約 9 億 2 千万円と見込まれる）。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

16 子育て支援施策等の充実・強化

子育てをする世代が働き、子育てを行い、活力ある地域社会の形成につなげるためには、社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

子育て家庭を対象とした質の高い幼児教育・保育サービスの充実・強化を図るため、財源の確保及び財政支援の拡充について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 保育サービスの充実・強化に向けた財源の確保

保護者や子どもからのニーズに対応するため、保育所等の整備や、病児・病後児保育、延長保育、医療的ケア児の受入れ等多様な保育サービスの充実・強化に向け、十分な財源を確保するよう要望します。

また、幼児教育・保育の質を向上し、不適切な保育等を防ぐため、保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善を図るとともに、保育士修学資金貸付等事業や潜在保育士の再就職支援の継続のほか、抜本的な保育士確保施策を講じるよう要望します。

2 幼児教育・保育の完全無償化の実現

本県では、令和5年度から市町村と連携して、第2子以降の3歳未満児の保育料無償化や保育所等を利用しない子育て世帯への支援を行っているところです。

幼児教育・保育の無償化は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう要望します。

また、保育所等を利用しない子育て世帯の子育てに係る経済的負担が軽減されるよう、在宅育児世帯等に対する支援制度を構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 保育サービスの充実・強化に向けた財源の確保

- 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには1兆円超の財源が必要であるが、消費税増収分から充当される0.7兆円以外の0.3兆円超は、予算編成過程で確保に取り組むこととされており、財源確保が不透明。
- 0.3兆円超の予算確保が実現されない場合には、職員配置基準の見直しや職員の処遇改善等の「質の改善」の充実が不十分。
- 保育士の確保については、これまでの処遇改善策等によって、保育士の数と年収の改善が進んでいるものの、本県においては、主に給与等の面から、他の職や首都圏等への就職を選択する例も多いとの指摘もあり、保育士の一層の処遇改善を進めることが必要。
- 国の「こども・子育て政策の強化について（試案）」（令和5年3月31日）では、保育士の配置基準について、1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へ改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討することが盛り込まれたところ。

[現行]			
0歳児	: 3対1	1・2歳児	: 6対1
3歳児	: 20対1	4歳児以上児	: 30対1

2 幼児教育・保育の完全無償化の実現

- 保育料等の無償化の対象とならない3歳未満の子どもについて、県内のほとんどの市町村で国が定める特定教育・保育施設等の利用者負担額よりも低い保育料（利用者負担額）を設定しているが、その差額は市町村負担となるため、過大な負担が生じることの無いよう財政的な支援が必要。
本県においては、本年4月から第2子以降の3歳未満の子どもに係る保育料等の無償化を行う市町村に対し、補助を行うことにより、無償化を図ったところであるが、自治体ごとの財政力に応じて子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、財政負担の大きい包括的な仕組みづくりは国において全国一律での実施を図る必要がある。
- 育児に係る経済的負担を軽減するため、本県において、本年4月から保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子を養育する世帯に対し、子育てに係る応援金等を支給する市町村に補助を行うこととしたものであるが、県及び市町村に過大な負担が生じており、財政的な支援が必要。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援室

17 高校生等の修学に対する支援

地域が活性化し、発展していくためには、将来の地域を担う人材の育成が重要です。

全ての意志ある子どもたちが、経済的な理由により進学等を断念することなく安心して教育を受けられる学びの環境を整備するため、高校生や大学生等の修学に対する財政措置について、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 高等学校等就学支援金制度の見直し・拡充

- (1) 生徒・保護者や関係機関の実情を踏まえ、事務手続きの簡素化の観点から、所得制限の基準、受給資格審査及び支給方法など、適宜制度の見直しを行うよう要望します。
- (2) 私立高等学校等の実質無償化について、その財源の確保も含めて国の責任において確実に実施するとともに、年収 590 万円以上の世帯に対する支援の充実を要望します。
また、支給月数の制限、単位制高等学校生徒に対する支給制限等の問題に対応すべく、制度の更なる拡充を図るよう要望します。
- (3) 東日本大震災津波の被災者においては、支給基準を緩和するなどの十分な配慮を行うよう要望します。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

高等学校等修学支援事業については、安定した財源の確保を図り、全額国庫負担により実施するとともに、特に低所得者層に対する奨学のための給付金については、いまだ全日制と定時制において、第1子と第2子以降との間で給付金額に大きな隔たりがあることから、その解消に向けた見直しを行うよう要望します。

3 大学等奨学金制度の拡充

高等教育の機会均等を図るため、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金の拡充など、更に制度の充実を図るよう要望します。

また、修学支援新制度について、令和6年度の機関要件の確認審査については、学校法人等の経営に係る要件の見直しにより、本県においては対象外とされる大学や専門学校が生じ、学生が給付型奨学金を受けられないおそれがあることから、地方の大学、専門学校等に対しては、地域の実情を十分に踏まえ、現状支援を受けている対象者の範囲が縮小しないよう要望します。

4 大学生等への授業料等減免制度の拡充等

(1) 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免制度について、より多くの大学生等が支援を受けられるよう、対象者の所得要件を緩和するなど、制度の充実を図るよう要望します。

また、修学支援新制度について、令和6年度の機関要件の確認審査については、学校法人等の経営に係る要件の見直しにより、本県においては対象外とされる大学や専門学校が生じ、学生が授業料等減免を受けられないおそれがあることから、地方の大学、専門学校等に対しては、地域の実情を十分に踏まえ、現状支援を受けている対象者の範囲が縮小しないよう要望します。

(2) 公立大学が独自に実施している授業料減免の財源について、地方交付税により所要額を確実に措置するとともに、今後も大学独自の制度を維持できるよう必要な財政措置の継続を要望します。

5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充等

高等学校等専攻科の生徒への授業料に係る支援については、対象者の所得要件を高等学校等就学支援金と同等の要件へと緩和するとともに、公立高等学校等専攻科の支給額を拡充するよう要望します。

また、現行制度は所要額の1/2の補助となっているが、当初の経緯から全額国庫負担での措置を要望します。

6 私立の小中学校等の生徒への就学支援の拡充等

「私立小中学校等の経済的支援に関する実証事業」の終了により、これまで支援の対象とされていた年収400万円未満相当の世帯に対する支援制度がなくなったことから、児童生徒が自らに相応しい教育の選択を世帯の経済的理由によって妨げられることのないよう、授業料軽減支援制度の対象者と支援額の拡充を図るよう要望します。

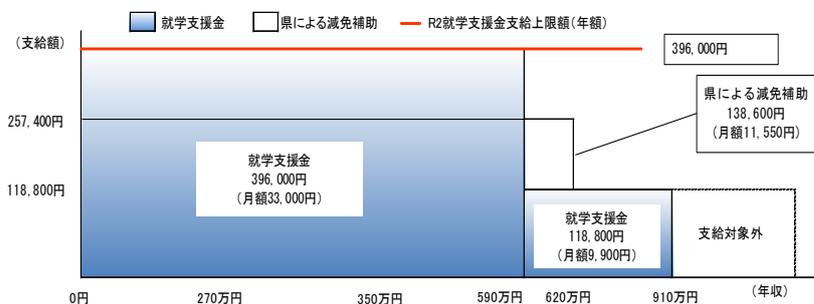
7 大学入学資格が付与される私立専修学校高等課程に対する支援の創設

大学入学資格が付与される私立の専修学校高等課程は、不登校経験者や高等学校の中退者等、高等学校卒業を希望しながらも自分にふさわしい教育環境に恵まれなかった生徒を受け入れ、高等学校に代わって教育の機会を提供していますが、高等学校と同様に就学支援金の対象となっている一方で、運営費に係る国庫補助制度がなく、普通交付税措置も高等学校とは算定方法が異なっていることから、高等学校に対する支援と同様の支援ができるよう、国庫補助制度を創設するとともに、十分な普通交付税措置を要望します。

【現状と課題】

1 高等学校等就学支援金制度の見直し・拡充

- 高等学校等就学支援金制度に係る公立高等学校の事務手続きについては、生徒・保護者の高等学校入学時に準備する書類が増加するとともに、受給資格審査等事務による県（県立学校含む。）の業務量が増加し、手続きが煩雑化。
- 家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、令和2年4月から年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化がスタートしたが、国の責任において財源を確保し、着実に実施されることが必要。



また、本県では、令和2年度から年収590万円から620万円世帯への上乗せ補助（月額11,500円）を行うなどの支援を行っているが、公私立間及び私立高等学校に通う生徒の格差を縮小するため、年収590万円以上世帯に対する就学支援金の支給額の引き上げが必要。

- 就学支援金の支給期間は、全日制で36月、定時制・通信制は48月であり、また、単位制高等学校については支給対象単位数が通算74、年間30単位まで（令和3年度及び令和4年度については年間の支給対象単位数の上限なし）となっているが、病気等やむを得ない事情により休学する等した結果、原級留置により支給月額の上限（36月（定時制・通信制の場合48月））を超過する生徒に対しても卒業するまでの支援が必要。

また、単位制高等学校において、支給対象上限単位数（74単位）は、卒業に必要な修得単位数と同数であるが、単位を修得できない科目が生じる可能性があること等から、実態として当該単位数を超えて履修する生徒がほとんどであり（平均80単位程度）、これにより支給対象上限の拡大が必要。

- 本県は復興の途上にあり、被災者の高等学校入学料・入学選考料等を東日本大震災津波の特例として免除しているところ。被災者が安心して高等学校に就学するため、授業料の負担を軽減できるよう、きめ細かな配慮が必要。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

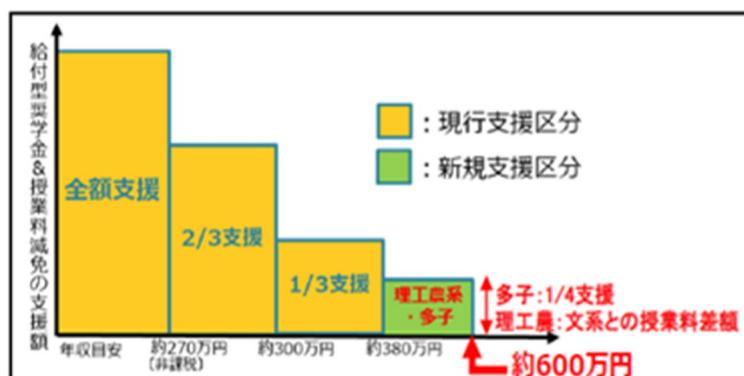
- 高等学校の授業料制度の見直しに伴い、高校修学支援として創設された奨学のための給付金、学び直しへの支援及び家計急変世帯への支援の各事業については、予算補助とされていることから、各事業を確実に実施するためには、国庫において所要額の確保が必要。

また、奨学のための給付金は、通信制課程においては、第1子と第2子以降の給付金額の差が解消されているが、全日制等については、第1子の給付額が段階的に増額されてきたものの、依然として給付金額に大きな隔たりがあるところ。

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
非課税世帯 全日制等（第1子）	117,100円	137,600円
非課税世帯 全日制（第2子以降）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

3 大学等奨学金制度の拡充

- 国が実施する大学等奨学金事業については、平成29年度に給付型奨学金制度が創設され、令和2年度からは制度が拡充されたところであるが、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、更に制度の充実を図り、安心して進学し、学業に専念できる環境を整えることが必要。
- なお、現在給付型奨学金の対象となるのは、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯とされているが、国では令和6年度より対象を中間所得層に拡充することを予定している。ただし、拡充の対象となるのが多子世帯（世帯に扶養される子どもが学生本人を含めて3人以上いること）と私立の理学・工学・農学系の学部・学科で学ぶ学生のみとなり、より幅広い対象への拡充が必要。

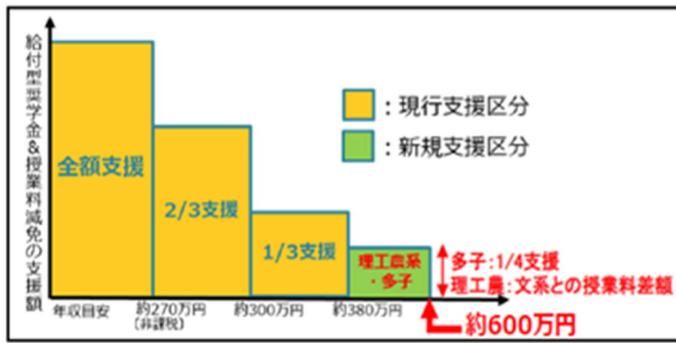


- 給付型奨学金の受給には、質の高い教育を実施する大学等を対象とするための要件が設定されており、毎年度要件を満たしているかの確認が行われているが、国では令和6年度に行う確認から経営要件の見直しを予定しており、現在給付型奨学金の対象とされている学校が見直しにより要件を満たさなくなるおそれがある。

現 行	令和6年度の要件確認から
<p>次の1と2いずれにも該当する場合は対象機関としない</p> <p>1 収支差額や外部負債の超過</p> <p>①直近3年度全ての経常収支差額がマイナスかつ</p> <p>②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス</p> <p>2 収容定員</p> <p>③直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満</p> <div data-bbox="172 862 718 1243"> </div>	<p>次の1または2のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない</p> <p>1 収支差額や外部負債の超過</p> <p>①直近3年度全ての経常収支差額がマイナス かつ</p> <p>②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス</p> <p>2 収容定員 (大学・短期大学・高等専門学校)</p> <p>③-1 直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満(専門学校)</p> <p>③-2 直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満</p> <div data-bbox="758 918 1428 1377"> </div> <p>※認定外の校数は R4 年度に本県で確認を行った私立専門学校の状況から想定</p>

4 大学生等への授業料等減免制度の拡充等

- 大学等における修学の支援に関する法律に基づき、令和2年度に創設された国の授業料等減免制度の支援対象は、非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生とされているが、制度創設以前に国の授業料減免選考基準に従って授業料減免を行っていた国立大学の中には、制度創設により所得要件が厳しくなり授業料減免の対象者が縮小した大学もあることから、制度の拡充が必要。
- なお、現在国の授業料等減免の対象となるのは、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯とされているが、国では令和6年度より対象を中間所得層に拡充することを予定している。ただし、拡充の対象となるのが多子世帯（世帯に扶養される子どもが学生本人を含めて3人以上いること）と私立の理学・工学・農学系の学部・学科で学ぶ学生のみとなり、より幅広い対象への拡充が必要。



- 授業料等減免の実施には、質の高い教育を実施する大学等を対象とするための要件が設定されており、毎年度要件を満たしているかの確認が行われているが、国では令和6年度に行う確認から経営要件の見直しを予定しており、現在授業料等減免の対象とされている学校が見直しにより要件を満たさなくなるおそれがある。

現行	令和6年度の要件確認から
<p>次の1と2いずれにも該当する場合は対象機関としない</p> <p>1 収支差額や外部負債の超過</p> <p>①直近3年度全ての経常収支差額がマイナスかつ</p> <p>②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス</p> <p>2 収容定員</p> <p>③直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満</p>	<p>次の1または2のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない</p> <p>1 収支差額や外部負債の超過</p> <p>①直近3年度全ての経常収支差額がマイナス かつ</p> <p>②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス</p> <p>2 収容定員</p> <p>(大学・短期大学・高等専門学校)</p> <p>③-1 直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満(専門学校)</p> <p>③-2 直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満</p>
	<p>※認定外の校数は R4 年度に本県で確認を行った私立専門学校の状況から想定</p>

- 岩手県立大学では、独自に、国の制度の対象とならない大学院生に対して授業料減免を行っているほか、学部学生に対して国の制度による所得要件を緩和して授業料の全額免除を行っていることから、確実な地方交付税措置が必要。

また、大学独自の授業料減免を継続するために、令和6年度以降も財政措置の継続が必要。

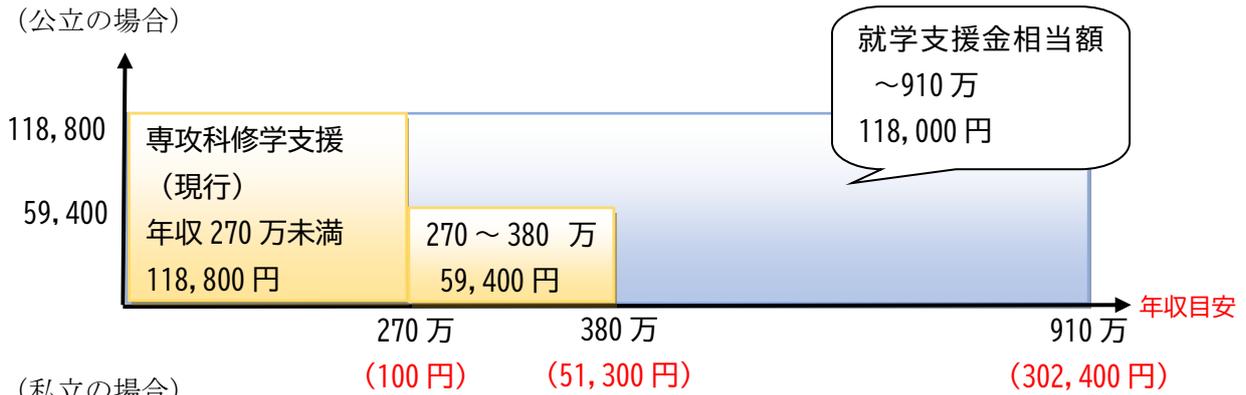
5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充等

- 高等学校等専攻科の生徒への修学支援は、令和2年度予算で支援事業が創設された。当初、授業料については、高等学校等就学支援金に相当する額を支援し、国が全額負担するスキームであったが、県予算の確定後に授業料に係る支援については所要額の1/2の補助となった経緯がある。

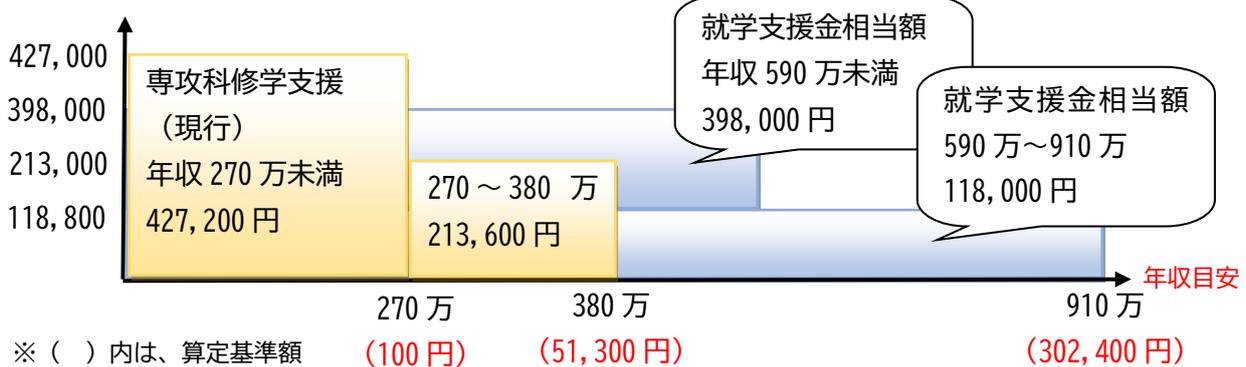
・令和5年度予算額 18,735千円（国庫1/2、県1/2）参考【うち公立分832千円】

- 専攻科についても、高等学校等制度の中にある就学支援ととらえ、対象者の所得要件緩和や高等学校等就学支援金に相当する額を支給することが必要。

（公立の場合）



（私立の場合）



※ () 内は、算定基準額 (100 円) (51,300 円) (302,400 円)

6 私立の小中学校等の生徒への就学支援の拡充強化

- 私立小中学校等に通う児童生徒が家計急変により年収が400万円未満相当になる世帯に対する支援は拡充されたものの、これまで支援の対象とされていた年収400万円未満相当の世帯に対する支援制度がなくなったことから、児童生徒が自らに相応しい教育の選択を世帯の経済的理由によって妨げられることのないよう、対象者と支援額の拡充強化が必要。

・学費負担の状況（中学校）

	入学金	授業料（月額）	初年度給付額
県平均	73,333 円	14,667 円	426,233 円

7 大学入学資格が付与される私立専修学校高等課程に対する支援の創設

- 本県においては、私立専修学校高等課程（大学入試資格付与校）が、不登校経験や発達障がいのある生徒や高等学校の中退者など、高等学校卒業を希望しながらも自分にふさわしい教育環境に恵まれなかった生徒を積極的に受け入れており、一般の学校現場ではカバーできない児童生徒にとってのセーフティネットとして機能している。
- 大学入学資格が付与される専修学校高等課程は、就学支援金の対象となっており、高等学校への在籍が難しい多様な生徒を受け入れている現状があるが、私学助成について定めた私立学校振興助成法において経常的経費を補助することができる旨の規定がなく、その運営費に対する国庫補助制度はないこと。

【参考】私立学校振興助成法

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

- また、普通交付税の算定に当たり、専修学校補助は、基準財政需要額に算定されているものと考えられるが、「人口」を測定単位としており、生徒数に比例していないため、事業に要する経費と交付税額に乖離が生じている。

【参考】本県令和5年度当初予算額

	A生徒1人あたり 助成単価（円）	B予算額 （千円）	Aのうち国庫補助 （円）	Aのうち交付税 （円）
専修学校高等課程 （大学入学資格付与）	71,920	4,603	—	—
高等学校（全日制）	350,656	2,353,954	58,156	292,500

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
ふるさと振興部 学事振興課

18 学校における働き方改革に向けた環境整備

学校教育をめぐるニーズや課題が複雑化、多様化する中、全国的に教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況となっています。

本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行、高度情報化、グローバル化の進展など、社会経済情勢が大きく変容する中において、未来を担う人材を育成するためには、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって子どもたちに向き合い、教育の質を高められる環境を構築し、学校教育の改善・充実に努めていく必要があります。

については、「学校における働き方改革」に係る取組の更なる充実に図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 部活動指導員の配置拡充等への財政支援

多様な経験・専門性を持った部活動指導員の配置を促進し、教職員の長時間勤務に支えられている現在の部活動の状況の適正化を図るため、部活動指導員の配置に対する国庫補助について、中学校への配置の拡充及び高等学校への配置について財政支援を要望します。

また、学校部活動の地域クラブ活動への移行に資する財政支援を要望します。

2 「チームとしての学校の推進」のための体制整備への財政支援

教職員を中心とした学校から、教職員が多様な専門家と連携・協働する新しい学校への転換を図るため、以下のとおり教員以外の専門スタッフ・地域人材の配置促進に資する財政支援を拡充するよう要望します。

- (1) 学校教育活動を支援する人材や教員の負担軽減を図るための教員業務支援員の配置に対する国庫補助について、対象経費の拡大及び補助率の引上げにより県の負担を軽減するとともに、今後も十分な予算措置を継続すること。

(2) スクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の学校への配置に対する国庫補助について、今後も十分な予算措置を継続すること。

3 業務量の適切な管理と教育の質の向上のための定数改善等

教員の在校等時間を国の指針等に基づく上限の範囲内とするよう業務量の適切な管理を行っていくとともに、教育の質の向上を確保しながら、学校における働き方改革を一層推進していくための環境整備が図られるよう、教員の定数改善等の人的配置の拡充を要望します。

【現状と課題】

1 部活動指導員の配置拡充等への財政支援

- 中学校への部活動指導員について、市町村における必要人数分の予算確保が課題。
- 現行の制度（中学校における部活動指導員配置事業補助金）では、中学校を対象とした財政支援が図られているが、高等学校への配置は対象外。
また、翌年度以降の事業の在り方は未定であり、計画的な部活動指導員の増員が見込めない状況。
- 県内の高等学校における教職員の部活動指導などの負担軽減は、中学校同様に喫緊の課題。
- 当該人員の配置に必要な経費のうち、共済費（社会保険料）、研修経費、募集・採用に係る経費は補助対象外。
- 民間事業者への委託など民間活力を活用した部活動指導員の配置は補助対象外。
- 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、現在は市町村において検討段階であり、活動場所への使用料、用具整備に対する備品購入費、指導者への報償費の負担等が課題。

2 「チームとしての学校の推進」のための体制整備への財政支援

(1) 学校教育活動を支援する人材及び教員業務支援員の配置

- 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）は、人員配置に必要な経費のうち、下記を補助対象外としているもの。
 - ・ 学校教育活動を支援する人材：共済費（社会保険料）、研修経費、募集・採用に係る経費
 - ・ 教員業務支援員：共済費（社会保険料）、通勤相当の交通費（旅費）、研修経費、募集・採用に係る経費
- 《県内の配置状況》
- ・ 学校教育活動を支援する人材：93人を配置予定
 - ・ 教員業務支援員：7人を配置予定
- 学校において働き方改革を確実に進めるため、教職員の負担軽減を図る教員業務支援員の配置に対する国庫補助について、現在の補助率 1/3 をさらに拡充すること。

(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- 本県では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費は、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金と、教育支援体制整備事業費補助金から補助を受けている。
- 中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）において、「チームとしての学校」理念を実現する観点から、「平成 31 年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置」等の取組が強く求められていたところ。

《「要サポート」の児童生徒の割合における沿岸部と内陸部の比較について》

年度	H30	R元	R2	R3	R4
沿岸部 (%)	12.4	13.1	13.8	14.3	14.8
内陸部 (%)	10.9	10.9	11.0	11.6	12.0

《スクールカウンセラー配置状況》

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5
スクールカウンセラー人数 (配置校数)	81人 (371/551校)	78人 (371校/545校)	77人 (361校/530校)	80人 (365校/523校)	80人 (361校/511校)	65人 (360校/491校)

※ R5は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5
配置 教育事務所	6	6	6	6	6	6
配置人数合計	18人	18人	18人	18人	19人	18人

3 業務量の適切な管理と教育の質の向上のための定数改善等

- 国では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）の一部改正を受け、令和 2 年 1 月 7 日付で「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を策定し、服務監督教育委員会が、勤務時間外における在校等時間を原則月 45 時間、年 360 時間の範囲内とするため、教員の業務量の適切な管理を行うための方針を定める旨を規定。
- 県では、法改正及び指針の策定を受け、令和 2 年 7 月に、教員の在校等時間の上限に関する条例を改正し、教員の業務量を適切に管理するための措置を定めた規則を制定。
- 教員の在校等時間を国の指針に基づく上限の範囲内とするよう、業務量の適切な管理を行っていくとともに、教育の質の向上も確保していくためには国による教員の定数改善等の人的配置の一層の拡充など学校における働き方改革を進めるための環境を整備し、各教育委員会及び学校現場による学校における働き方改革の実現に向けた様々な取組を進めていくことが必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課、学校教育室、保健体育課

19 情報通信基盤整備等への支援

超高速ブロードバンドや第5世代移動通信システム（5G）を含む携帯電話等の情報通信基盤は、地域からの情報発信や雇用創出等の地方創生を進めるためにも重要な社会基盤であるとともに、デジタル社会の進展により道路や水道、電気などと同様に県民生活や経済活動にとって欠かすことのできない重要な社会インフラとなることから、情報通信基盤の整備促進について、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 5Gの普及を促進するための支援

5Gは、人口減少が進む地方における様々な地域課題の解決や地域経済の活性化に向け、デジタル田園都市国家構想の実現のための重要な基盤であり、5Gが早期に全国展開し、その利活用が進むよう、携帯電話事業者に対する財政的支援、技術開発支援など支援制度の拡充を要望します。

2 超高速ブロードバンド等の整備及び維持管理のための支援

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の設備投資を促進するため、通信事業者が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の維持及び拡充を要望します。

また、光ファイバのユニバーサルサービス化により、民設民営で光ファイバ網を整備した不採算地域においては、新たに創設される交付金により維持管理費が支援される見込みですが、超高速ブロードバンド等の安定的な運営を図るため、公設民営で光ファイバ網を整備した場合の維持管理運営費や設備整備・更新等についても、交付金の対象とするよう要望します。

3 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

地上デジタル放送難視対策を行った共聴施設の維持管理及び老朽化に伴う更新が住民の過重な負担とならないよう、支援制度の創設を要望します。

4 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設

超高速ブロードバンド等の情報通信基盤が被災した場合の復旧費が市町村の過重な負担とならないよう、支援制度の創設を要望します。

【現状と課題】

1 5Gの普及を促進するための支援

- 5Gはデジタル田園都市国家構想の実現のための重要な基盤である。本県の5G人口カバー率は74.5%（令和4年3月末時点・全国45位）まで整備が進んでいるものの、全国と比較し基盤整備において、既に格差が生じていることから、整備格差の解消にむけ、本県における早期導入を促進するための支援を要望するもの。

2 超高速ブロードバンド等の整備及び維持管理のための支援

- 本県は、条件不利地域を多く抱え、採算面から民間主導による情報通信基盤整備が進みにくいことがこれまでの課題であったが、光ファイバの整備率は99.96%（令和4年3月末時点・全国16位）まで整備が進んできている。
- 平成31年度に創設された「高度無線環境整備推進事業」については、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備が急務である現状において、令和3年度中に市町村が希望する全ての地域で光ファイバの整備が進められたが、財政的な理由から国の補助事業を活用できず一部未整備地域を残す自治体があることから、本事業の継続とともに、不採算地域においては、財政力指数によらず一律の補助率の導入等、一部要件緩和等の拡充措置を要望するもの。
- 民設民営方式で整備した不採算地域における光ファイバ等の設備に係る維持管理費について支援する交付金制度が創設される見込みであるが、超高速ブロードバンド等の安定的な運営を図るため、公設民営方式で光ファイバ網を整備した場合の維持管理運営費や設備整備・更新等についても、支援制度を創設交付金の対象とするよう要望するもの。
- 携帯電話基地局については、国の「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」において、「居住エリア」は2023年度末までに全て解消するとなっていること、国民の安全・安心の確保の観点から「非居住エリア」のエリア化を推進することが示されているが、道路トンネルのエリア化の前提となる、電波遮へい対策の目標について、同計画では、高速道路トンネルについては100%、直轄国道トンネルについては95%の整備率の達成・維持を目指すとしており、これ以外の復興道路をはじめとした県及び市町村管理道路については明記されていないことから、これらの道路に対する電波遮へい対策の拡充を要望するとともに、維持管理に対する支援を要望するもの。

3 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

- 地上デジタル放送の難視対策を行った共聴施設等は、過疎化に伴う共聴施設の利用世帯数の減少等により維持管理や改修が困難な状況。住民の過重な負担とならないよう、共聴施設等の維持管理や改修を目的とした支援制度の創設を要望するもの

4 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設

- 情報通信基盤に係る現行の災害復旧に係る支援については、無線システム普及支援事業費等補助金により激甚災害、かつ、総務省所管の事業により整備した設備の復旧が補助対象となっているが、大規模災害による情報通信基盤の被災に備えて、恒久的な災害復旧制度の創設を要望するもの。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

20 デジタル社会の実現に向けた支援

国では「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しています。

そのためには、地方から率先してデジタル化に取り組み、地域経済の活性化や快適な暮らしの実現、持続可能な社会の構築に向けたDXの推進が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 自治体DX推進のための支援

デジタル・ガバメントの構築に向け、地方公共団体情報システムの標準化・共通化や効率化、行政手続のオンライン化等を推進するため、地方公共団体の実情を踏まえた技術的・財政的支援の充実・強化と地方財政措置の恒久化を要望します。

2 デジタル社会を支える人材の確保・育成の支援

デジタル社会の実現に向け、デジタル技術を活用して地域課題解決を図ることができる人材確保に係る総合的な調整と、人材育成を含めた財政的支援の充実・強化を要望します。

3 誰一人取り残さないデジタルデバйд対策の支援

少子高齢化が進む地方において、高齢者をはじめ全ての県民がデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタルデバйд対策やICTリテラシーの向上に向けた取組の拡充を要望します。

4 デジタル田園都市国家構想推進の支援

地域の実情に応じたデジタル実装には、調査、開発、検証等も必要となることから、対象経費を拡大し、自由度の高い交付金制度となるよう見直すとともに、交付金制度の継続を要望します。

【現状と課題】

1 自治体DX推進のための支援

- 令和4年10月7日に閣議決定された地方公共団体情報システム標準化基本方針において、地方公共団体の基幹業務システムの標準化・共通化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、2025（令和7）年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境の整備を目標としている。
- 各地方公共団体において、目標時期までに確実に取組を進めることができるよう、地域の実情を踏まえた技術的・財政的支援の確実な実施について要望するもの。
- また、各地方公共団体のデジタル化を推進するためには、上記情報システムに関連するシステムの効率化や、行政手続のオンライン化などが不可欠であるため、技術的支援の充実・強化、及び補助対象経費の拡充等について要望するもの。
- 加えて、地域社会のデジタル化を推進するため、地方財政計画に「地域デジタル社会推進費」が計上され、事業期間が令和7年度まで延長されたが、デジタル化に継続して取り組まなければならないことから、これらに要する経費の恒久化を要望するもの。

2 デジタル社会を支える人材の確保・育成の支援

- 各地域において、デジタルに関する専門的知識を生かして地域課題の解決を図ることができる人材を確保することが大変難しい状況。
- 例えば、全国知事会の「デジタル社会の実現に向けた提言」における「人材バンク」を創設するなど、小規模な自治体においてもデジタル人材の確保が可能となるような総合的な調整と、財政的支援の充実・強化を要望するもの。
- デジタル人材の確保と合わせて、専門人材を継続的に育成していく必要があることから、自治体におけるデジタル人材の育成に向けた取組に対する財政的支援の充実・強化について要望するもの。
- また、市町村における情報システムの標準化・共通化等を支援し、都道府県と市町村とが一体となって自治体DXを推進するため、都道府県及び市町村における外部専門人材（CIO補佐官等）の任用等に対する財政的支援として特別交付税措置（措置率0.7）されているが、令和7年度までの臨時費目となっていることから、令和8年度以降も必要な財源が措置されるよう充実・強化を要望するもの。

3 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けた支援

- 特に、高齢化率の高い地方においては、高齢者などのデジタル弱者に対する支援が必要。
- 国においては、デジタル活用支援推進事業による高齢者等を対象としたオンラインによる行政手続やサービス利用方法等の講習会が行われているが、広い県土で高齢化率の高い本県においては支援が行き届いていない状況にあることから、地方におけるデジタルデバインド対策やICTリテラシー向上に向けた取組の拡充について要望するもの。

4 デジタル田園都市国家構想推進の支援

- 地域の実情に応じたデジタル実装には、調査、開発、実証等も必要となることから、地方が機動力を発揮できる使い勝手のよい柔軟な交付金制度となるよう、対象経費の拡大等が必要。
- 地域のデジタル実装は、継続した取り組みが必要であることから、交付金の対象年を単年度限りとせず、恒久化するなど財政面での制度見直しについて、要望するもの。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

21 バス路線の維持確保に係る支援の一層強化

人口減少や自家用車利用の増加、新型コロナウイルス感染症の長期化等により、地方における路線バスの利用が減少し、赤字路線の廃止や減便が進行する等、その維持が厳しい状況にあります。更なる人口減少や利用者の減少、運転士の不足により、今後益々その維持が困難な状況になるおそれがあります。

特に運転士の不足は全国的に喫緊の課題となっており、賃金や労働環境の厳しさから、運転士の確保ができず、生活の足である一般路線の減便・廃止が行われている状況です。

これにより移動手段を確保することが困難な地域住民が増加し、地方における社会経済活動の衰退につながるという深刻な問題が発生し、更なる人口減少を招くという悪循環が懸念されます。

また、路線休廃止・減便の増加等を背景に、コミュニティバスやデマンド交通等への再編が加速化するなど、交通ネットワークの再構築を地域公共交通計画に基づき計画的に実施する必要性が高まっているとともに、令和7事業年度から、地域公共交通計画へのバス路線の位置づけが国庫補助の要件となります。

については、地方におけるバス路線の維持確保のため、更なる財政支援と、運転士確保の対策が必要不可欠であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における補助要件等を緩和するとともに、補助上限額を拡大するよう要望します。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、車両減価償却費補助における補助要件を緩和するよう要望します。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線や実証運行も対象とするなど補助要件を緩和するよう要望します。

- (4) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域公共交通調査等事業については、地域公共交通計画の策定が地方自治体の努力義務とされ、かつ計画への路線位置づけが地域間幹線系統確保維持費補助などの補助要件とされていることから、計画策定への支援の予算を十分に措置するよう要望します。

2 バス運転士の確保による持続的な地域公共交通の維持

- (1) 地域公共交通の維持に不可欠なエッセンシャルワーカーであるバス運転士の採用や定着が図られるよう、待遇改善を進めるための具体的な支援策を講じるよう要望します。
- (2) 地方自治体が行うバス運転士の確保策に対して、財政支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持費補助

- 1日当たり輸送量（運行回数×平均乗車密度）15人以上150人以下の広域的・幹線的路線における運行欠損額に対して補助。
- 補助の対象外となる路線は、維持確保が困難となり、地域における生活の足の確保に大きな影響を与えるほか、地域における交流人口拡大のためのツールが失われるおそれがあるため、輸送量が15人以上とされている補助要件の緩和、平均乗車密度が5人未満の場合における補助額減額（みなし運行回数カット）の見直し、他の補助路線との競合区間が50%以上ある場合における補助額減額（競合カット）の見直し、補助対象経常費用の見込み額の20分の9とされている補助上限額の拡大が必要。（令和2年度から令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の特例措置として、一部の要件を緩和）

項目	内 容
補助率	1 / 2（補助上限額：補助対象経常費用の9 / 20）
補助対象経費	補助対象年度の前々年度までの過去3ヵ年平均の「予測費用－予測収益」
運行回数	1日3往復以上
輸送量	15人以上150人以下
減額調整	みなし運行回数カット（密度カット）：平均乗車密度5人未満の場合 競合カット：他路線の一定以上競合
路線の形態	・複数市町村に跨る路線（H13.3.31時点）等

2 車両減価償却費補助

- バス事業者の車両購入に伴う費用に対して補助するものであり、新車購入が対象。
- バス事業者においては、老朽化した車両の更新を進めることが大きな課題であるが、経営環境の厳しさから新車購入費用の捻出が困難であり、補助対象に中古車を含む要件の緩和が必要。（平成27年度までは被災地特例により中古車も対象となっていたが、平成28年度に廃止）

項目	内 容
補助率	1 / 2（補助上限額：車両種別により1,200～1,500万円）
補助対象経費	車両減価償却費等（償却期間5年にわたり補助）
対象車両	・新規購入（新車） ・定員11人以上のノンステップ型車両、ワンステップ型車両等

3 地域内フィーダー系統確保維持費補助

- 地域間幹線バスと密接な地域内フィーダー路線について、市町村毎に算定される国庫補助上限額により補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。
- 過疎地域から幹線バスに接続する支線は、過疎地域と都市部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、算定方法の見直し（算定基礎単価の増額）による補助上限額の拡大を図るとともに、新たに運行を開始する路線のみならず、既存路線や実証運行も対象とするよう補助要件の緩和が必要。（令和2年度から令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の特例措置として補助上限額を拡大）

項目	内 容
補助率	1 / 2（補助上限額：市町村毎に算定）
補助対象経費	経常費用－経常収益
対象路線等	・新たに運行又は公的支援を受けるもの（新規性要件） ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするもの ・補助対象地域間幹線バス路線へのアクセス機能を有するもの ・乗車人数が2人/1回以上である路線（定時定路線型の場合に限る。）

4 地域公共交通調査等事業

- 地域公共交通計画の策定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により地方自治体の努力義務とされており、令和7バス事業年度（R6.10.1～）からは、地域間幹線系統確保維持費補助等の国庫補助を受けるための要件とされている。
- 地域公共交通計画の策定については、補助対象経費の1/2（50%）が補助上限であるが、令和5年度事業においては、国庫補助にエントリーした県を含む県内10団体のうち、県を含む4団体は1/4（25%）、6団体は0%（交付なし）の金額で内示されており、十分な補助を受けられていない状況。

項目	内 容
補助率	1/2（補助上限額：500万円又は1,500万円）
補助対象経費	地域公共交通計画等の策定に必要な経費（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）

5 バス運転士の不足について

- 地域公共交通の担い手であるバス運転士が不足し、路線の休廃止・減便に繋がっている。
令和元～令和3年度における県内乗合バス事業者の運転士採用状況

事業者	新規採用者数 (再雇用含む)	退職者数	増減
岩手県交通	76	156	▲80
岩手県北自動車	54	59	▲5
ジェールバス東北	13	22	▲9
合計	143	237	▲94

6 バス運転士の確保に係る各団体の要望状況

(1) 日本バス協会による政府予算要望（R4.8.4）

8. バス運転者の確保対策等の推進

- (1) バス事業については、運転者不足の中で運行便数や路線の縮小など厳しい状況が生じている。運転者の採用、定着、女性運転者の活用、また、運転者の待遇改善を進めるために、各種支援措置の拡充や制度の見直しをしていただきたい。
- (2) 働きやすい職場認証制度について、制度の周知を支援していただきたい。また、認証制度を取得した事業者に対する各種支援制度における優遇措置をご検討いただきたい。
- (3) 運転者確保のため、外国人材の活用について、現行制度の拡充をお願いしたい。
- (4) 自動運転バスの開発やこの実現に向けた先進安全自動車(ASV)の技術開発を推進していただきたい。

7 地域における交通の確保等について

(1) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤であるが、新型コロナウイルス感染症の影響や昨今の燃料費高騰により、一段と厳しい環境にあること、また、その将来にわたる維持・確保及び充実を図るため、地方公共団体や交通事業者の意見を踏まえ、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講じるとともに、補助制度の見直しについては、地域の実態に合うよう十分に配慮すること。また、地域公共交通の維持・確保に大きな影響を及ぼしつつある運転手不足の解消に向けた具体的な策を講じること。特に、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスではなくタクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方自治体に対して特別交付税等の財政支援をすること。

7 県内乗合バス事業者の意向（国の支援策としてどのようなものが求められるか R5.5.9 聞き取り）

(1) 岩手県交通

先般、盛岡市で補正予算措置されたような新規雇用者1名当たりの支援を希望。

【参考】盛岡市の補正予算内容（財源：コロナ交付金）

雇用促進のための事業者への支援金（雇用者1名当たり40万円）の交付
（予算額1,600万円）

- 要件
- ・R5.5.1～R5.9.30までの間の新規雇用であること。
 - ・盛岡市を運行する路線バスを有する営業所に主に勤務すること。
 - ・期限の無い雇用であること。 等

(2) 岩手県北自動車

初任給で就職先を判断することが多いので、賃金の引き上げに対する支援を希望。

22 地域公共交通の利便性向上に対する支援の 拡充・強化

地域公共交通機関におけるＩＣカード対応システムやバスロケーションシステム、無料公衆無線ＬＡＮ環境、ＭａａＳの導入は、国内観光客や訪日外国人観光客のみならず、地域住民に対する利便性やサービスを向上させ、地方における交流人口の拡大や地域の活性化が図られるほか、交通事業者においても、利用者に関するデータの活用や改札業務の軽減によるコスト削減など、効率的・効果的な運輸システムの実現が図られます。

しかしながら、これらのシステム等を導入するためには、多額の費用が必要となり、事業者の負担が大きいため、地方では導入が進んでいないのが実態です。

また、本格的な高齢化社会の到来や障がい者の自立・共生といった社会理念の浸透など、社会情勢が変化していることを踏まえ、高齢者などの足となっている鉄道の駅やバスのバリアフリー化を推進することは、高齢者などの移動や施設利用の安全性と利便性を向上させ、地域公共交通機関の維持確保を図るためにも、極めて重要です。

については、これらの課題解決に向けた支援を強化するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 ＩＣカード対応システム、バスロケーションシステム、無料公衆無線ＬＡＮ環境及びＭａａＳの導入に対する支援の拡充

全国あらゆる地域でＩＣカード対応システムやバスロケーションシステム、無料公衆無線ＬＡＮ、ＭａａＳを導入することは、観光の振興や訪日外国人観光客のインバウンド対策のみならず、地域住民の利便性の向上、さらには地域公共交通の潜在需要の掘り起こしにも大きく貢献することから、地域公共交通の利便性の向上を図る場合も対象とするとともに、補助率を引き上げる等補助制度の拡充を要望します。

2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

高齢者や障がい者が利用しやすい鉄道駅の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を図るための補助制度の拡充等を要望します。

【現状と課題】

1 ICカード対応システム、バスロケーションシステム、無料公衆無線LAN環境及びMaaSの導入に対する支援の拡充

- ICカードの導入等の整備は、地域内外の利用者に対する利便性やサービスの向上、地域振興や観光振興、交通事業者の効果的・効率的な運輸システムの実現など幅広い効果があり、現在、導入に活用できる補助金は、次のとおり。

事業名	補助対象				要件等
	ICカード	無線LAN	バスロケ	MaaS	
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）	1/3	1/3	1/3 (多言語のみ)		インバウンド対応事業として位置付けられた事業のみ補助対象※1
観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新事業）	1/2	1/2	1/2 (多言語のみ)	1/2	ICカード、無線LAN、多言語対応等を全て実施する場合のみ補助対象
地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）	1/3	×	1/2※2	1/2	日本版MaaS推進・支援の事業の一環として実施する場合のみ補助対象

※1 観光ビジョン推進東北ブロック戦略会議（事務局は東北運輸局）において策定する実施計画へ掲載する必要がある。

※2 バスロケーションシステムの基盤となる、運行情報等の交通情報のデータ化のためのシステム整備に要する経費が補助対象

- 投資費用の負担を軽減し、導入を促進するため、補助率の引上げ（1/3⇒1/2等）等補助制度の拡充が必要。

2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

- 本県における急速な高齢化率の上昇傾向を踏まえ、バリアフリー化の推進による交通弱者を含めた人々の移動や施設利用の利便性と安全性の向上による安全安心な生活の確保、これらに裏付けられた利用者数の増加及び公共交通機関の維持確保によるサイクル（循環）をつくることが必要な状況。

《鉄道関係》

- 国では、令和2年12月にバリアフリー法に基づく、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改正し、「1日3,000人以上が利用する鉄道駅」に加え、「1日2,000人以上が利用する鉄道駅で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅」についても、令和7年度までに原則全て段差解消を行うとする目標が設定されているが、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人未満の鉄道駅については、「利用者数のみならず、高齢者、障がい者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の作成状況その他の地域の実情を踏まえ、可能な限り実施。」とされている。

	1 バリアフリー化必要駅（非平面駅）	2 1のうち整備駅	3 整備率
I GR	13 駅	3 駅	23.1%
三陸鉄道	36 駅	17 駅	47.2%

《バス関係》

- 改正後の基本方針において、令和7年度末までに全国の総車両数の約80%をノンステップバスとすることが目標として掲げられている一方、本県におけるノンステップバスの導入は遅れている。（導入率は令和3年3月31日現在32.7%、全都道府県で42位）

《現在の補助制度》

- ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）について
 - 訪日外国人旅行者の受入環境整備を図ることが目的。
 - 鉄道の補助率は1/3、バスの補助率は1/4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1/2のいずれか低い方とされており、投資費用の負担を軽減し利用を促進するため、補助率の引上げ（鉄道駅 現行1/3→1/2）等が必要。
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）について
 - 鉄道及びバスの補助率は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金と同様であるが、公共交通のバリアフリー化促進のためにも、補助率の引上げ（鉄道駅 現行1/3→1/2）等が必要。
- ・ 鉄道駅総合改善事業費補助
 - 経営体力がなく利用者数が2,000人未満の鉄道駅を複数抱える第三セクター鉄道においてもバリアフリー化が推進できるよう、利用者数に着目するだけでなく急速に高齢化が進む地域の事業を積極的に採択する等、柔軟な補助採択が必要（令和4年度から補助率は1/3から1/2に引上げされた）。

《65歳以上人口の割合》

地 域	平成27年 (2015年)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
全 国	26.6	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8
岩手県	30.4	33.5	35.6	37.3	38.8	41.2	43.2

出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

23 地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援

JR 線をはじめとしたローカル鉄道は、地域住民の移動手段としてのみならず、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。

国では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に、地方公共団体又は鉄道事業者からの要請に基づき国が協議会を設置し、ローカル鉄道の再構築について協議する仕組みを盛り込んだところですが、沿線では、新たな協議の仕組みによって、地域にとって重要な鉄道を廃止する議論が進められるのではないかとの懸念が生じています。

JR 各社のローカル線のみならず、三セク鉄道等を含む全国的な鉄道ネットワークは、国が掲げる国土強靱化や地方創生等を推進する観点からも重要であり、国が国策としてその維持を図るべきであると考えます。

については、鉄道ネットワークの維持が図られるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援

- (1) 鉄道ネットワークを国の交通政策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すよう要望します。
- (2) JR による鉄道ネットワークは、国鉄改革時に当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保されるよう制度設計された経過に鑑み、地方にその負担を押し付けることなく、国鉄改革の実施者である国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うよう要望します。
- (3) 鉄道ネットワークは全体として維持されるべきものであり、路線ごとに採算を合わせる必要はないことから、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設するよう要望します。
- (4) JR 各路線の先には三セク鉄道が存在しており、各路線の連続性が損なわれると三セク鉄道の経営にも大きな影響が予想されることから、当該路線だけでなく、それに接続している三セク鉄道などの路線への影響なども視野に入れた支援を行うよう要望します。
- (5) 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設【地域公共交通活性化再生法】

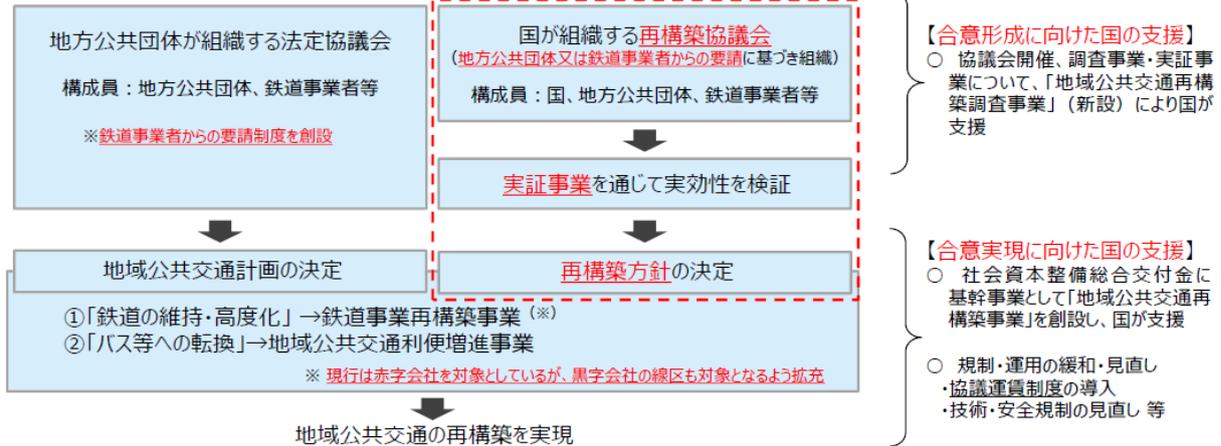
背景・必要性

- 人口減少やマイカーへの転移、都市構造やライフスタイルの変化など、ローカル鉄道を取り巻く環境は大きく変化。
- 民間事業者任せにしている、利便性と持続可能性の高い地域公共交通を維持していくことが困難になりつつあり、沿線自治体を含む関係者が一丸となって望ましい地域公共交通の在り方を議論する必要。

概要

- 地方公共団体又は鉄道事業者は、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な線区（特定区間）について、国土交通大臣に「再構築協議会」の組織を要請。
- 国土交通大臣は、関係地方公共団体に意見を聴取し必要と認める場合、再構築協議会を組織。

【ローカル鉄道の再構築のフロー】



2 「新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」について

平成 13 年に JR 本州三社が旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の対象から除外されたことから、国鉄改革の趣旨を踏まえた事業経営の確保のため、国土交通大臣は、法附則第 2 条に基づき、JR 本州三社が踏まえるべき事業経営の指針を策定、公表（国土交通省告示第 1622 号（平成 13 年 11 月））

○指針〔配慮すべき事項〕の主な内容

- ・ 国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえて、現に営業する路線を適切に維持
- ・ 路線を廃止しようとするときは、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を地方公共団体及び利害関係人に対して十分に説明

3 「地域が必要とする JR ローカル線の維持に向けた要望」の概要

【要望の概要】

- (1) 日 時 令和 4 年 12 月 16 日（金）
- (2) 場 所 対面
- (3) 提言先 齊藤鉄夫国土交通大臣（当日対応者は吉岡幹夫国土交通省技監）ほか
- (4) 参加者 岩手県副知事、宮古市長、八幡平市長
- (5) 要望者 岩手県、盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、滝沢市、西和賀町、住田町、洋野町（1 県 12 市 3 町）
- (6) 提言内容
 - ・ 地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
 - ・ 赤字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。
 - ・ 地域が実施する利用促進の取組に対する財政面での支援を行うこと。

24 快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進

人々がふるさとで暮らし続けるためには、「岩手に住みたい」という人々の願いに応えられる豊かな岩手を作り上げることが重要です。しかし、本県の汚水処理人口普及率は、全国平均を大きく下回っている状況です。

ついては、都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境を創出するため、汚水処理県構想に掲げる汚水処理施設の整備目標等の達成に向けて必要な予算を措置するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 下水道整備事業の推進

市街地における快適で豊かな居住環境を創出するため、下水道施設の整備や効率的な運営計画に基づく取組の推進について、引き続き必要な予算を措置するよう要望します。

2 農山漁村地域整備交付金及び漁村整備事業の予算措置

農山漁村の快適な生活環境を整備するため、農山漁村地域整備交付金及び漁村整備事業について、引き続き必要な予算を措置するよう要望します。

3 循環型社会形成推進交付金の予算確保

中山間地域など家屋が点在している地域の快適な生活環境を整備するため、循環型社会形成推進交付金について、引き続き必要な予算を確保するよう要望します。

また、浄化槽の整備促進を図るため、浄化槽整備推進事業（個人設置型）の助成率の引上げなどの財政的支援を要望します。

【現状と課題】

- 本県では、平成 29 年度に汚水処理の県構想「いわて汚水処理ビジョン 2017」を策定し、汚水処理施設の整備等を推進。
- 本県の汚水処理人口普及率は、令和 3 年度末時点で 84.4%と全国平均（92.6%）を大きく下回っており、本ビジョンでは令和 7 年度末までに 91.0%とする目標を設定。
- 広大な県土の中に多くの中山間地域を抱え、小規模な集落が広範囲に点在する本県にあって、都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境の創出に向けた汚水処理施設の整備を計画的に進めるためには、浄化槽の整備が不可欠。
- 浄化槽設置整備事業（個人設置型）は、設置に要する経費への行政負担は 4 割（国、県、市町村がそれぞれ 3 分の 1 ずつ補助）となっており、個人負担が 6 割と大きいことが、普及が進まない要因。
- 個人負担を軽減し、普及率の向上を図るため、浄化槽設置整備事業（個人設置型）を実施している 27 市町村のうち 19 市町村（約 7 割）が、独自に本体設置費のかさ上げ補助を実施しているが、市町村の財政的負担が大きい状況。そのため、助成率の引き上げなどの財政的支援が必要。

《浄化槽本体の設置に係る経費の負担額》

（単位：千円）

浄化槽	5 人槽	7 人槽	10 人槽
4 割 助成額（国・県・市町村）	352	441	588
6 割 市町村かさ上げ補助額	23～440	53～551	67～735
個人負担額	90～507	112～610	147～815
10 割 本体設置費 合計	882	1,104	1,470

《主な交付金の配分状況》

（国費：百万円）

交付金名	R3 当初	R4 当初	R5 当初	備考
社会資本整備総合交付金※1	2,738	2,466	2,537	R5 要望額に対する内示率 86%
農山漁村地域整備交付金※2	289	295	292	
漁村整備事業※3	102	46	50	R3 当初から補助事業が創設
循環型社会形成推進交付金※4	233	239	275	

※1 下水道事業のみ

※2 集落排水事業のみ

【集落排水事業県配分額内訳】

漁業集落環境整備事業： R3 当初 0 百万円、R4 当初 11 百万円、R5 当初 13 百万円

農業集落排水事業： R3 当初 289 百万円、R4 当初 284 百万円、R5 当初 279 百万円

※3 漁業集落排水事業のみ

※4 浄化槽整備事業のみ

【県担当部局】 県土整備部 下水環境課
農林水産部 漁港漁村課

25 自然公園等の施設整備の促進

みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園や、国立公園満喫プロジェクトのモデル公園である十和田八幡平国立公園などは、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、国内外の利用者の拡大が期待されています。

今後、自然公園等の施設の保全・再整備を計画的に行う必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

自然公園等の施設の保全・再整備を計画的に行うため、施設整備に要する費用に対して、十分な予算を確保するよう要望します。

2 環境省直轄による自然公園の施設整備の実施

国立公園における施設整備については、国と地方の役割分担を踏まえたうえで、環境省が実施する直轄事業においても、地域の意見を十分に反映するよう要望します。

【現状と課題】

1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

- 本県は、広大な面積を擁し、その中に2つの国立公園（十和田八幡平、三陸復興）、2つの国定公園（栗駒、早池峰）、三陸海岸を縦走する長距離自然遊歩道「みちのく潮風トレイル」、東北自然歩道「新・奥の細道」を有しており、その適正な利用が図られるよう施設の整備が必要。
- 本県では、自然環境整備交付金（補助率：45～50%）を活用し、老朽化施設や災害により被災した施設の計画的な保全・再整備に努めてきたところであるが要望額に対し十分な予算措置が行われない年度については、整備計画の縮小、遅延を余儀なくされている。

〔年度別当初予算内示率〕

平成29年度 63.5%、平成30年度 47.9%、令和元年度 100%、令和2年度 100%、令和3年度 60.2%、令和4年度 57.2%

- 三陸復興国立公園、十和田八幡平国立公園や県内2つの国定公園には、老朽化している登山道や避難小屋、転落防止柵、トイレなどの自然公園施設が多くあることから、国内外からの観光客の受入体制に対応した保全・再整備を計画的に進めていく必要がある。

このことから、施設整備に要する費用に対して、国による十分な財政支援が必要。

2 環境省直轄による自然公園の施設整備の実施

- 十和田八幡平国立公園の三ツ石山周辺（第1種特別地域に該当）は、近年、紅葉時期を中心にオーバーユース状態になっており、トイレの混雑や登山道における野外し尿、登山道の荒廃などが生じている。多様な関係者と連携した、広域的な保全の取組が必要と考えられるが、現状は、地域意見の聴取や調整をする場がない状況にある。これらへの対応に当たっては、地域の意見を十分に反映出来る体制が必要。

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課

26 文化・スポーツの振興

ラグビーワールドカップ 2019™大会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「両大会」という。）は、世界中から日本への注目を高めるとともに、県内市町村では、両大会の出場国等との交流が行われてきました。

この両大会を契機として生まれた新たな絆を生かし、大会終了後も地域振興につなげていくため、交流を発展させる必要があります。

一方で、文化芸術・スポーツ団体等においては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきたところであり、活動の場を再開・継続できるよう、文化・スポーツへの人々の関心を高めていくことが重要となっています。

両大会の開催の成果や今後行う大規模スポーツイベントなどを生かした地方の文化・スポーツの振興に向けた取組への支援等について、財政面も含めた総合的な支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方のスポーツ振興の取組への支援

両大会開催のレガシーを生かした人的・文化的な交流の発展につながるよう、両大会の出場国等との交流の取組に対する支援を継続・充実するよう要望します。

また、地方で実施する選手強化、指導者やボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進、大規模スポーツイベントの開催、スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組等、地方の創意工夫あるスポーツ振興の取組を継続的に支援するよう要望します。

加えて、子どものスポーツ活動の機会を確保・充実させるため、地域の実情に応じて休日の部活動の段階的な地域移行が円滑に進むよう、指導者の確保や保護者等の費用負担など、受入団体の体制整備に要する新たな財政支援を充実するよう要望します。

2 地方の文化振興の取組への支援

地域における文化財等の保存・継承・活用や地方の特色を生かした芸術祭の開催など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方のスポーツ振興の取組への支援

- ラグビーワールドカップ 2019™大会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催のレガシーを生かした人的・文化的な交流の発展につながるよう、両大会の出場国等との交流の取組に対する支援の継続・充実が必要。
- 選手強化や指導者・ボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進等に関する講師派遣や研修会の開催、大規模スポーツイベントの開催、スポーツコミッションによる大会・合宿の誘致など官民が連携して行う分野横断的な取組など、地方におけるスポーツ振興の取組に対する支援が必要。
- 地域の実情に応じて休日の部活動の段階的な地域移行が円滑に進むよう支援が必要。

(現行制度)

- ・ 特別交付税（ホストタウンに要する経費）
 - 対象：両大会の出場国等との交流の取組に対する支援
 - 課題：令和4年度において特別交付税措置が継続されたものの、両大会のホストタウンとの交流を継続、拡大するため、交付税措置の継続または補助金制度等による継続的な支援が必要。
- ・ 競技力向上事業（スポーツ庁）
 - 対象：地方で実施する選手強化、指導者やボランティア等の人材育成
 - 課題：支援対象が中央競技団体に限られていることから、地方公共団体等が事業実施に対応できるよう、補助対象を拡大する等の制度の充実が必要。
- ・ 障害者スポーツ推進プロジェクト（スポーツ庁）
 - 対象：障がい者スポーツの推進
 - 課題：インクルーシブスポーツの全県への普及に向けて複数年に渡る事業継続が必要であるが、単年度事業であることから、複数年事業に対応できるよう、継続的な支援が必要。
- ・ 体育・スポーツ施設整備（学校施設環境改善交付金）（スポーツ庁）
 - 対象：老朽化施設の維持修繕費用
 - 課題：安全なスポーツ施設の環境整備の促進を図る必要があるが、支援の対象が限られていることから、補助対象範囲を拡大する等の制度の充実及び継続的な支援が必要。
- ・ 地方スポーツ振興費補助金（スポーツ庁）
 - 対象：大規模スポーツイベントの開催
 - 課題：国民体育大会開催事業費等の支援が行われているところであるが、支援の対象が限られていることから、他の競技においても、地方公共団体が事業実施に対応できるよう補助対象を拡大する等の制度の充実が必要。
- ・ 地域スポーツ連携・協働再構築推進プロジェクト（スポーツ庁）
 - 対象：スポーツコミッション等の官民が連携して行う横断的な取組
 - 課題：支援の対象件数及び事業年数が限られていることから、補助対象件数の拡充及び継続的な支援が必要。
- ・ 地域スポーツクラブ活動体制整備事業等（スポーツ庁）
 - 対象：中学校の休日の部活動の地域移行に要する経費
 - 課題：休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実証事業を実施する経費に限られていることから、地域移行を円滑に進めるために、指導者となる人材の量及び質の確保、地域指導者への謝金、交通費や会費など新たに生じる保護者等の費用負担など、受入団体の体制整備等に要する費用への新たな財政支援が必要。

2 地方の文化振興の取組への支援

- 地域の文化財等の地域資源を活用した地域活性化、復興支援等を通じて深まった著名な芸術家との交流や国際音楽祭などの文化イベントの展開などによる交流人口の拡大など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化することが必要。

(現行制度)

- ・文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業等）（文化庁）

対象：各地に所在する有形・無形の文化資源を、継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援

課題：本県が活用している地域文化財総合活用推進事業など、事業のメニューによっては、地方の要望額に対応する十分な財源が確保されていない場合もあることから、地域における文化財等の保存・継承・活用の取組が促進されるよう、財源の確保・継続的な支援が必要。

- ・文化資源活用委託費（日本博 2.0 を契機とする文化資源コンテンツ創生事業／最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業）（文化庁）

対象：最高峰の文化資源を対象に、地域や文化資源の特性を踏まえて、来場者目線で更に磨き上げる様々な取組を支援

課題：これまで、県内においても「日本博」の事業を活用した取組が行われているところであるが、令和6年度以降もこのような取組が引き続き展開されるよう、継続的な支援が必要。

(参考1)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン登録状況

- ①ホストタウン：8市町（盛岡市、宮古市、遠野市、八幡平市、岩手町、紫波町、西和賀町、一戸町）
- ②復興ありがとうホストタウン：14市町村（宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、矢巾町、大槌町、山田町、野田村）
- ③共生社会ホストタウン：3市町〔再掲〕（遠野市、陸前高田市、一戸町）

(参考2)

全国知事会文教・スポーツ常任委員会による令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
(令和4年7月、関係部分抜粋)

1 教育施策の推進について

(14) 子どものスポーツ・文化活動の機会を確保・充実させ、学校の働き方改革等を踏まえた部活動改革を行うには、地域部活動の運営主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材確保、指導者の処遇改善等、地域でスポーツ・文化活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これに必要な取組を推進するとともに財政措置を講ずること。

また、国において、地域移行の必要性、目的、スケジュール等について広報を行うとともに、地方における移行の手順や具体的な取組み内容を早急に例示するなど、地域の実情に応じて部活動の地域移行が円滑に進むよう支援すること。

加えて、教員が地域の団体等でスポーツ指導に従事する場合の兼職兼業の運用について指針を示すこと。

さらに、家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保するには、地域の団体等に支払う会費など、新たに生じる保護者等の費用負担の課題も大きく、経済的に困窮する家庭の生徒に対して支援する等、国の責任において必要な財政措置を講ずること。

3 地域における文化芸術の振興について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公演の中止など大きな影響を受けた文化芸術関係者・団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を充実・強化すること。

新たな文化の創造や地域に根ざした歴史文化の保存継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動の継続を支援すること。

地域における文化芸術や歴史文化資源の情報発信の拠点であり、文化観光の拠点ともなる文化会館及び博物館等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化、収蔵能力の拡大、長寿命化など機能向上につながる施設の整備・充実並びにPPP/PFI手法の導入に必要な財政支援を拡充すること。

4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的なスポーツイベントの開催効果及びレガシーの全国への波及・継承について

- (1) ワールドマスターズゲームズ関西や第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)・第5回アジアパラ競技大会など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分に講じた上で、スポーツイベント開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、高齢者や障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。さらに、ホストタウンの取組をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際大会のレガシー(遺産)を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

5 スポーツを生かしたまちづくりの推進について

- (1) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、国際的なスポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。

- (2) 健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援について、高齢化の一層の進行を見据え更に充実・強化すること。

また、障害者スポーツの裾野拡大と競技力向上を図る観点から、障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進するとともに、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うこと。

(3) 通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。

さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことができるよう、誰もが参加できる機会を「つくる」取組や、様々な人が「あつまり、ともに、つながる」ことができる取組、「誰もがアクセスできる」取組に対する支援を強化すること。

(4) スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、eスポーツの振興、ICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化スポーツ企画室、文化振興課、スポーツ振興課

27 女性の活躍推進事業への支援の拡充

少子高齢化により生産年齢人口の減少が進む中で、女性の活躍が地域の活性化や東日本大震災津波からの復興の推進に重要であること、また新型コロナウイルス感染症の長期化により顕在化した孤立や生活困窮などに加え、物価高騰により更なる困難に直面している女性に対し、引き続き支援が必要であることから、国による女性活躍推進を継続して実施するための財政支援と女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進などの強化について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 女性の活躍推進事業等への支援の継続

女性活躍推進法に基づく協議会である「いわて女性の活躍促進連携会議」などを中心として、女性の活躍推進の取組を継続して進めていくため、また女性の就労確保や所得向上につながるデジタルをはじめとする成長分野での活躍支援や、孤立や生活困窮などの様々な困難を抱える女性に寄り添った支援を継続するため、財源の確保が必要であり、令和6年度以降も「地域女性活躍推進交付金」による十分な財政措置が継続されるよう要望します。

2 女性の活躍支援制度等の拡充

女性活躍の更なる推進に向けて、国民全体の一層の理解が不可欠であることから、国が先頭に立って意識啓発を強化するとともに、中小企業など、より多くの企業において一般事業主行動計画が策定されるよう国からの働きかけや財政支援を要望します。

【現状と課題】

- 県では、平成26年度に設置した「いわて女性の活躍促進連携会議」と連携し、女性が活躍できる職場づくりや女性のネットワークづくりのためのセミナー等を実施しているほか、県独自の「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及啓発を通じて、国の「えるぼし認定」につながるようステップアップを図っており、「えるぼし」認定数は、令和4年12月末現在、東北1位、事業所に占める割合は全国2位と成果が現れてきているが、さらなる高みを目指した取組が必要。

また、孤立や生活困窮などの様々な困難を抱える女性に寄り添った支援を実施するため、令和3年7月に「いわて女性のスペース・ミモザ」を設置し、相談窓口の開設・居場所づくり・女性用品の提供を行っているほか、岩手県男女共同参画センターにおいて就労セミナーを実施している。

ミモザの令和4年度の相談件数は延べ937件となるなど、寄り添った支援により女性の安心感の醸成や課題の解決に向けた糸口に結び付いており、継続した取組が必要。

なお、令和5年度からは、女性の就労や所得向上につなげるため、成長が見込まれるデジタル分野での女性のための就業促進セミナーを新たに実施する予定としている。

これらの取組に国の地域女性活躍推進交付金を活用しており、令和元年度～4年度は減額内示されたが、令和6年度以降も事業を継続・拡充して実施するためには、同交付金による十分な財政措置が必要。

(単位：千円、%)

	公募申請額	内示額	率
R1	10,863	8,243	75.9
R2	8,052	6,741	83.7
R3	20,724	17,874	86.2
R4	20,659	12,719	61.6
R5	18,316	18,316	100.0

- 地域女性活躍推進交付金について次のとおり拡充が行われてきたところ。
 - ・ 令和3年度から、地方自治体が、新型コロナウイルス感染症の影響の下で不安を抱える女性に寄り添った相談支援等をNPO法人等に委託した場合に、国の補助率を1/2から3/4に引き上げる支援策を追加（つながりサポート型メニューの拡充）。
 - ・ 令和4年度からは、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援策において女性用品の提供を行えるよう拡充（寄り添い支援型プラス）
 - ・ 令和5年度からは、女性デジタル人材や女性起業家を育成するための事業について、国の補助率を1/2から3/4に引き上げる支援策を追加

- 令和4年4月に施行された改正女性活躍推進法において、一般事業主行動計画の策定が義務付けられる事業主の範囲について、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものから100人を超えるものへと拡大されることとなったところ。本県の場合、同法で一般事業主行動計画が「努力義務」とされる常時雇用する労働者が100人以下の企業が大多数を占めることから、こうした中小企業における一般事業主行動計画策定に向けた働きかけや支援が必要。

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

28 地域医療再生のための総合的な政策の確立

今日、地域においては保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められています。病院勤務医師の不足は一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

医師偏在指標により、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされているところであり、医師の不足や都道府県間の偏在を根本的に解消し、地域医療の再生を図るため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現するよう要望します。

医師偏在指標によって、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされているところであり、地域の医療提供体制を維持していくためにも、医師の不足や医師偏在の根本的な解消が強く求められているところです。

地域医療のあるべき姿を実現するため、県境を越えた医師の適正な配置調整、保険医に対する医師少数区域の医療機関への勤務の義務付け及び医師少数区域での勤務経験を管理者要件とする病院の対象範囲の拡大など、国を挙げた実効的な施策を直ちに実施するよう要望します。

【現状と課題】

- これまでの地域医療行政は、救急医療、へき地医療、周産期医療といった分野ごとに、個別の課題に対応した方策がとられてきたが、現状において、医師の地域偏在、診療科偏在が進む中、従来のような個別の方策では地域医療の確保が困難な状況。
- 本県では、平成 23 年に「地域医療基本法（仮称）」の草案を作成し、首都圏でのシンポジウムの開催、有識者と知事の対談、知事による PR 動画の作成、新聞・雑誌やインターネットを通じた広報活動を実施するなど、持続可能な医療体制の構築に向けた情報発信を行っているところ。
- 今般、令和 2 年 12 月末時点のデータを用いて算出した医師偏在指標（暫定値）が国から示され、本県の指標の数値（182.5）が全国で最も低く、引き続き医師少数都道府県と位置付けられたほか、宮城県を除く東北各県や新潟県なども医師少数県に位置付けられ、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされたところ。

医師偏在指標による都道府県順位（40～46 位）

順位（前回）	都道府県	医師偏在指標
40（40）	山形県	200.2
41（41）	秋田県	199.4
42（44）	埼玉県	196.8
43（42）	茨城県	193.6
44（43）	福島県	190.5
45（46）	新潟県	184.7
46（45）	青森県	184.3
47（46）	岩手県	182.5

※ 前回、岩手県と新潟県は同値で最下位であること。

- 奨学金養成医師の県内従事者については、200 人の見込みに対して 16 人少ない 184 人、即戦力医師招聘数については、30 人の見込みに対して 9 人少ない 26 人となり、医師確保計画の令和 4 年度確保見込み数 235 人を 25 人下回る 210 人となる見込み。

〔医師確保の見込み・実績〕

（単位：人）

年 度	H28 （現状値） （c）	医師確保計画・計画期間				確保 見込み （d - c）
		R 2	R 3	R 4	R 5 (d)	
見込み（a）	32	169	202	235	266	234
（内訳） 養成医師県内従事者数	26	144	172	200	226	200
即戦力医師招聘数（累計）	6	25	30	35	40	34
実績（b）	—	157	190	210		
（内訳） 養成医師県内従事者数	—	134	165	184		
即戦力医師招聘数（累計）	—	23	25	26		
比較増減（b-a）	—	△12	△12	△25		
（内訳） 養成医師県内従事者数	—	△10	△7	△16		
即戦力医師招聘数（累計）	—	△2	△5	△9		

29 医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等

東日本大震災津波による被災前から医師不足であった本県は、震災による未曾有の被害により、沿岸部をはじめとして、これまでも増して医師が不足する状況となっており、国が公表した医師偏在指標においても、本県の指標の数値が全国最下位になるなど、本県の医師不足が際立っている状況にあります。このような状況を改善し、平成27年度に策定した岩手県地域医療構想を実現するためにも、各構想区域において医師をはじめとした医療従事者の確保を重点的に進めていく必要が生じています。

また、近年の保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、さらには、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされておりますが、地方の病院における医師確保や救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

については、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数の一部については、令和元年度の医学部定員を超えない範囲で、令和6年度まで暫定措置が継続される方向性が示されていますが、医師の絶対数が不足している医師少数県については、地域医療を維持・確保するため、医師養成数増を恒久的な措置とするよう要望します。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

本県唯一の医育機関であり、かつ私立大学である岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、多額の財政負担が生じていることから、財政支援の更なる拡充を要望します。併せて、地域医療介護総合確保基金については、医療従事者の確保に関する事業を確実に実施できるよう、事業区分間での配分額の調整を可能とするなど、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう要件の緩和を要望します。

3 医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消

医師偏在指標により明らかとなった都道府県間の医師偏在の状況を改善するため、医師少数区域等での勤務経験を管理者要件とする病院の対象拡大を検討いただくとともに、都道府県間の医師の派遣調整等の仕組みづくりなどの支援策の充実を要望します。また、二次医療圏内で分娩に対応できない圏域が生じるなど、周産期医療を取り巻く状況は厳しさを増しており、小児科及び産科の相対的医師不足地域等における医師確保を支援するため、小児医療の充実に資する小児医療施設設備整備事業等の拡充や診療報酬の改定など、当該診療科の医師不足の解消につながる施策を充実するよう要望します。

【現状と課題】

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

- 岩手医大医学部の定員は80名から130名へと拡充されており、増員50名のうち15名は恒久化され、うち暫定措置が延長された地域枠を含む35名は令和元（2019）年度までの措置とされていたが、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、令和2～4年度について認可を受けた臨時的な定員数を上限とする再度の増員申請が認められ、令和5年度については歯学部振替枠を廃止のうえ、地域の医師確保又は診療科偏在対策に有用な範囲に限り令和2～4年度と同様の範囲で増員申請が認められた。令和6年度については、令和5年度の臨時定員と同様の方法で設定する取扱いが示された。
- 岩手医科大学は、本県において唯一の医育機関であると同時に医師の派遣元でもあり、県立病院など地域医療を支える多くの医療機関は岩手医科大学からの医師派遣に依存している状況。
- 令和7年度以降については、「第8次医療計画等に関する検討会」における議論の状況を踏まえ検討する必要があるとしているが、岩手医科大学の医学部定員35名の増が延長されない場合、地域に必要な医師の確保が一層困難となることから、現行の医学部定員増を恒久的な措置とし、継続的な医師確保を図ることが必要。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

- 令和5年度の本県医師奨学金制度に要する費用は1,223百万円のうち643百万円が地域医療介護総合確保基金である。
- 地域医療再生基金事業が平成29年度で終了し、平成30年度以降は地域医療介護総合確保基金を活用することとしたものの、一般財源による財政負担が増加。

- 本県では、地元大学に進学した者のみでは、医師不足の解消に必要な医師養成を行うことが困難であることから、県外大学進学者も含めて全国最大規模の55名の貸付枠による奨学金事業を行っているところであり、十分な基金財源等の安定的な確保が必要。

3 医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消

- 平成30年の医療法の改正により、都道府県が医療計画の一部として医師確保に関する事項を定めることとされ、国のガイドライン等を踏まえて令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定したところ。
- 令和6年度以降の医師確保計画は、次期岩手県保健医療計画と一体的に策定が行われるが、国の医師確保計画策定ガイドラインの改正を踏まえ、暫定値として令和2年12月末時点のデータを用いて算出した医師偏在指標が国から示されたもの。
- 国が示した医師偏在指標（暫定値）では、本県の指標の数値（182.5）が全国で最も低く、引き続き医師少数都道府県となり、県内では盛岡及び二戸以外の7圏域が医師少数区域となるもの。
- 本県における指標の算定では、従来の人口10万人対医師数に、圏域間の患者の流出入のほか、患者の受療動向（高齢者率高い）や医師の年齢構成（若手医師少）などの要素が加味されたため、従来の医師数の単純比較より、更に指標の数値を押し下げる要因となっている。
- 現行の奨学金制度による養成医師の配置は平成28年度から始まり、各年度当初の配置数は、平成28年度が16名、平成29年度が25名、平成30年度が42名、令和元年度が53名、令和2年度が84名、令和3年度が104名、令和4年度が122名、令和5年度が151名と、年々着実に増加している。
- 特に医師不足が深刻な状況にある沿岸・県北地域への配置についても、平成28年度の7名から令和5年度見込みの61名と、着実に増えているところ。

[奨学金養成医師の配置状況]（各年度4月1日時点）

年度		二次医療圏別											配置先調整中	合計
		盛岡	岩手中部	胆江	両磐	内陸計	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸	県北沿岸計		
H28	配置数	3	3	3	0	9	2	1	1	2	1	7		16
	地域割合					56.3%						43.8%		
H29	配置数	5	6	6	2	19	1	0	3	1	1	6		25
	地域割合					76.0%						24.0%		
H30	配置数	9	10	6	6	31	2	1	3	2	3	11		42
	地域割合					73.8%						26.2%		
R1	配置数	13	10	6	4	33	4	3	3	7	3	20		53
	地域割合					62.3%						37.7%		
R2	配置数	23	18	6	5	52	8	1	7	9	7	32		84
	地域割合					61.9%						38.1%		
R3	配置数	24	22	6	7	59	9	4	13	11	8	45		104
	地域割合					56.7%						43.3%		
R4	配置数	28	20	8	12	68	9	11	13	9	12	54		122
	地域割合					55.7%						44.3%		
R5	配置数	38	26	13	13	90	14	15	10	9	13	61		151
	地域割合					59.6%						40.4%	0.0%	

- また、全国的に医師の不足が深刻化している産科及び小児科について診療科個別の偏在指標が公表され、産科及び小児科とも相対的医師少数都道府県となり、圏域別では、産科が岩手中部・胆江・両磐及び気仙・釜石が相対的医師少数区域、小児科が岩手中部、胆江、両磐、宮古、釜石が相対的医師少数区域となったもの。
- なお、産科・小児科の医師不足のため、令和3年10月から県立釜石病院での分娩取扱いを休止し、隣接する二次医療圏（同一周産期医療圏内）の県立大船渡病院に集約された。
- また、胆江医療圏においては、4月から産科診療所での分娩取扱いの中止となったことから、令和4年2月に岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏連絡会議を開催し、胆江地域における妊婦の方が県南周産期医療圏内で確実に出産を行うことができること、周産期医療圏内の妊婦健診等を実施する地域の診療所と、分娩を行う医療機関が連携して、安心、安全な出産ができる環境を確保していくことを確認。
- 産科・小児科・病院勤務医の負担軽減のための医療機関への運営費を補助（医療介護基金）。
- 小児医療施設設備整備事業（国庫補助）により岩手医科大学 NICU の設備整備を行っているが、小児科の医師不足の解消につながる小児医療の充実を図るためには、①事業予算額の拡大、②補助率のかさ上げ、③補助基準額の増額など当該事業の充実が必要。
- これまでの診療報酬改定において報酬点数は充実※されたものの、産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策の一層の充実が必要。
 - ※ 生体検査・処置等に係る小児加算の見直し（H28）、入退院支援加算への小児加算の新設等（H30）

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

30 病院事業に係る地方財政措置の拡充

本県の県立病院事業は、民間医療機関の立地が困難な過疎地域等における一般医療、救急・小児・周産期・感染症・精神等の不採算、特殊部門に関わる医療の提供、民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点等の幅広い機能を担っており、診療報酬の増額によってもなお公立病院運営に要する費用が不足するため、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、地方財政措置の拡充を次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

診療報酬の増額によってもなお不足する公立病院運営に対する地方財政措置を拡充するよう要望します。

2 医師確保困難地域に対する地方財政措置の拡充

医師確保対策については、平成21年度から医師の勤務環境改善のため地方財政措置が拡充されたところですが、本県が実施している県北沿岸など医師確保困難地域の勤務医師への手当加算制度など必要な処遇改善に対して、適切な財政措置を講じるよう要望します。

3 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインにおいて、特別地方交付税措置の対象外とされた同一地方公共団体が設置する医療機関間での医師等の派遣に係る経費について、交付税措置の対象とするよう要望します。

4 都道府県立診療所に対する地方財政措置の拡充

都道府県が地域の実情に応じて設置する診療所について、その運営に係る経費においては、市町村と同様に交付税措置の対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

- 病院事業については、収入をもって充てることが適当でない経費や能率的な経営を行ってもなお収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、一般会計が負担するものとされているところ。
- 一般会計からの繰出金については、所要額が毎年度地方財政計画に計上され、その一部について普通交付税及び特別交付税により地方財政措置が講じられているが、措置率や補正の適用等について、なお十分とは言えない状況。
- 令和2年度に、国の繰出基準の見直しにより、「不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費」が追加され、令和3年度においては、「不採算地区病院の経営に要する経費」についても、新型コロナウイルス感染症への対応として、基準額が3割引き上げられ、令和5年度も継続するなど、一定の対応がなされているところ。

2 医師確保困難地域に対する地方財政措置の拡充

- 医師確保対策については、平成21年度から段階的に地方財政措置が拡充されているが、医師の絶対数が不足しており、かつ広大な面積を有する本県において、医師確保対策として実施している手当加算制度をはじめ、必要な処遇対策に対する経費については地方財政措置が講じられていない状況。

3 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

- 令和4年3月29日に、公立病院経営強化ガイドラインが公表され、4月1日にこれに係る財政措置等の取扱いが示されたところ。これによれば、公立病院における医師派遣又は派遣受入に係る経費に一般会計から繰出を行った場合、その経費に対し、派遣の場合は0.8、受入の場合は0.6を乗じて得た額について特別交付税措置を講ずることとしているが、同一地方公共団体が設置する医療機関への派遣又は受入は、措置の対象外とされているところ。
- 本県における県立病院事業は、以下の特色があり、医師派遣による派遣元病院の機会損失（移動や派遣先での診療中は、専門的な診療ができないため、これにより逸失した利益）や移動費用の負担が大きく、派遣元からの移動距離や時間が一定程度を超える場合は特別交付税措置の対象とするなど、柔軟な対応が必要な状況。
 - ・ 広大な県土に、20病院6地域診療センターを設置しているが、他県では市町村立病院が行っているような地域医療を中小規模の県立病院が担い、これに対し、中核的医療を行う基幹県立病院から医師の派遣を行っている。これは、他県における県立病院から市町村立病院への派遣と同じ機能を果たしており、交付税措置において同様の評価が必要であること。
 - ・ 100km以上の移動距離をかけて派遣している事例があり、病院や医師の負担が大きいこと。
 - ・ 医師が不足する地域へ、医師が不足する地域からも、派遣を行っているものであること。

4 都道府県立診療所に対する地方財政措置の拡充

- 都道府県が設置する診療所について、地域において必要な医療を都道府県が提供する場合、市町村立病院と異なり、一般会計からの繰出において、交付税措置がないこと。
- 上記のような場合、都道府県立診療所と市町村立診療所が担う機能は同様であり、交付税措置においても、同様の評価が必要であること。

31 在宅医療の推進

超高齢社会を迎える中で、高齢者の住み慣れた場所での安心した生活を支えるためには、在宅医療の体制を整備するとともに、自宅や介護施設において医療と介護の各サービスが連携する仕組みを構築する必要があります。

地域医療介護総合確保促進法により改正された介護保険法においては、平成30年度までに全市町村で在宅医療・介護連携推進事業を実施することとされており、各市町村で本事業に着手しているところですが、更なる取組の推進のため、必要な支援等の拡充について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 在宅医療・介護の連携体制構築に対する総合的な支援

在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険制度における地域支援事業として市町村で実施することが求められています。市町村や介護保険の負担が増加することや、地域医療に関する政策企画の経験が乏しい多くの市町村においては、事業を担う人材が十分に確保されていないことなどにより、取組が遅れている状況にあります。

介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない新たな財政措置を講じるとともに、在宅医療・介護連携推進事業を担う人材の確保・育成に向けた継続的な支援策を講じるよう要望します。

2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

地域医療構想の実現には、在宅医療の体制整備と、市町村による在宅医療・介護連携の推進が必要です。全国的には保健所がこれらに積極的に関わることで一定の効果を上げた事例が紹介されており、全ての保健所でこうした取組を行えるようにするため、地域保健法等関係法令の改正などにより、国においてその法的位置付けを明確化するとともに、人員配置等に対する所要の財源措置を講じるよう要望します。

3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

在宅医療を推進していく上で重要な役割を担う医師や看護師等に対して、医師不足の地域における訪問診療等の実態を適切に踏まえた診療報酬の引上げ等の評価を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 在宅医療介護の連携体制構築に対する総合的な支援

- 在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険法の地域支援事業として市町村が実施することとされており、その財源は、介護保険の地域支援事業により、地方公共団体に一定の負担を求められているところ。
- 多くの市町村は、地域医療に関する政策企画等の経験が乏しく、事業を担う人材が十分に確保されていないことなどにより、取組が遅れている状況にある。
- 令和3年度から、国が、都道府県へ有識者を派遣し、当該都道府県が抱えている課題やデータの利活用方法等を個別に助言・指導を実施することで効果的な市町村支援を行えるよう伴走支援を実施しているが、モデル的な実施であり、支援の対象になったのは本県を含む4県であった。（令和5年度もモデル的に実施予定とのこと。）
- 在宅医療・介護連携推進事業に市町村が取り組むためには、介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない財源の確保が求められ、また、事業を担う人材の確保・育成に向け、継続的なアドバイザー派遣や専門研修の開催などの支援策の充実が必要。

2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

- 医療介護総合確保方針では「都道府県がより広域的な立場から、保健所等の活用により、市町村等の後方支援を積極的に行うことが必要」と記載。
- 一方、保健所による在宅医療等体制整備の支援に当たって、地域保健法等関係法令では明確な根拠が示されておらず、財政的な裏付けも未整理。
- こうした課題に対応するため、国による法的、財政的な裏付けの下に、保健所の人員体制を強化していくことが必要。

3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

- 在宅医療を推進していく上で、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの役割は重要であるが、24時間365日体制は在宅医療を担う医師や訪問看護師の人員不足の中で負担も大きく、支援体制も十分とは言えないことから、医師や訪問看護師を確保するため、これら専門職への診療報酬の引上げ等の評価を行うことが必要。
 - 本県では、在宅療養支援診療所等在宅医療の拠点自体が少なく、新規参入の促進が課題。
 - また、人口当たり医師数が全国平均を下回る状態の中で、広大な県土の医療提供体制を担っており、効率的な在宅医療提供体制を整備する必要。
 - 平成28年診療報酬改定以降、「同一建物同一日」問題に対し、若干の改善がなされたものの、同一建物の患者に対して、少ない医師数、広大な県土の条件のもと、同一日を避けての訪問診療等を行うことは困難が多く、依然として訪問診療を拡大する上での障害となっている。
- 医師不足の地域においては、当該実態を踏まえた訪問診療の報酬算定等が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

32 地域包括ケアシステムの構築支援

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村において地域包括ケアシステムの構築を進めているところですが、これらの取組を支援するため、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を担う機関として期待されることから、人員体制の強化やセンター間の役割分担・連携強化を図り、効率的かつ効果的な運営体制の構築が急がれます。

については、地域包括支援センターの現状や課題を踏まえ、センターの役割に応じて必要とされる専門職の確保や業務量に見合う人員体制の充実・強化が図られるように、介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の追加の負担が発生しない新たな財政措置を講じるよう要望します。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

市町村は、地域包括ケアシステムの構築において、介護予防・日常生活支援総合事業による各種サービスの提供並びに包括的支援事業による在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービス体制の整備が求められています。

しかし、25市町村が過疎地域指定を受けている本県では、地域包括ケアシステムの担い手となる人的資源・社会資源の絶対数の不足や偏在などが要因となりサービス提供体制の整備・充実に苦慮しているほか、こうした事業や体制整備を企画し、取組を進める市町村職員のマンパワーも不足しています。

については、住民組織やNPO、ボランティア団体の立上げ及び運営に係る支援など、地域支援事業の多様な担い手の確保・育成に向けた支援策を講じるとともに、これを支える市町村職員のマンパワー不足に対応した支援策を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

- 県内には、地域包括支援センターが72か所（基幹型センター2か所を除く）設置されており、その約6割に当たる45センターが市町村からの委託による委託型センターである。同センターには原則として3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置することとされているが、必要数を満たしているセンターは65センター（90.3%）となっている。
- 「平成29年度地域包括支援センター運営状況調査」（厚生労働省老健局）によると、県内の地域包括支援センターが主要4業務（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）において抱える運営上の主な課題と回答（複数回答）したのは、「業務量が過大」（90.7%）「職員数が不足」（68.5%）「専門職の確保に課題」（59.3%）となっている。
また、令和4年7月に実施した県調査においても、市町村からは「他業務と兼務のため業務の検討機会・時間が確保できない」「三職種の確保が困難」「複数の課題を抱えるケースの増加による対応する人材や・時間の確保が困難」などが課題として挙げられている。
- 令和3年8月に岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会が行ったアンケート調査（R4.3月公表）によると、委託型センターの半数以上において、市町村からの委託料の不足等を課題として挙げており、市町村においてセンター運営に十分な予算の確保が困難な状況がうかがえる。
- 運営経費には地域支援事業交付金が活用されているが、当該交付金は財源に介護保険第1号保険料23%が充てられていることから介護保険料に影響し、保険者（市町村）や第1号被保険者の負担が増加する遠因となっており、保険料に影響を及ぼさない安定的な財政措置が必要。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」における要支援者向けの通所サービス及び訪問サービスや、インフォーマルな生活支援サービスの拡充を図るためには、担い手となる人的資源・社会資源（住民組織、NPO、ボランティア組織等）が不可欠であるが、過疎地域においては、こうした人的資源・社会資源が圧倒的に不足し、都市部との間に著しいサービス格差が生じている。
- また、こうした事業体制を企画・調整し、取組を進める部分における市町村職員のマンパワー不足、特に専門知識を有する職員の不足が懸念され、業務量に見合った職員の適正配置も大きな課題。
- 平成26年度の介護保険法改正以降、全ての市町村において認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等の設置が義務づけられるなど、地域支援事業の業務量が増大しているが、人員が限られている市町村や地域包括支援センターでは専任の配置が困難であり、兼務により対応せざるを得ない状況となっている。（例：町村部においては生活支援コーディネーターの6割が兼務等）
- これらの人員体制の厳しい小規模市町村が無理なく地域支援事業を実施できるよう、地域の実情を踏まえた制度の見直しを行うとともに、地域支援事業の担い手の組織化や運営サポート、こうした活動を支える市町村職員の養成に係る国のアドバイザー派遣の強化や専門研修の開催など、支援策の拡充が必要。

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

33 自殺対策の充実

本県では、岩手県自殺対策アクションプランに基づき、県・市町村や関係団体が連携して、人材の養成やハイリスク者支援等、地域の実情に沿った取組を推進しているところですが、東日本大震災津波、新型コロナウイルス感染症や、物価高騰に伴う経済社会情勢の悪化などの社会的要因による孤独・孤立に陥る者の増加など、自殺リスクは依然として高まることが懸念されます。一人でも多くの自殺を防ぐ自殺対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 自殺対策への十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、都道府県や市町村の安定的な自殺対策の推進を可能とするため、地域自殺対策強化交付金や自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）の財政措置について、所要額を十分に確保するよう要望します。

また、その交付に当たっては、早期に交付決定を行うなど、年度当初からの円滑な事業執行に配慮されるよう要望します。

【現状と課題】

- 岩手県の自殺者数は減少傾向にあるが、自殺死亡率は常に全国上位にあり、警察庁統計によると、令和4年は263人（人口10万人対自殺死亡率22.0）で全国4位。

順位	令和4年（確定値）		
	県名	自殺者数	自殺死亡率
1	山梨県	199	24.7
2	秋田県	224	23.7
3	宮崎県	241	22.7
4	岩手県	263	22.0
5	和歌山県	198	21.7
	全 国	21,881	17.5

順位	令和3年（確定値）		
	県名	自殺者数	自殺死亡率
1	青森県	293	24
1	山梨県	192	23.8
3	新潟県	469	21.5
4	和歌山県	195	21.3
5	高知県	142	20.8
33	岩手県	199	16.6
	全 国	21,007	16.7

- 平成 28 年 4 月に施行された改正自殺対策基本法及び令和 4 年 10 月に閣議決定された自殺総合対策大綱に対応した自殺対策を推進するためには、県、市町村の自殺対策計画に基づき、民間団体及び企業等と連携しながら総合的な取組を拡充していく必要があることから、県や市町村が必要な事業を実施できるよう、十分な財源確保が必要。

【地域自殺対策強化事業費の状況】

(単位：千円)

年度	事業費 ①	基金	財源内訳				地方負担率 ②/①
			国庫	一般財源			
				県	市町村	計 ②	
H27	89,399	22,431	47,708	12,045	7,215	19,260	21.5%
H28	79,680	2,280	44,930	17,853	14,617	32,470	40.8%
H29	86,631	0	53,806	18,075	14,750	32,825	37.9%
H30	97,599	0	59,752	19,266	18,581	37,847	38.8%
R 1	80,905	0	43,756	23,598	13,551	37,149	45.9%
R 2	81,859	0	44,130	20,975	16,754	37,729	46.1%
R 3	70,360	0	38,119	18,521	13,720	32,241	45.8%
R 4	79,105	0	43,084	18,956	17,065	36,021	45.5%
R 5	134,049	0	84,408	24,394	25,247	49,641	37.0%

(注) H28～R3 は実績報告による。R 4 は決算ベース。

R 5 は県の当初予算額ベース。

「基金」…自殺対策緊急強化基金（平成 28 年度で事業終了）

「国庫」…地域自殺対策緊急強化交付金

- 令和 4 年度までは所要額が満額交付決定されたが、令和 5 年度は 25%シーリングされた。
- また、年度当初から事業を推進する体制がとれるよう、補助金の交付に当たっては、早期に交付決定を行うなど、事業の執行に配慮した交付手続が求められるところ。

「地域自殺対策推進センター」の運営費については、事業費の約 8 割が相談対応及び市町村計画策定支援に当たるスタッフ等の人件費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難となることから、更に早期の交付決定が必要。

【自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営費）の交付決定日】

- ・平成 29 年度：平成 30 年 1 月 31 日
- ・平成 30 年度：平成 31 年 1 月 8 日
- ・令和元年度：令和元年 11 月 22 日
- ・令和 2 年度：令和 2 年 10 月 29 日
- ・令和 3 年度：令和 3 年 12 月 7 日
- ・令和 4 年度：令和 4 年 11 月 28 日

【地域自殺対策強化交付金の交付決定日】

- ・平成 29 年度：平成 30 年 1 月 26 日
- ・平成 30 年度：平成 31 年 1 月 18 日

- ・令和元年度 : 令和2年1月8日
- ・令和2年度 : 令和3年2月10日
- ・令和3年度 : 令和4年2月1日
- ・令和4年度 : 令和4年12月14日

【県担当部局】保健福祉部 障がい保健福祉課

34 観光振興に資する社会資本整備等への支援

本県の外国人延べ宿泊者数は令和元年に過去最高を記録したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年以降大幅に減少していることから、観光関連産業をはじめとした地域経済の回復を図るためにも、インバウンドの早期回復に向けた取組が必要です。

また、沿岸被災地の観光入込客数は、震災前の6割程度にとどまっている状況であり、震災前の水準に戻し、更に増加させるための取組が必要です。

そのため、今後も継続的な取組が必要であることから総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

インバウンドの早期回復に向け、国際定期便の受入環境整備に対する支援を拡充するとともに、保安対策に係る補助制度を創設するよう要望します。

また、国際定期便の運航再開を踏まえ、感染症に対する水際対策の徹底が必要であることから、速やかにいわて花巻空港を検疫飛行場に指定するよう要望します。

2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

東日本大震災津波以降就航した「いわて花巻～名古屋（小牧）線」など、いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向け、継続的な支援を行うよう要望します。

3 フェリー航路の再開に向けた取組への支援

平成30年6月に開設された本県初のフェリー航路が令和2年3月に宮古港への寄港を当面休止し、その後、令和4年2月をもって航路全体を休止するに至りましたが、復興道路等の全線完成を契機として、沿岸地域への観光入込客数や物流が拡大していくものと見込まれます。

このことから、宮古港におけるフェリー航路の再開に向けた取組への支援を行うよう要望します。

4 大型外国船社クルーズ船の誘致への支援

平成 31 年 4 月に 10 万トンを超える外国船社大型クルーズ船が本県で初めて宮古港へ寄港するなど、本県港湾への外国船社クルーズ船の寄港拡大が期待されています。コロナ禍の収束後を見据え、更なる寄港拡大に向けた取組への支援を行うよう要望します。

5 観光振興の基盤となる道路の整備への支援

広域的な観光ルートを形成し、国内外から訪れる観光客の利便性向上を図るため、主要な都市や駅、港湾から観光地を結ぶ道路や観光地周辺の道路、道の駅の整備、サイクリングルート環境創出等を推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

- 国では、地方空港における国際線の運航再開等の促進に向け、「訪日誘客支援空港」に対して、国際線の運航再開等に向けた支援を実施し、航空ネットワークの早期回復を図ることとしている。
令和 4 年度の制度改正においては、補助対象に運航再開便を追加するとともに、全ての認定空港に対し、コロナ前より充実した支援を講じることとして、認定区分及び支援メニューが見直しされたところ。
- いわて花巻空港の認定区分は、4 区分のうちの「区分 3」となり着陸料及び運航経費等も補助対象とされるなど支援が拡大されたものの、インバウンドの早期回復に向け、運航再開後の地方空港における国際定期便の持続、安定的な運航を図るため、認定区分によらずに同等の支援措置が受けられるよう制度の拡充が必要。

訪日誘客支援空港に対する支援の内容

令和元年度訪日誘客支援空港（コロナ前）				令和 4 年度訪日誘客支援空港 * 1			
認定区分	着陸料補助	経費補助	空港受入完成整備等	認定区分	着陸料補助 * 2	経費補助	空港受入完成整備等
拡大支援型 (19 空港)	1/3	1/3	1/3 1/2	区分 1 (1 空港)	—	1/3	1/2
継続支援型 (6 空港) ※花巻空港	なし	なし	1/3 1/2	区分 2 (19 空港)	2/5	1/3	1/2
育成支援型 (2 空港)	なし	なし	1/3 1/2	区分 3 (10 空港) ※花巻空港	1/3	1/4	1/2
				区分 4 (3 空港)	1/4	なし	1/2

* 1) 令和 2 年度に追加認定された 6 空港（秋田、山形・庄内、富山、鳥取、出雲、高知）を含む。

* 2) 国管理空港（コンセッション空港を除く）の場合、1/2 の着陸料割引。

(参考) 令和4年度の支援メニュー

運航再開等の支援	空港受入環境の整備等
1 国管理空港の国際線着陸料割引 [1/2 以上]	1 感染リスク最少化のための受入環境整備 (感染拡大防止と航空旅客回復増大の両立を図ることを目的とした受入環境高度化整備) [1/2]
2 コンセッション/地方管理空港の国際線着陸料補助 [2/5~1/4]	2 C I Q施設の整備 (空港ビル等によるC I Q施設の整備) [1/2]
3 運航再開等経費支援 (チケットカウンター設置・使用料等、グラハン・デアイシング経費等) [1/3~1/4]	

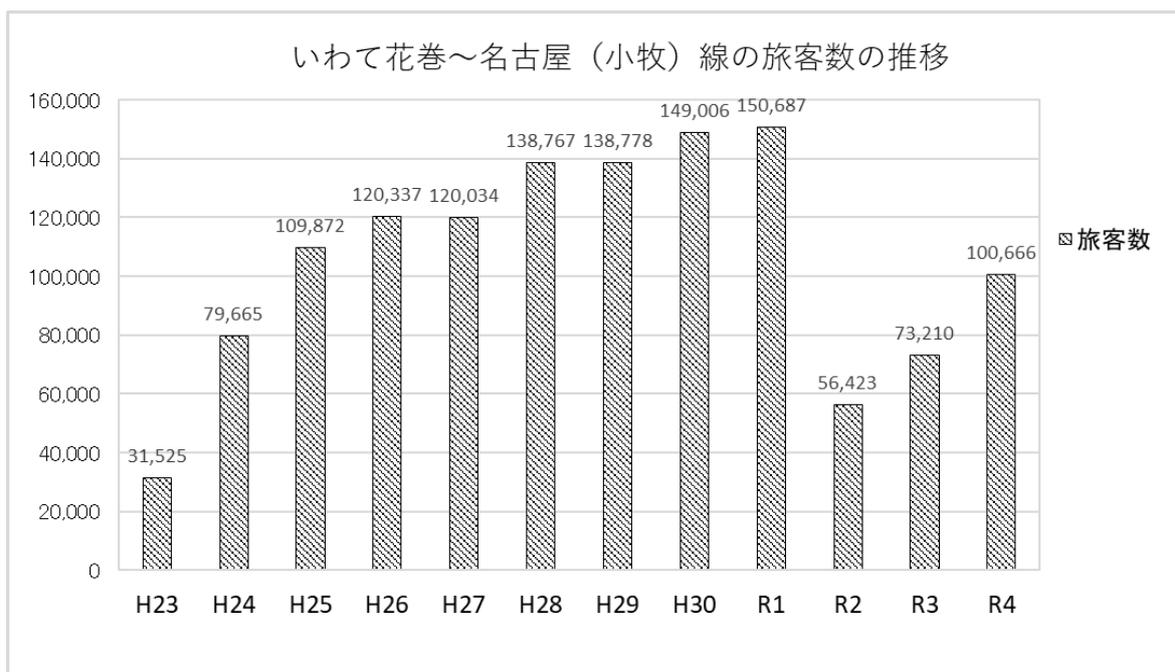
- 相次ぐ国際的なテロ事案の発生を踏まえ、ICAO (国際民間航空機関) の国際標準に適合した航空保安対策の抜本的強化が求められている。空港の場周柵の強化、センサー設置等の対策には多額の費用を要するものの、国の補助がなく、迅速な整備が困難なため、補助制度の創設が必要。
- いわて花巻空港の国際線は、平成30年8月に台北線が、平成31年1月に上海線が開設された。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月に運休されるまで1年7か月に渡り運航され、6万人を超える利用実績があり、令和元年7月に税関空港に、また、令和2年3月に出入国港に指定されたが、検疫飛行場の指定がされていない状況。
- 国際定期便が開設されて出入国港に指定されている空港のうち、検疫法における検疫飛行場に指定されていないのは、全国でいわて花巻空港を含め2空港のみ。
- いわて花巻空港の国際定期便は、令和5年5月に運航を再開したが、国際線の安定的な受入と今後の運航拡大には、検疫飛行場の指定が不可欠。

《国際定期便の状況 (令和5年5月10日現在) 》

台北便	令和5年5月10日運航再開 (運休期間：令和2年3月4日から令和5年5月9日まで)
上海便	運休中 (令和2年2月8日から当面の間)

2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

- 平成23年5月からFDA (フジドリームエアラインズ) によって運航されている「いわて花巻～名古屋 (小牧) 線」は、東日本大震災津波からの復興の力強い原動力として、本県の経済活動や観光振興に大きく寄与していることから、当該路線の維持・拡充に向けた国の継続的な支援が必要。



■便数（いわて花巻～名古屋（小牧）線）

	H23	H24	H25	H26～27	H28～29	H30～R3	R4	R5
上期	※	2	3	3	4	4	4	4
下期	※	2	2	3	3・4	4	3	

※H23. 5～ 2・3 便/週 H23. 8～ 1 便/日 H24. 3～ 2 便/日

3 フェリー航路の再開に向けた取組への支援

- 本県初のフェリー航路（宮古・室蘭フェリー航路）が平成 30 年 6 月に開設されたが、令和 2 年 3 月をもって宮古港への寄港が当面の間、休止となった。
- 宮古港への寄港休止後、室蘭・八戸間においてフェリーの運航を継続していたが、令和 4 年 2 月をもって航路全体が休止となった。
- 宮古・室蘭フェリー航路の就航率は 93.2%と、近傍のフェリーの就航率に比べて低位な状況。

《宮古・室蘭フェリー就航率（H30. 6. 22～R2. 3. 31）》

総便数	就航便数	就航率
1,058	986	93.2%

- フェリー航路の再開に向けては、物流の確保及びフェリー運航会社への働きかけのほか港内静穏度の向上が必要。

4 大型外国船社クルーズ船の誘致への支援

- 本県では、平成 31 年 4 月に本県初となる 10 万トンを超える大型外国船社クルーズ船が宮古港に寄港するなど、クルーズ船寄港の動きが活発化しつつあった。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2～4 年度は全ての外国船社クルーズ船の本県港湾への寄港が中止となった。

令和 5 年 3 月、外国船社クルーズ船の国内への寄港が再開されたことから、今後、寄港の拡大に向けた取組を強化する必要。そのためには、国と一体となったクルーズ船社の招請や商談会の設定等、本県港湾を P R する機会の増加が必要。

《外国船社運航クルーズ船の寄港実績・予定》（令和 5 年 3 月 31 日現在）

年度	寄港回数	備考
R 元	2	宮古港 2
R 2	0	コロナ禍で全て中止（当初予定：7（宮古港 5、大船渡港 2））
R 3	0	コロナ禍で全て中止（当初予定：2（宮古港 2））
R 4	0	コロナ禍で全て中止（当初予定：7（宮古港 6、大船渡港 1））
R 5	7	宮古港 7

- 宮古港において、16 万～17 万総トン級クルーズ船の入出港の実績があり、従来よりも大型のクルーズ船の誘致が可能となった。

5 観光振興の基盤となる道路の整備への支援

- 県内には「平泉」、「橋野鉄鉱山」及び「御所野遺跡」の 3 つの世界遺産や「十和田・八幡平国立公園」、「三陸ジオパーク」など豊富な観光資源が存在。

- これらの資源を結ぶ観光ルートの基盤整備を図るため、青森県、秋田県との連携により策定した

広域的地域活性化基盤整備計画に基づき道路整備を推進。

- 県内を周遊する観光客の利便性を向上させるためには、交流人口の拡大や外国人観光客の増加なども見据え、主要な都市や駅、港湾から世界遺産や三陸ジオパークのジオサイトなどの観光地を結ぶ道路や観光地周辺の道路、観光振興の基盤となる道の駅の整備、路面表示や案内看板等の設置によるサイクリングルート環境創出等が必要。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

県土整備部 県土整備企画室、道路建設課、道路環境課、港湾空港課

35 文化遺産や国立公園を生かした 観光誘客、インバウンドの拡大支援

地域の人口減少が進む中で、地域経済の活性化や地域コミュニティを維持していくためには、定住人口の拡大はもとより、地域内外との交流を拡大し、地域に活力をもたらすことが必要です。

本県の外国人宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年には震災前を上回っていたものの、東日本大震災津波からの復興に向けて、更なる利用者の拡大が期待されており、3つの世界遺産をはじめとする文化遺産、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークを含めた三陸復興国立公園、十和田八幡平国立公園などの周遊を促進して国内外の人々との交流が広がる地域づくりを進めていく必要があります。

については、国においても、文化遺産や国立公園を生かした誘客への支援について、総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 文化遺産や国立公園の誘客拡大に向けた受入体制等の支援及び強化

本県が有する3つの世界遺産をはじめとする文化遺産の活用促進を図るため、観光地域づくりの推進や二次交通の充実、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの取組について、更なる誘客につなげる新たな財政支援策を講じるよう要望します。

また、国立公園における外国人観光客を含めた利用者の拡大を図るため、WEBやSNS等を活用した情報提供、案内板の多言語化、トイレの洋式化、みちのく潮風トレイルのサテライト施設の機能の充実など、受入体制等を強化するよう要望します。

2 文化遺産や国立公園を基軸としたインバウンドの拡大に向けた支援

地域の歴史・文化や豊かな自然に触れることができる3つの世界遺産をはじめとする文化遺産や国立公園は、インバウンドの受け皿として大きな可能性を秘めており、これらを活用して海外からの誘客拡大を図るため、海外の旅行会社や外国人旅行者向けのプロモーション、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの地域での取組を強化する必要があることから、国際観光旅客税を財源とした新たな交付金制度の創設など、更なる誘客につながる支援策を講じるよう要望します。

3 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

観光地域づくりの核として市町村等が設立を進める地域連携DMOや地域DMOが安定的に運営され、効果的な事業を実施するため、デジタル田園都市国家構想交付金制度の継続、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」の支援期間の延長や支援事業費の増額等の制度拡充を含め、十分な支援策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 文化遺産や国立公園の誘客拡大に向けた受入体制等の支援及び強化

- 三陸ジオパークを含む三陸復興国立公園や十和田八幡平国立公園は、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、インバウンドのひとつの受け皿として、大きな可能性を秘めている。
- 三陸復興国立公園については、平成30年度にみちのく潮風トレイルの拠点施設である名取トレイルセンターが整備され、県内の3つのビジターセンター等がサテライトの役割を担っていることから、トレイルセンターと同様にサテライト施設についても復興や地域情報の発信のための機能や、利用客をサポートするための拠点としての機能の充実が必要。
- 国立公園の魅力を感じてもらうためには、WEBやSNS等活用による情報提供や多言語化した案内板の設置、トイレの様式化など、一層の受入体制等の強化が必要。
- 本県には、「平泉の文化遺産」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」、「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の3つの世界遺産や、「三陸復興国立公園」、「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園、さらには、「三陸ジオパーク」など、世界に誇れる観光資源が存在しており、これらを生かした総合産業としての観光産業の振興が必要。

2 文化遺産や国立公園を基軸としたインバウンドの拡大に向けた支援

- 令和元年の岩手県の外国人宿泊者数は約32万5千人泊、東北全体で約168万人泊と過去最高で、本県市場別では多い順に台湾約18万人泊（約56%）、中国約6万人泊（約19%）、香港約2万人（約7%）であったが、令和2年以降は大きく減少した。

- 本県では、平成 28 年度から令和 3 年度まで東北観光復興対策交付金を活用し、平成 29 年 3 月に策定した「いわて国際戦略ビジョン」により、台湾、中国、香港、韓国、豪州、東南アジアの各市場のニーズに合わせたプロモーションを展開し、外国人観光客の誘致拡大に取り組んできたところ。

また、(一社)東北観光推進機構や東北各県、東北運輸局等と連携して広域でプロモーションを展開することにより、東北が一体となって取り組んできたところ。

- 「東北観光復興交付金制度」が令和 2 年度に終了（一部の事業費を令和 3 年度に繰越）し、また、地方運輸局と地方自治体等が連携して実施してきた「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」が令和 4 年度からは全国的に予算措置されなかったところ。
- 令和 4 年 10 月 11 日から国の水際措置は大幅に緩和されたものの、大きく減少した外国人観光客の早期回復を図るためには、新たな交付金制度の創設など、今後も十分な支援が必要である。

(単位：人)

	岩手県	うち台湾	うち中国	うち香港	東北全体
令和元年	343,970	180,820	60,510	21,210	1,851,700
令和 2 年	80,680 (23.5%)	35,270 (19.5%)	12,550 (20.7%)	6,220 (29.3%)	497,970 (26.9%)
令和 3 年	11,470 (3.3%)	210 (0.1%)	1,160 (1.9%)	30 (0.1%)	93,820 (5.1%)
令和 4 年	23,460 (6.8%)	2,820 (1.6%)	2,310 (3.8%)	2,140 (10.1%)	180,850 (9.8%)

出典：宿泊旅行統計調査（観光庁）、令和元年度から令和 3 年度は確定値、令和 4 年度は速報値

() は対令和元年比

- 「東北観光復興交付金制度」が令和 2 年度に終了（一部の事業費を令和 3 年度に繰越）し、また、地方運輸局と地方自治体が連携して実施してきた「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」が令和 4 年度からは全国的に予算措置されないこととなった。外国人観光客の増加による経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るためには、滞在コンテンツの充実や宿泊施設等受入態勢の充実などの継続的な取組と被災地が一体となって取り組むことが重要であり、地域の取組を支援するための財源の措置が必要。
- 本県にも国内外から多数の観光客が訪れることが想定されるものの、県土が非常に広く、特に沿岸地域は、新幹線の駅や空港等から遠距離にあり、また、震災等の影響等から、観光客の入込が少ないため、更なる二次交通の拡充や受入環境の充実が必要。

3 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

- 国では観光地域づくりの推進体制を強化するため、観光地域づくり法人の広域連携DMO（複数の都道府県に跨る地方ブロックレベルの観光地域づくりを行う組織）、地域連携DMO（複数の地方公共団体に跨る区域の観光地域づくりを行う組織）、地域DMO（基礎自治体である単独市町村を区域とした観光地域づくりを行う組織）の整備を進めている。
- 本県では、公益財団法人さんりく基金が平成 28 年 4 月に観光庁から候補DMO（日本版DMO候補法人）に登録され、「三陸DMOセンター」を設立。令和 3 年 3 月に「観光地域づくり法人」（登録DMO）として登録された。また、公益財団法人岩手県観光協会が令和 5 年 3 月に候補DMOに登録された。
- 県内市町村においても、6 団体が候補DMOを設立し、うち 4 団体が登録DMOに登録されている。

[登録DMO]

- ・地域連携DMO：2団体（(一社)世界遺産平泉・一関DMO、(公財)さんりく基金）
- ・地域DMO：4団体（(株)八幡平DMO、(一社)宮古観光文化交流協会、(株)かまいしDMC、(一社)花巻観光協会）

[候補DMO]

- ・地域連携DMO：1団体（(公財)岩手県観光協会）
- ・地域DMO：2団体（(一社)しずくいし観光協会、(特非)体験村・たのはたネットワーク）

○ 「三陸DMOセンター」のように地域DMOの立上げや運営については、デジタル田園都市国家構想交付金の対象にはならない。

○ 新たに、地域連携DMOや地域DMO設立を検討している地域の後押しとなるよう、支援の拡充が必要。

	デジタル田園都市国家構想交付金制度	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業
対 象	地域連携DMO	広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMO等	広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMO（インバウンドに対応した体制が確立されたDMOに限る。）
支援期間	横展開タイプ 3年以内 縦展開タイプ 5年以内 (毎年度審査)	採択から最大3年（毎年度審査）	令和元年度から
対象事業	DMOによる計画策定、マーケティング等	①調査・戦略策定 ②滞在コンテンツの充実、環境整備 ③プロモーション等	①外部専門人材の登用 ②中核人材の育成 ③安定的な財源の確保 1 計画策定 2 シンポジウム等の開催
支援割合	1/2（地方負担に地方財政措置あり）	①上限 1,000万円 ※先駆的DMOは2000万円 ②、③1年目：1/2 2年目：2/5 3年目：1/3	①上限1,500万円 ②上限500万円 ③-1 上限500万円 ③-2 上限200万円

※先駆的DMO：観光庁が指定する6つの項目を満たすことが条件（全国に3法人、県内0法人）

【県担当部局】 商工労働観光部 観光・プロモーション室
文化スポーツ部 文化振興課
環境生活部 自然保護課

36 不登校対策に対する支援

不登校等の児童生徒に対するきめ細かな支援に向け、生徒指導の充実及び教育相談体制を確立するためには、学校・家庭・地域社会及び関係諸機関が緊密な連携協力のもとに、一体となって取り組む総合的な施策が必要であり、国における支援策の拡充等について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 教育相談体制の確立に係る支援の拡充

児童生徒や保護者の相談への対応や学校の教職員に対する教育相談についての専門的な指導・助言を行うスクールカウンセラー、関係機関とのネットワークを活用した支援を行うスクールソーシャルワーカーの必要性が高まっていることから、これらの専門的な人材の派遣に関する財政措置の拡充を図るよう要望します。

2 教育支援センターの整備や強化の推進

不登校等の児童生徒に対するきめ細かな支援を行う「教育支援センター」の設置促進につながるよう、指導員の人件費などの設置・運営に係る補助制度（委託事業を含む）などの財政措置の拡充を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 教育相談体制の確立に係る支援の拡充

- 本県国公私立の不登校児童生徒数 2,270 人は、過去最多である。また、1,000 人当たりの不登校児童生徒数の小学校 8.4 人、中学校 39.6 人、高等学校 19.8 人は、過去最多であることから、学校の教育相談体制の確立を図っていく必要があること。
- 本県では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費は、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金と、教育支援体制整備事業費補助金から補助を受けている。

《令和3年度及び過去5年間の不登校児童生徒数》 ※（ ）は全国の国公立

区分	小学校		中学校		小中合計		高等学校	
	不登校児童数	1,000人当たりの不登校児童数	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数	不登校児童生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数
平成29年度	202	3.3(5.4)	844	25.4(32.5)	1,046	11.2(14.7)	523	15.3(15.1)
平成30年度	284	4.8(7.0)	979	30.7(36.5)	1,263	13.8(16.9)	531	15.9(16.3)
令和元年度	319	5.5(8.3)	958	30.7(39.4)	1,277	14.3(18.8)	515	15.9(15.8)
令和2年度	356	6.2(10.0)	1,016	33.2(40.9)	1,372	15.6(20.5)	516	16.6(13.9)
令和3年度	471	8.4(13.0)	1,208	39.6(50.0)	1,679	19.4(25.7)	591	19.8(16.9)

《スクールカウンセラー配置状況》

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5
スクールカウンセラー人数 (配置校数)	81人 (371/551校)	78人 (371校/545校)	77人 (361校/530校)	80人 (365校/523校)	80人 (361校/511校)	65人 (360校/491校)

※ R5は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5
配置 教育事務所	6	6	6	6	6	6
配置人数合計	18人	18人	18人	18人	19人	18人

2 教育支援センターの整備や強化の推進

- 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保のため、教育支援センターの整備や強化を推進していく必要があること。
- 令和4年度9月現在における、本県の教育支援センター設置状況は、全33市町村中、22市町が設置済みであり、11町村が未設置である。
- 令和元年10月25日付け元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」において、教育支援センターの整備充実と活用が求められているところ。
- 令和4年6月10日付け4初児生第10号「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知）において、アウトリーチ型支援等も含め、教育支援センターの機能強化が求められているところ。
- 令和5年度は、市町村が行う教育支援センターの設置に要する経費の補助を行うこととしている。

《市町村別の設置状況》

全33市町村		設置済み	未設置	箇所数
内	市：14	14	0（全市設置済み）	16
	町：15	8	7（西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、岩泉町、一戸町、軽米町、住田町）	8
	村：4	0	4（田野畑村、野田村、普代村、九戸村）	0
計		22		24

《補助事業の内容》

文部科学省の事業である、「不登校児童生徒に対する支援推進事業」を活用し、市町村を支援するために間接補助事業として行うもの。

ア 設定の趣旨

不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、児童生徒が進路を主体的に捉え、社会的自立に向けて学習等の活動に取り組むことができるよう、その支援に係る関係機関間の連携体制の整備や、学校以外の場における多様な教育機会の確保に向けた支援のための取組を充実することにより、不登校児童生徒に対する総合的な支援体制を構築するもの。

イ 補助事業者

市町村の教育委員会

ウ 補助対象経費

- ・ 市町村が教育支援センターを新たに設置するために職員を配置する経費
- ・ 市町村が設置している教育支援センターの強化を図るため、教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対する家庭訪問や公民館等の多様な場を活用した、アウトリーチ型支援を行なうために職員を配置する経費

エ 補助率

補助対象経費の 2/3 以内の額（千円未満切捨て）。

ただし、1 市町村につき 1,418,000 円を上限とする。

オ 施行日

決裁日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

37 遠隔教育に対する支援

広い県土を有する本県では、県内のどの地域に居住していても高校教育を受けられる機会を保障するために、各地域に高校が必要ですが、人口減少・生徒数減少に伴い、高校の小規模校化が進んでいます。そのため、小規模校における教育の機会の保障と質の保証を図っていく必要があります。

本県では、令和3年度から令和5年度まで、文部科学省「COREハイスクール・ネットワーク構想事業」の指定を受け、昨年度から教育課程内に位置付けた遠隔授業を実施しているところです。

今後も学びの機会を確保するため、遠隔教育の充実が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 遠隔授業を実施するための機器整備に係る財政支援

遠隔授業を実施するために、GIGAスクール構想により整備された機器に加えて、配信校及び受信校においては、オンライン接続のための端末や専用のカメラ、マイクをそれぞれ受信する教室分整備するなど、ハード面のさらなる環境整備が必要であることから、環境整備のための経費について予算措置を要望します。

2 遠隔授業実施に係る教職員の確保

遠隔授業の実施に際し、学校間の連絡調整業務を担う者や受信側にはサポート教員が必要であること、配信及び受信にあたっては、そのための準備等、通常の対面授業よりも授業の実施に時間が必要であることから、教職員の長期的な加配措置を要望します。

3 受信教室に配置する教員に係る要件の緩和

遠隔授業を受信する教室には、授業をサポートする教員の配置が必要ですが、現在は「COREハイスクール・ネットワーク構想事業」の特例措置により、教員以外の職員の配置も可能となっています。

受信校の負担を軽減するために、受信側の職員の常駐を不要としたり、教員以外の職員の配置を可能とする要件の緩和を要望します。

【現状と課題】

1 遠隔授業を拡充するための財政支援

- 令和3年度に配信拠点（岩手県立総合教育センター）及び受信校5校の環境を整備。文部科学省「COREハイスクール・ネットワーク構想事業」の予算により、書画カメラ、WEBカメラ、スピーカフォン、PC、プロジェクター等を整備。
- 令和6年度以降は、配信拠点を移設した上で、設備を拡充し受信校を拡大する予定であり、環境整備のための予算の確保が必要。

2 教職員の確保

- 教員数が少ない小規模校では、単位数が少ない必修教科・科目や、科目選択が多岐にわたる理科・地理歴史などの教科において、専門性の高い教員の配置が難しい状況。
そのため、遠隔授業を担当する教員を専任で配置することにより、質の高い授業の提供や、生徒のニーズに応じた科目の開設が可能。
- 令和3年度は1名、令和4年度及び令和5年度は3名の遠隔授業専任教員を配信拠点に配置。令和6年度以降も遠隔教育を拡大するには、さらなる増員が必要。

3 受信教室に配置する教員に係る要件の緩和

- 現在指定を受け取り組んでいる「COREハイスクール・ネットワーク構想事業」では、教員免許を有していない職員が受信校でのサポートができることから、受信校での負担軽減が図られている。
- 受信校での授業の様子や、評価アンケートの分析から、機器の準備は生徒が行うことも可能であることや、サポート教員の対応は通信トラブルなど限定的な場面であり、サポート教員が常駐しなくても大きな問題はない。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

38 多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

多文化共生社会の実現に向け、在留外国人が安心して働き、暮らしていくための様々な施策の拡充のほか、各地域で主体となって取り組む地方自治体に対する財政措置や適時適切な多言語による情報提供など、国が責任を持って取り組むよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

多文化共生社会の実現に向け、外国人や地方自治体等の意見を十分に聴取し、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の拡充を図るとともに、地方自治体への適時適切な情報提供や、多文化共生社会の意義について国民が一層理解を深めるための啓発活動を行うよう要望します。

2 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

外国人が安心して生活できるよう、地方自治体が行う多言語による相談体制や情報提供体制の整備、人材育成の取組に対する財政措置を継続・拡充するとともに、医療・保健・福祉・教育サービスの利用環境の整備、災害時の支援体制の整備を図るよう要望します。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

外国人住民が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができるよう、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みの構築や外国人児童生徒等の教育等の充実を図るとともに、地方自治体への財政措置を継続・拡充するよう要望します。

4 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人の雇用の安定に向け、就業前から雇用継続までを一貫して支援する施策を一層推進するとともに、外国人留学生の就職・定着に向けた地方における取組への財政支援や外国人材を大都市その他の特定の地域へ集中させないための施策を実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

- 国は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図るため、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を策定。その中で、法務省は、外国人の一元的相談窓口となる多文化共生総合相談ワンストップセンターの全国 100 か所への設置を支援するため、平成 30 年度末、地方自治体に対する財政措置として、「外国人受入環境整備交付金」を創設。
- また、外国人技能実習制度及び特定技能制度の在り方について検討する「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を令和 4 年 12 月 14 日に設置し、外国人材を適正に受け入れる方策を検討しているところ。
- 今後更に、国民及び外国人からの意見を十分に踏まえた制度としていくためにも、継続して意見を聴取する仕組みづくりが必要。また、外国人材の受け入れ拡大、外国人との共生社会の実現に向け、新たな施策等に関する地方自治体への適時適切な情報提供、広く国民からの理解を得るための一層の啓発活動などの取組が必要。

2 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

- 本県では、外国人材受け入れ拡大に向けた対応として、令和元年 7 月に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、交付金を活用しながら翻訳機配置等による対応言語の拡充や多様な相談に応じる体制強化を行い、相談対応を行っている。
 - ア 対応言語：6 言語（英語、中国語、スペイン語、韓国語、ベトナム語、日本語）
 - イ 相談体制：日本語、英語、中国語、スペイン語での一般相談のほか、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の外国人相談員による相談対応もあり（対応可能時間限定）
 - ウ 専門相談：行政書士による相談（月 2 回・要予約）
 - エ 主な相談内容 [令和 4 年度の相談件数；計 669 件]
 - ・行政手続 [138] …入管・在留資格、公的書類の申請、納税等
 - ・医療・保健・福祉 [97] …病気の治療、医療通訳、年金、医療保険、出産等
 - ・日本語語学習 [50] …日本語教室問合せ、日本語能力試験、翻訳等
 - ・教育 [5] …海外留学、進路相談、外国人からの子供の母語学習等
 - ・居住 [1] …アパート探し、引越、保証人、不動産の購入等
 - ・その他 [378] …仕事（職探し、職場環境トラブル等）、生活情報（イベント等問合せ、携帯電話・インターネット契約等）、言語・文化（講師・翻訳依頼、母国文化紹介等）、家庭問題 他
- 増加する外国人が暮らしやすい地域社会を作っていくためには、地方自治体における相談体制や情報提供体制の構築等の取組が重要であることから、各自治体の取組への財政措置（交付金）を継続・拡充するとともに、基本的な生活サービスである医療・保健・福祉・教育サービスを安心、快適に利用できるよう、環境整備を進めていく必要がある。
- また、大規模災害等の発生時に、日本人と差異なく情報が受け取れるとともに、被災した場合も安心して支援が受けられる体制を全国的な基盤として整備する必要がある。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

- 「在留外国人統計」（法務省）によると、本県における 7～15 歳の在留外国人数は、令和 3 年 12 月末現在で 114 人となっている。
- 社会生活を快適に過ごすために、言語による円滑なコミュニケーションが重要であり、新たに受け入れる外国人材に対する日本語教育の充実を図るとともに、将来的に帯同が見込まれる家族、子弟への教育体制等の充実を図る必要がある。

- 県では、令和4年3月に「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、令和3年度から「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（1/2 補助、文化庁）を活用し、日本語学習の支援強化に取り組んでいる。
- 県（教育委員会）では、国が実施する外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修への教員派遣や帰国・外国人児童生徒等教育関係者研修会の実施等に取り組んでいる。

4 外国人材が働きやすい環境の整備

- 本県における外国人労働者数は、技能実習生を中心に増加しており、令和4年10月末現在で5,747人となっており、国籍別では、ベトナム（1,846人）、フィリピン（1,044人）、中国（885人）が多く、全体の約7割を占めている。
- 公益財団法人岩手県国際交流協会が、令和元年度に県内事業所を対象に実施した「外国人労働者雇用実態調査」（R1.11月公表）の結果において、調査対象事業者から行政への要望として、「事業所や外国人が困った時に相談できる総合相談窓口の設置」や「法制度や労務管理についての研修」のほか、「生活インフラ整備」や「住宅確保」等が挙げられている。
- 外国人労働者についても、日本人労働者と同様に適正な労働環境等を確保する必要があるほか、住宅確保のための環境整備・支援、社会保険の加入促進等働きやすい環境を整備する必要がある。
- 平成31年度から、外国人材の受け入れに向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな外国人受入制度が始まったところだが、「特定技能」は転職が可能なため、賃金水準の高い首都圏等、大都市圏へ人材が集中する懸念があり、地方への定着を促進するための各種支援策を実施する必要がある。
- 就職ガイダンス、インターンシップ、キャリアフェア等外国人留学生の就職・定着に向けた地方における取組への財政支援をする必要がある。
- 令和5年度厚生労働省予算
外国人材受入れの環境整備関係予算 104 億円（102 億円）
外国人求職者等に対する就職支援、外国人労働者の適正な雇用管理に関する企業への助言・援助、外国人への多言語相談支援体制の整備 等

（参考）関係データ

① 県内の外国人居住者数（総数・国別）

（単位：人、％）

区分	H29		H30		R1		R2		R3	
	人数	割合								
ベトナム	1,326	20.0	1,606	22.3	2,051	25.1	2,108	27.1	1,912	26.6
中国	1,944	29.3	1,948	27.1	2,085	25.5	1,820	23.4	1,573	21.8
フィリピン	1,271	19.2	1,334	18.6	1,418	17.4	1,347	17.3	1,218	16.9
韓国・朝鮮	885	13.4	848	11.8	841	10.3	783	10.1	762	10.6
ミャンマー	104	1.6	178	2.5	269	3.3	291	3.7	269	3.7
インドネシア	184	2.7	217	3.0	264	3.2	238	3.1	260	3.6
米国	171	2.6	202	2.8	207	2.5	188	2.4	203	2.8
その他	742	11.2	854	11.9	1,035	12.7	1,007	12.9	1,006	14.0
合計	6,627	100.0	7,187	100.0	8,170	100.0	7,782	100.0	7,203	100.0

（法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」、各年12月末現在）

② 県内の外国人労働者数（総数・国別）

（単位：人、％）

区分	H30		R1		R2		R3		R4	
	人数	割合								
ベトナム	1,330	29.5	1,686	32.6	1,944	36.0	1,871	35.8	1,846	32.1
フィリピン	857	19.0	946	18.3	937	17.3	901	17.2	1,044	18.2
中国	1,293	28.7	1,296	25.0	1,217	22.5	1,018	19.5	885	15.4
米国	193	4.3	189	3.7	188	3.5	189	3.6	211	3.7
その他	836	18.5	1,059	20.4	1,121	20.7	1,246	23.9	1,761	30.6
合計	4,509	100.0	5,176	100.0	5,407	100.0	5,225	100.0	5,747	100.0

（岩手労働局：岩手県における「外国人雇用状況」の届出状況、各年10月末現在）

③ 県内の留学生数（総数・国別）

（単位：人、％）

区分	H29		H30		R2		R3		R4	
	人数	割合								
中国	144	48.5	158	45.5	169	40.7	144	46.3	120	37.7
バングラデシュ	9	3.0	11	3.2	34	8.2	44	14.2	42	13.2
ネパール	8	2.7	18	5.2	45	10.8	9	2.9	40	12.6
韓国	22	7.4	22	6.3	39	9.4	34	10.9	34	10.7
モンゴル	19	6.4	21	6.1	16	3.9	16	5.1	18	5.7
ベトナム	35	11.8	49	14.1	48	11.6	14	4.5	16	5.0
タイ	11	3.7	11	3.2	8	1.9	8	2.6	7	2.2
その他	49	16.5	57	16.4	56	13.5	42	13.5	41	12.9
合計	297	100.0	347	100.0	415	100.0	311	100.0	318	100.0

（岩手県内高等教育機関における外国人留学生の受け入れ状況（岩手県留学生交流推進協議会調べ）、各年5月1日現在）

【県担当部局】 ふるさと振興部 国際室

商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

教育委員会事務局 学校教育室

【要望項目】～その他府省庁別要望事項～

【内閣府】

- 1 避難所の備蓄に対する財政支援
避難所への水、食料等の備蓄に関する財政支援を行うこと

【こども家庭庁】

- 1 放課後児童クラブに対する財政支援の拡充
放課後児童クラブの待機児童の解消に向け、施設整備や運営に係る国庫補助基準の引上げ、障がい児の受入れ等への財政支援の充実を図ること

【総務省】

- 1 消防体制の充実強化に対する財政支援
自主防災組織が行う防災活動への財政支援を行うこと

【文部科学省】

- 1 被災した児童生徒の就学等に対する支援
被災児童生徒就学支援等事業交付金制度を、就学支援を必要とする児童生徒が解消されるまで継続すること
- 2 放射線影響対策への支援
 - (1) 放射性物質により汚染された土壌などの除染等に要する経費について、全面的な財政支援を行うこと
 - (2) 学校における放射線量等の測定及び測定機器の維持（校正費用等）に係る必要な経費に対する財政措置を行うこと
- 3 活断層の長期評価の見直し推進
近年頻発する地震の発生を踏まえ、新たな知見を踏まえた長期評価の見直しを推進すること
- 4 大学入学共通テストの検定料免除
大学入試センター試験の検定料免除に引き続き、大学入学共通テストの検定料について、当分の間、被災した生徒については全額免除とすること
- 5 被災地の青少年の体験研修機会の確保
 - (1) 青少年教育施設の老朽化対応に係る事業を国庫補助対象とすること
 - (2) 青少年育成に携わる現地の各種団体の活動促進や育成支援を目的とし、企画応募型の基金を創設するなど、財政的な支援を拡充すること

6 「いわての復興教育」に対する支援

東日本大震災津波から得られた教訓を語り継ぐため、被災地の復興教育の推進に係る取組に対し、財政支援を再び行うこと

7 高校生を対象としたグローバル人材育成の充実

高校生を対象とした海外留学を含むグローバル人材の育成の取組を引き続き行うとともに、財政的な支援を拡充すること

【文化庁】

1 被災地域の文化財修復に係る財政支援

頻発する自然災害により被災した文化財等の修復に係る国庫支出金制度の交付率を引き上げるとともに、対象範囲も国指定以外の文化財等に拡大すること

【厚生労働省】

1 医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等

- (1) 医学部入学定員数の検討に当たり慎重かつ長期的な視点で取り組むとともに、医師養成数の増加に対応した医育機関のスタッフ及び設備の充実のための財政支援についても十分に配慮すること
- (2) 医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること
- (3) 勤務医の過酷な勤務実態を改善し、国民が安心できる良質な医療提供体制を実現するため、医師事務作業補助者（医療クラーク）に対する診療報酬の更なる評価の充実など、医師を確保するための施策を充実させるとともに、救急の確保や勤務医の負担軽減を図るため、国民の医療機関の適正な受診について、周知を強化すること
- (4) 医師の更なる地域偏在、診療科偏在を招かないよう、制度開始による地域医療に対する影響等を検証し、地域医療の確保の観点から制度の見直しを行うなど、必要な措置を講ずること

2 被災した市町村の国民健康保険に対する財政措置

被災した市町村の国保財政については、医療費の増加等により、依然として厳しい状況であることから、安定的な運営が図られるよう、調整交付金の増額や国費による補填など、国による十分な財政支援を講ずること

3 被災地発達障がい児等支援体制継続のための財政措置

発達障がい沿岸センターは、沿岸被災地の発達障がい児・者の支援拠点機関であることから、その安定した運営を続けていくため、全額国費による財政支援を継続すること

4 がん対策の推進

- (1) がん検診について、地域の実情に応じた受診率向上に係る普及啓発や受診環境整備など、更なる重点的な取組が必要であることから、財政措置について一層の拡充を図ること
- (2) がん診療連携拠点病院において、適切な人材の育成と配置、患者や家族への支援が安定的に行えるよう、がん診療連携拠点病院機能強化事業に対する財政支援を充実させること
- (3) 20歳から40歳未満のがん患者については、療養生活における医療費助成や介護保険の法令に基づいた支援制度が少なく、患者や家族への経済的な負担の軽減を図りながら、がん患者が住み慣れた社会で療養生活を送ることができるよう、国において、これらの世代の患者に対し更なる支援制度を創設すること

5 介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等

- (1) 市町村が介護保険事業計画に基づき各種介護サービス基盤を整備し、介護を要する高齢者に必要なサービスが提供される体制が構築されるよう、基盤整備を安定的に進めるための地域医療介護総合確保基金の十分な財源を確保すること
- (2) 介護報酬改定による介護サービス提供への影響を調査のうえ、今後の改定においても、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定すること
- (3) 保険者機能強化推進交付金については、その財源として調整交付金を活用することが検討されていた経緯があるが、調整交付金は、保険者の責めによらない要因により生じる保険料の水準格差を全国ベースで標準化するために交付されるものであることから、保険者機能強化推進交付金は調整交付金とは別枠で措置すること
また、補足給付等の見直しや介護報酬の臨時改定による利用者の負担増のほか、保険料についても今後の上昇等も懸念されることから、誰もが必要な介護サービスを適切に利用することができるよう、低所得者対策を拡充すること
特に、認知症高齢者グループホームに入所中の利用者については、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となっていないことから、利用者負担の軽減策を講じること
- (4) 介護人材確保対策を一層拡充するとともに、地域の実情に応じた介護人材確保・育成対策を実施するため、地方公共団体の取組に必要な財源を地域医療介護総合確保基金により十分に確保すること
また、介護職員の処遇改善について、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に向け、現行の処遇改善加算の対象外となっているサービス事業所も含め、介護サービスの提供に関わる全ての従事者を対象にするとともに、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うこと
併せて、処遇改善の継続に当たっては、新たな財源の創設も含め、利用者の負担増や地方負担が伴わない適切な財政措置を講じること
- (5) 地方公共団体の介護保険財政にかかる公費負担割合の見直しの検討を行うとともに、被保険者の負担が過大にならないよう、保険料の上昇抑制のための支援策を講じること
- (6) 被災した地域の介護サービス提供体制の早期復旧のため、在宅サービスの事業者等を含め、サービス提供に必要な備品整備等事業再開に要する経費を補助対象とすること

6 県内労働基準監督署への労働時間管理適正化指導員の継続配置

労働者の労働条件の確保・改善等を図るためには、労働基準監督行政に係る体制を確保する必要があることから、岩手県内の各労働基準監督署に配置している労働時間管理適正化指導員（旧：労働基準相談員）について、令和6年度も継続配置すること

7 旧情報処理技能者養成施設への支援の継続

旧情報処理技能者養成施設である北上コンピュータ・アカデミーに係る運営経費について、令和6年度以降も職業能力開発校整備費等補助金（旧情報処理技能者養成施設設備事業費）による国の支援を継続すること

8 離職者等再就職訓練事業の託児サービスの制度拡充

- (1) 訓練受講前から既に自ら確保した託児施設に児童を預けている訓練生の当該施設に対する託児経費も託児サービスの対象とすること
- (2) 訓練修了後の就職支援期間もサービスの対象とし、子育て中の女性等の再就職活動への支援を拡充すること

【水産庁】

1 被災漁業者等に係る制度資金特例措置の拡充

被災漁業者等の漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置について、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に限定することなく、令和2年度末までの取扱いと同様の取扱いとすること

【経済産業省】

1 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、県・市町村が実施している被災事業者向け融資制度に対する原資の提供、利子・保証料補給（償還期間の猶予、償還減免）に対する財政支援を行うこと

2 東日本大震災復興緊急保証の適用期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、令和6年3月31日までとなっている東日本大震災復興緊急保証の適用期限を延長すること

3 被災中小企業施設・設備整備支援事業（高度化資金）の継続及び財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、被災中小企業施設・設備整備支援事業（高度化資金）を継続するとともに、貸付原資及び貸倒損失を補填する基金造成に対する財政支援を継続すること

4 県が実施する商工会・商工会議所等への支援に対する財政措置

県が実施している商工会・商工会議所等の人件費等への支援に対する財政措置について、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、小規模事業者への支援が一層強化されるよう増額すること

5 小規模事業者持続化補助金制度等の継続及び拡充

小規模事業者持続化補助金制度及び地方公共団体による小規模事業者支援推進事業を継続すること

6 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）の継続・拡充

新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、中小企業者の売上拡大や経営改善等の経営課題に対して一元的に相談に対応する窓口拠点の継続と、対応する専門スタッフの拡充を行うこと

7 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業による支援の継続・拡充

第三者への事業引継ぎや、親族内等への事業承継が一層促進・円滑化されるよう、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業による国の支援を継続・拡充すること

8 商店街のにぎわい創出や魅力創造等に向けた取組の促進

商店街のにぎわい創出や魅力創造に向けた空き店舗対策等の取組、売上の向上や消費者ニーズの多様化に対応するためキャッシュレスの推進に向けた取組等への支援を充実すること

9 災害時における燃料供給に向けた取組に対する財政措置

災害時における緊急車両等への確実な燃料供給に向け、県が備蓄燃料の管理に要する経費として石油商業協同組合並びに中核 SS 及び小口燃料配送拠点に対し負担している経費について、財政措置を講じること

【環境省】

1 放射線量低減対策特別緊急事業に対する技術的支援体制の充実

放射線量低減対策特別緊急事業補助金の事業の実施において、国の技術的支援体制を充実させるとともに、除染実施区域外で除染により生じた土壌等の処分を補助対象とするなど除染実施市町の負担の軽減を図ること

【原子力規制委員会】

1 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化等

県内全域における降下物、土壌、河川、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、国・県の空間線量率監視体制の統一的な運用、これらの結果や評価についての国民への丁寧な説明について、国の責任により確実に実施すること

2 広域での航空機モニタリング調査の継続

森林や農地等を含む県土全域での放射性物質の移動・減衰等状況の把握を目的とした、「汚染状況重点調査地域」指定県における、国による航空機モニタリング調査を定期的実施すること